

図書館情報メディア研究科修士論文

公共図書館の地方文献サービスに関する中国  
と日本の比較研究

2020年3月

201821645

鄧 蒙

公共図書館の地方文献サービスに関する中国  
と日本の比較研究

筑波大学  
図書館情報メディア研究科  
2020年3月  
鄧 蒙

## 目次

1	序論	1
1.1	研究背景	1
1.1.1	公共図書館	1
1.1.2	日本の地域資料	8
1.1.3	中国の地方文献	12
1.1.4	公共図書館における地方文献サービスの必要性と意義	15
1.2	研究目的	16
1.3	先行研究	17
1.4	研究方法	19
1.5	研究対象	19
2	中国の地方文献サービス	21
2.1	広東省立中山図書館	21
2.1.1	広東省立中山図書館の概要と沿革	21
2.1.2	広東省立中山図書館における地方文献の経緯と概況	24
2.1.3	地方文献サービスの取り組み	27
2.1.4	小括	35
2.2	黒竜江省図書館	36
2.2.1	黒竜江省図書館の概要と沿革	36
2.2.2	黒竜江省図書館における地方文献サービスの経緯と概況	39
2.2.3	地方文献サービスの取り組み	43
2.2.4	小括	48
2.3	遼寧省図書館	49
2.3.1	遼寧省図書館の概要と沿革	49
2.3.2	遼寧省図書館における地方文献サービスの経緯と概況	51
2.3.3	地方文献サービスの取り組み	53
2.3.4	小括	57
2.4	本章のまとめ	58
3	日本の地域資料サービス	63

3.1	東京都立図書館	63
3.1.1	東京都立図書館の概要と沿革	63
3.1.2	東京都立図書館における地域資料サービスの経緯と概況	66
3.1.3	地域資料サービスの取り組み	68
3.1.4	小括	74
3.2	埼玉県立図書館	75
3.2.1	埼玉県立図書館の概要と沿革	75
3.2.2	埼玉県立図書館における地域資料サービスの経緯と概況	78
3.2.3	地域資料サービスの取り組み	80
3.2.4	小括	85
3.3	茨城県立図書館	86
3.3.1	茨城県立図書館の概要と沿革	86
3.3.2	茨城県立図書館における郷土資料サービスの経緯と概況	88
3.3.3	地域資料サービスの取り組み	89
3.3.4	小括	92
3.4	本章のまとめ	93
4	結論と課題	96
4.1	比較結果	96
4.2	結論	102
4.3	今後の課題	102
	謝辞	104
	参考・引用資料	105
	付録	111
	付録 I レファレンス・聞き取り質問項目	111
	付録 II 東京資料の収集対象地域と収集対象資料の関係	125
	付録 III 茨城県立図書館郷土資料分類表	127

## 図表目次

表 1-1	中国の公共図書館数と行政体数（2016 年）	5
表 1-2	日本の公共図書館数と自治体数（2016 年）	8
表 1-3	中日の総人口数と公共図書館数（2016 年）	8
表 1-4	訪問調査の対象図書館	19
表 2-1	広東省立中山図書館の所蔵状況（2017 年）	22
表 2-2	広東省立中山図書館主な沿革	24
表 2-3	広東省立中山図書館地方文献サービスの経緯	26
表 2-4	特蔵文献の種類	27
表 2-5	広東省立中山図書館・地方文献所蔵の一部（2017 年）	27
表 2-6	広東省立中山図書館の地方文献に関わる政策	30
表 2-7	孫中山文献の経緯	31
表 2-8	広東省立中山図書館・利用状況統計（2017 年）	33
表 2-9	広東地方文献、古籍読者及び流通統計（2017 年）	34
表 2-10	黒竜江省図書館の所蔵状況（2016 年）	37
表 2-11	黒竜江省図書館主な沿革	39
表 2-12	黒竜江省図書館地方文献サービスの経緯	42
表 2-13	黒竜江省図書館地方文献の所蔵状況（2012 年 12 月まで）	43
表 2-14	黒竜江省図書館の地方文献に関わる条例	44
表 2-15	遼寧省図書館の所蔵状況（2017 年まで）	50
表 2-16	遼寧省図書館主な沿革	51
表 2-17	遼寧省図書館地方文献の所蔵状況（2015 年）	52
表 2-18	遼寧省図書館地方文献サービスの経緯	53
表 2-19	遼寧省図書館の地方文献に関する制度	55
表 2-20	地方文献に関わる制度の比較	62
表 3-1	東京都立図書館 PR 戦略	64
表 3-2	東京都立図書館主な沿革	66
表 3-3	東京資料サービスの経緯	67
表 3-4	東京資料に関する規程・方針	69

表 3-5	埼玉県立図書館主な沿革	77
表 3-6	埼玉資料サービスの経緯	80
表 3-7	茨城県立図書館主な沿革	88
表 3-8	茨城県立図書館における郷土資料サービスの経緯	89
表 3-9	地域資料閲覧室・コーナー名称の変遷	94
表 3-10	収集方針における地域資料に関わる内容の比較	95
表 4-1	図書館規模・地方文献閲覧室の設置時期に関する比較	96
表 4-2	地方文献の収集範囲に関する比較	97
表 4-3	地方人士の範囲に関する比較	97
表 4-4	地方文献分類法の比較	99
表 4-5	地方文献閲覧室の利用に関する比較	100
図 1-1	中日行政区分の対照図	4
図 2-1	広東省立中山図書館・特蔵部の組織設置	32
図 2-2	広東省立中山図書館・地方文献検索ページ	35
図 2-3	黒竜江省図書館・特蔵特蔵建設サービスセンターの組織設置	45
図 3-1	東京都立図書館・サービス部組織図	70
図 3-2	埼玉熊谷図書館の機構・組織	81
図 3-3	子ども向け地域資料案内・「この本の使い方」ページ	83
図 3-4	茨城県立図書館・組織図	91
図 3-5	茨城県立図書館・貸出用郷土資料ラベル例	92

# 1 序論

## 1.1 研究背景

### 1.1.1 公共図書館

#### ① 中国の公共図書館

中国における初の公共図書館法である『中華人民共和国公共図書館法』（以下「公共図書館法」と称す）は2018年から実施された。公共図書館法第一章の第二条では、公共図書館を「社会公衆に無料利用に供し、文献情報を収集し、整理し、保存して、検索、貸出および関連サービスを提供し、社会教育を行う公共文化施設（文献情報は図書報刊<sup>[1]</sup>、音像製品、マイクロ製品、デジタル資源などを含める）」と定義した。

中国最古の文字は殷王朝後期<sup>[2]</sup>の甲骨文にさかのぼることができる。文献が記載された材料は亀甲や獣骨から竹や絹帛に変わり、殷代には歴史を記録する「典」、「冊」があつて、こうした文献は「史官」という専門の文献管理者によって収集、蓄積、整理、保存を行っていた。こちらは中国の図書館に関する最も早い活動である。こちらの王室や諸侯の官府蔵書とそれ以後の中国古典蔵書の中心的な存在であつた私家蔵書のほか、寺観蔵書、書院蔵書、蔵書楼も数多く存在していた。こうした蔵書楼は「保存」の機能を強調し、図書を収容する場所であり、これらの「図書館の原型」という場所は一般民衆のために設置されたものではなく、社会の少数である官吏や読書人のためにすぎなかつた。西洋の図書館思想と教育普及の影響を受け、現代的な図書館の「利用者本位」の理念が浮き上がっていた。蔵書楼は文化的な記録を保存する非常に重要な機能を持っていたが、民衆に公開されることはなく現代的な図書館の理念と相違し、最終的に現代の図書館に取って代わられた。19世紀末になり、改良派や一部進歩的な人士が社会教育施設としての近代的な図書館を開設と訴えかけ、1904年になり、湖南省と湖北省に中国初の省レベル公共図書館が登場した<sup>1-2</sup>。

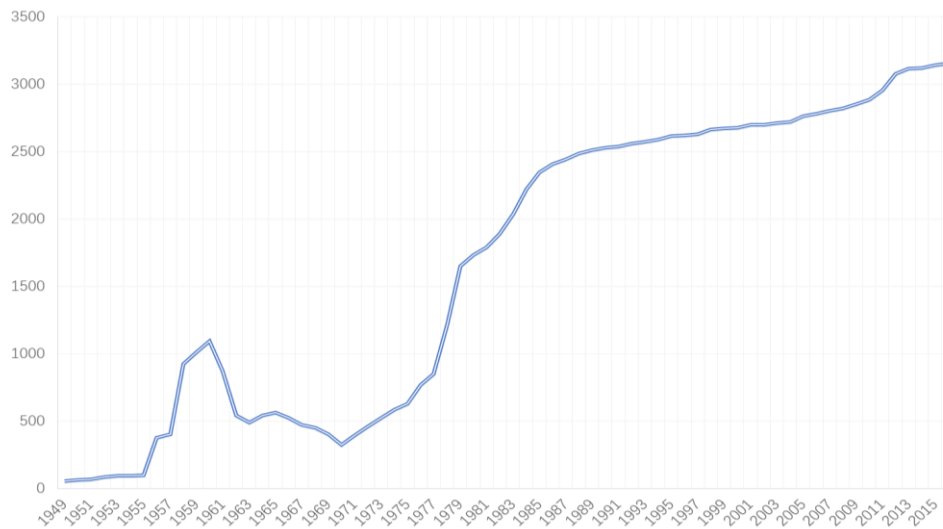
---

[1] 報紙（新聞）と逐次刊行物の略称

[2] B. C. 14世紀ごろ－B. C. 11世紀ごろ

図 1-1 に示したように、現代の図書館事業は建国の 1949 年から始まり、発展は大きく三つの時期に分けられ、曲折を経て最初の 55 館から、2016 年までは 3153 館に達した。第一の時期は 1949 年から 1958 年まで、ソビエト連邦の図書館の経験と技術を学び、図書館が大きく発展していた。それから第二の時期、1958 年から 1976 年までは曲折を経て発展の時期で、二つの階段に分けられる。1958 年から 1960 年までは中国歴史の「大躍進」という時期で、公共図書館の発展が速すぎて国家と国民の負担となり、その結果として「大躍進」の後に図書館の数が減ってしまった。それから、1966 年-1976 年は「文革」という時期では建国後の図書館事業を全面的に否定し、図書館と蔵書が大きく破壊され、図書館事業の発展が極めて頓挫していた。最後は 1976 年から今まで、「文革」の過失を直し、1978 年の「改革開放」を経て、公共図書館が着実に発展し、中国の図書館事業は新しい発展段階に入った。

図 1-1 中国の公共図書館数の経年変化図



出典：「国家数据」より筆者作成

外国図書館の実践を見学し、外国代表団、専門家と学者を招くなどの活動により、外国の先進的な図書館理念と技術方法を学ぶことは、その時期中国図書館界の重要な活動であった。1988 年末までには、130 以上の国と地域との図書館交流を行ってきた。そのうち、日本図書館は交流の重要な対象の一つであり、



中国図書館事業発展の初期では日本図書館の理念、建設、整備などの導入することが多かった<sup>3</sup>。例えば、民国初期、黒竜江省図書館の蔵書管理は日本文部省著の『図書館管理法』すなわち「日本十進分類法」に従って図書の分類を行った<sup>4</sup>。日本側も、このような交流から影響を受けた。1926年杜定友の訪日は日本の図書館学の発展に大きな影響を与え、杜定友が創造した「圖」は間宮不二雄の導入を通り、1926年から1950年代の日本図書館界によく見られる用語となり、中日図書館界の交流の「圖時代」を開いた<sup>5-6</sup>。そこで、中国の図書館と日本の図書館との交流の歴史と経緯があり、日本の図書館と比較研究を行う意義と比較する可能性がある。

欧米の先進的な図書館のように、創建初期から法的保障がなく、中央と地方政府は指示と命令を出している。法規を發布する形で図書館の発展を規範し、このような法規が図書館発展の根拠であった。1955年7月に頒布した「図書館事業の強化に関する文化部の指示」には「公共図書館は人民に対し愛国主義と社会主義教育の文化的事業を推進する機構」と公共図書館の性質を規定した。1957年に国務院は「全国図書館協調方案」を批准し、北京図書館、中国文化部、教育部などの図書館の専門家が参加し、図書館についての全体計画を立て、相互調整を図ることが決められていた。「方案」が發布された後に、全国の図書館は横断的な連携と協力を図り、図書購入、同一編目、連合目録、相互貸出、人材養成などの方面から中国の図書館事業を推し進めた。1978年に、「省・自治区・市図書館事業条例」を基礎として、「省・自治区・市図書館の工作条例」が制定された。それより以後、数多くの省、自治区、直轄市はあいついで「市、県図書館工作条例」を制定し、市と県の図書館事業を指導した。

この通り、中国の公共図書館の設置主体は政府であり、日本のように地方自治体がそれぞれの図書館を管轄することはなく、省・自治区・市・県の政府が公共図書館を設置、管轄する。2018年1月1日、公共図書館のあるべき姿を規定した『中華人民共和国公共図書館法』が実施され、中国初めての公共図書館法として、法的な位置づけがようやく前進への一步を踏み出すことになった。図書館に関する法律は公共図書館の発展を保障するかけがえのないものであり、中国の図書館法は遅れていたが、公共図書館が重視され、これから公共図書館の発展が期待される。

## ② 中国の地方制度と公共図書館の設置状況

『中華人民共和国公共図書館法』の第四条では、「県級以上の人民政府は公共図書館事業を本級国民経済および社会発展計画に組み入れ、公共図書館の建設を城郷計画と土地利用総体計画に組み入れるべきである。(後略)」と県級以上の行政区を公共図書館の設置することを規定した。中国の公共図書館の概況を理解するために中国の行政区分を理解する必要があり、本項では中国の行政区分と公共図書館の設置状況を述べる。

中国の地方行政は、基本的に省級、地級、県級の3つのレベルに分けられ、省級は直轄市、省、自治区、特別行政区が設置されている。省級の下は市級で、地区、自治州、盟、地級市が設置され、さらに市級の下に、県級の区、県、県級市、旗、林区が設置されている。2019年現在、省級地方には、23省のほか、5つの民族自治区、4つの直轄市および2つの特別行政区がある<sup>7</sup>。日本の行政区分との関係については、中国省級行政区画は日本の都道府県に、地級は日本の市に、県級は日本の町村に当たる。

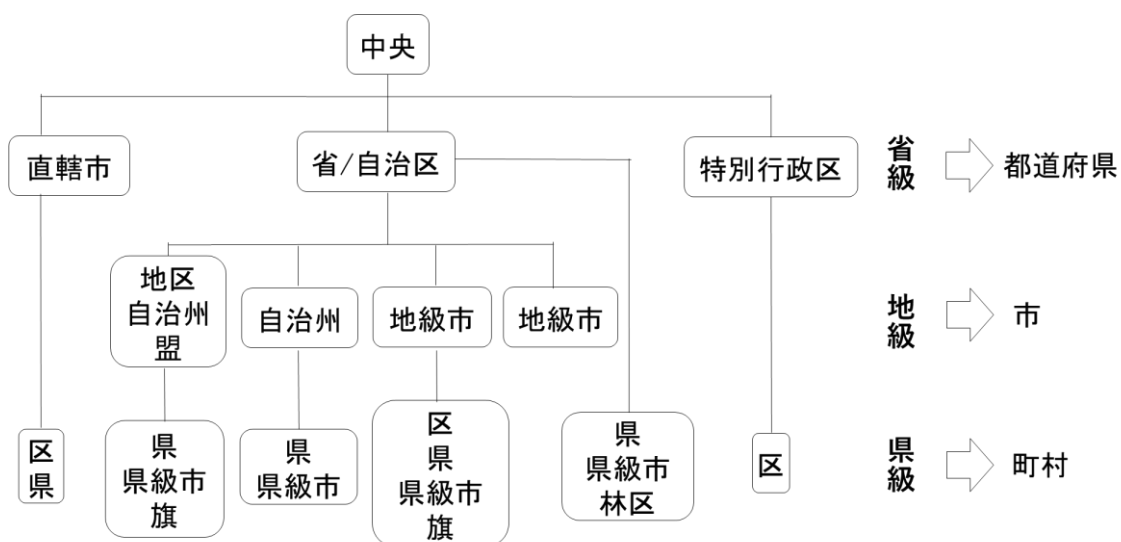


図 1-1 中日行政区分の対照図

出典：「中華人民共和国行政区划」より筆者作成

表 1-1 に示したように、2016年時点で中国には公共図書館が合計 3153 館あり、そのうち、国家図書館 1 館、省級図書館 39 館、地級図書館 369 館、県

級図書館 2744 館が整備されている<sup>8</sup>。

表 1-1 中国の公共図書館数と行政体数（2016 年）

	図書館数	構成比	行政体数	館/行政体
国家図書館	1	0.03%		
省級図書館	39	1.23%	31	1.26
地級図書館	369	11.70%	334	1.10
県級図書館	2744	87.02%	2851	0.96
総計	3153	100%	3216	0.98

注) 台湾、香港、澳門を除く、私立図書館の該当データなし

出典：「国家数据」より筆者作成

行政体別の構成比から、中国における公共図書館が最も多いのは県級図書館で、全国の 87.02% に占めている。それは、県級の行政体数が一番多く図書館数が多いのも当然であったが、県級では一つの行政体に平均 0.96 館あり、県級の公共図書館の整備がまだ不足と言える。地級図書館は平均的に 1.1 館が設置されたが、中国の地域は一般的に広く、人口数も多いことから、1 館だけでは市民の要求に応えることが難しいと推測できる。全体的に、中国では一つの行政体に設置されている図書館の数が 0.98 で 1 館未満という状況で、『中華人民共和国公共図書館法』の指示に従い、住民の文化的・精神的な要求を応えられる公共図書館の建設することが望まれる。

### ③ 日本の公共図書館の概況

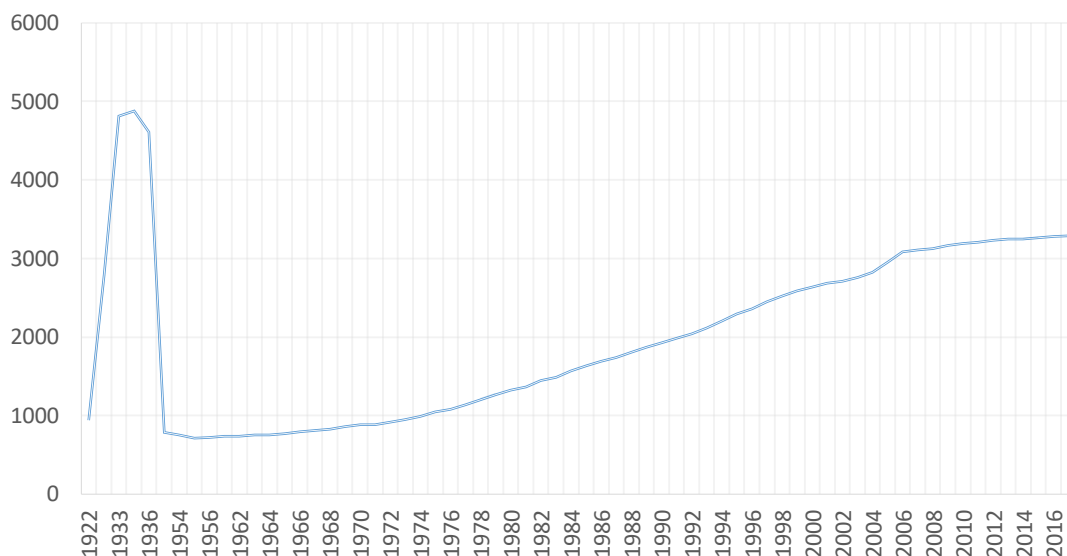
日本 1950 年の『図書館法』において、「図書館」は「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）」と定義された。そのうち、「地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。」と公立図書館と私立図書館を定義付けた。それとは別に、日本の図書館界では「公共図書館」という用語も存在し、一般的には、自治体が設置する「公立図書館」と、法人等

が設置する「私立図書館」を総称して「公共図書館」と呼んでいる。『図書館情報学用語辞典』第4版により、公立図書館と公共図書館の関係を「日本では私立図書館が少なく、ほとんどの公共図書館が公立図書館なので、両者を同じ意味で用いる場合も多い。」と指摘され、『図書館用語辞典』においても、「公共図書館には、狭義には公立図書館と私立図書館が含まれるが、一般には公立図書館と同義に用いられることも多い。」と指摘された。「公立図書館」と「公共図書館」は本来違う意味であるが、区分なく用いられることが多い。本研究では、日本の私立図書館には触れおらず、「公立図書館」を使うのが厳密であるが、用語の呼称が混在することを避けるため、中国も一般的に使っている「公共図書館」を用いることにする。

中日の公共図書館の定義から、中国の公共図書館は、「無料」を強調し、図書館の伝統的な収集、保存、貸出等基礎で伝統的な役割を果たす「公共文化施設」というイメージである。日本の場合に、図書館法が伝統的な役割を規定したほか、図書館の「教養、調査研究、レクリエーション」などの図書館機能も注目している。美術品、レコード、フィルムを収集したり、鑑賞会、映写会を主催したり、利用者は図書館へ直接に行けるように場所としての図書館・空間としての図書館像を築いた。また、利用者の生活を向上させ、若者、高齢者、無職者などへの配慮も見受けられる。

日本の図書館の歴史は、文庫、書庫、書府、経蔵や書籍館に遡る<sup>9</sup>。福沢諭吉がはじめに近代的な欧米の図書館制度を日本に紹介し、1872年5月に明治政府に幕府の遣欧使節団の経験を活かした「書籍院建設ノ儀」という建白書により<sup>10</sup>、初の国による近代的図書館「書籍館」が文部省によって設けられ、日本初の公共図書館である「京都集書院」が京都で設けられた。1899年公布の図書館令において図書館という語が用いられたことで、知識階層以外の一般国民にも図書館の存在が定着し<sup>11</sup>、図書館の発展も顕著な発展を遂げてきた。しかしながら、1939～1945年第二次世界大戦が原因で図書館が大きく破壊され、1955年頃からだんだん回復されていた。1950年の図書館法の制定などは、今日本図書館の基礎になり、1963年日本図書館協会から刊行された『中小都市における公共図書館の運営』は、中小公共図書館運営の指針であった。それより以後も順調に発展してき、2016年まで公共図書館数は3280館に達した。

図表 1-2 日本の公共図書館数の経年変化図



出典：『中央図書館に関する調査』、『日本の図書館一統計と名簿』などより筆者作成

日本の都道府県立図書館では、1910年代に設置されたところが最も多く、かなり古い年代に設置された図書館が多い。市区町村立図書館では、最も多く設置されたのは1990年代であり、続いて1980年代、2000年代と続く、県立図書館より遅い時期に設置された公共図書館が多い。規模の大きな自治体ほど、古くから図書館を設置しており、自治体規模が小さくなるにつれ、後から設置されていることが多かった。

それから、自治体種別の構成比を見てわかるように、数が最も多いのは市区立図書館で、80%を占めている。平均的、一つの自治体は三つ以上の図書館を持っているが、一つの自治体が持っている町村立図書館は一館未満である。中国では、日本の町、村にあたり行政体が持っている公共図書館の数が少なく、ほとんど図書室、閲覧室の形である。全体的には、一つの自治体が持っている公共図書館は一館以上2館未満である。

また、複数の県立図書館を設置している自治体については、秋田県、埼玉県、東京都、神奈川県、福井県、京都府、大阪府、和歌山県、鹿児島県には2館があり、千葉県では3館をを持っている。市区立図書館の数が最も多のが東京都

(379 館) で、町村立図書館の数が最も多くのが北海道 (75 館) である。

表 1-2 日本の公共図書館数と自治体数 (2016 年)

	図書館数	構成比	自治体数	館/一自治体
都道府県立	58	1.77%	47	1.23
市区立	2590	78.96%	813	3.18
町村立	613	18.69%	928	0.66
私立	19	0.58%		
総計	3280	100%	1788	1.83

出典：『日本の図書館一統計と名簿』より筆者作成

2016 年まで、中国の人口数は 13.8 億で、日本の十数倍であったが、公共図書館の数は日本より少ない。約 4 万人あたり一つの公共図書館が存在する日本に対し、約 1 対 11 の状況で、中国は約 44 万人あたり一つの公共図書館が存在する。このデータから見れば、中国の公共図書館の整備は日本より遅れていると言える。

表 1-3 中日の総人口数と公共図書館数 (2016 年)

	総人口 (億)	公共図書館数	万人/館
中国	13.8	3153	43.8
日本	1.27	3280	3.9

出典：「中华人民共和国国家统计局」<sup>12</sup>、「総務省統計局」<sup>13</sup>より筆者作成

### 1.1.2 日本の地域資料

#### ① 「郷土誌料」、「郷土史料」と「郷土資料」

従来、日本の図書館界では、地域に関わる資料を郷土誌料、郷土史料、郷土資料、地域資料などの用語が使われている。まず、「郷土誌料」「郷土史料」は過去の用語の印象がある。「誌料」、「史料」、「資料」の弁別について、『広辞苑』により、「誌」とは、①書きしるすこと。記録。文書。「日誌・地誌」②雑誌の略。「週刊誌・紙誌」、「誌料」の意味である<sup>14</sup>。「誌料」は最初の時期に使われていた用語で、現在でも、東京市立日比谷図書館が 1450 年代から大正・

昭和に至るまでの東京に関するの郷土資料を「東京誌料」と呼んでいる。「史料」とは「歴史の研究または編纂に必要な文献・遺物。文章・日記・記録・金石文・伝承・建築・絵画・彫刻等。文字に書かれたものを「史料」、それ以外を広く含めて「資料」と表記することもある。」であり、「資料」は、「①もともになる材料。特に、研究・判断などの基礎とする材料「一収集」「参考一」②試行の結果。または結果を数量で表したものの。」と解釈されている<sup>15</sup>。それから、『図書・図書館用語集成』により、「郷土史料」を「その図書館の設置されている地方に関する図書・絵画・地図、その他の郷土関係の資料。」と定義され、「史」は「できごとを書きしるしたもの。記録。文書」の意味で、「史料」とは「歴史の編集・研究に使う材料」ということです。」と定義付け、「郷土志料」を「その図書館の設置されている地方に関する図書・絵画・地図、その他の郷土関係のコレクション。」と定義づけた。また、「その図書館の設置されている地方に関する図書・絵画・地図、その他の郷土関係のコレクション。」と「郷土資料」を定義し、「郷土」とは「ふるさと・生れ育った土地」ということ。「資料」は「もともになるもの。研究などの基礎となる材料」のことである。つまり「生れ育った土地について研究するための基礎となる材料」。をいうのです。」と解釈している<sup>16</sup>。ここから、「郷土史料」、「郷土志料」、「郷土資料」は大体同じ意味ととらえ、文字の表記の違いがあるだけと理解すればいいであろう。

## ② 「郷土資料」、「地域資料」と「地方行政資料」

それから、現在でよく使われている「郷土資料」、「地域資料」、「地方行政資料」について、「図書館法」第三条第一項には、「郷土資料、地方行政資料」その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供することを規定されており、郷土資料と地方行政資料を区別し用いている。『図書館用語辞典』においては、郷土資料について、「これまで郷土史に関する資料が中心に考えられ、ともすると趣味的・好笑的に扱われてきた感じがあった。郷土を歴史的に知ることも重要であるが、それとともに、郷土の現状を知り、「今日の市民生活に直接結び付いた、市民生活に有用な資料」（『中小都市における公共図書館の運営』）が重視されなければならない。したがって行政資料を併せて重視すべきであ

る。」<sup>17</sup>と論じている。また、地域資料については、「特定の地域で刊行あるいは生産され、また、その地域に関して記述されている資料。(中略) 地域資料は、従来、郷土資料と同義語として用いられることが多かったが、現在では、郷土資料と、該当地域の地方自治体が刊行し、また製作する地方行政資料とに分ける考え方が一般的となってきた。」<sup>18</sup>と指摘された。こちらの「郷土資料」と「地域資料」の論点から、1982年までには、歴史的な「郷土資料」と現代的な「地方行政資料」を併せて重視する傾向があったが、「郷土資料」と「地方行政資料」を一体に考えていなかったと言える。

このように、用語の定義が明確化されていなかった日本の公共図書館では、「地域資料」「郷土資料」「地域行政資料」などの用語を各館独自の定義で用いていた。新しい局面を開いたのは、1999年に日本図書館協会の図書館員選書として出版された『地域資料入門』である。この本において、地域資料を「当該地域を総合的かつ相対的に把握するための資料群と捉え、発行者として行政体と民間（出版社や団体、個人）を問わず、また主題として歴史、行財政、文学その他を問わず、地域で発生するすべての資料および地域に関するすべての資料」と定義されている<sup>19</sup>。この定義により、地域資料の概念が明確化され、以降「地域資料」といった用語が定着化してきたと考えられている<sup>20</sup>。「地域で発生するすべての資料および地域に関するすべての資料」という文言から、地方行政資料は地域資料の一部として扱うことは間違いないであろう。

しかしながら、現在でも「郷土資料」という名称を使っている場合が多く、「地方行政資料」と別扱いの場合も少なくない。『図書館情報学用語辞典』第4版（2013）においては、「郷土資料」を、「図書館資料の種類の一つで、図書館の所在する地域や自治体に関係する資料。以前は、郷土史に関する資料とみなされた。地域資料ともいう。(中略)内容的には、郷土に関係した資料という場合と、郷土人や出身者による著書や郷土での出版物、さらに古文書や出土品などまで含める場合がある。また、行政資料を、郷土資料の一部とする場合と別に扱う場合とがある。」<sup>21</sup>と解釈している。それから、「行政資料」については、「政府機関や地方自治体およびその類縁機関、国際機関が刊行した資料。各機関の資料に基づいて作成された民間の出版物を含めることもある。一般に行政資料という捉え方は、公共図書館が当該自治体の資料を収集、提供、保存



するときには用いられる。独立したコレクションである場合と郷土資料の一部となる場合とがある。」<sup>22</sup>と定義した。こちら「郷土資料」と「行政資料」の定義から分かるように、「行政資料」を「郷土資料」の一部と扱う場合も独立したコレクションである場合もあることが明らかにした。

2008年、日本国立国会図書館の「地域資料に関する調査研究」において、「地域や郷土に関する資料コレクションの名称」の問いに「郷土資料」と回答した図書館が73.2%と最も多く、次に「地域資料」9.4%、「郷土行政資料（行政郷土資料を含む）」8.4%、「地域行政資料（行政地域資料含む）」3.3%の順であった<sup>23</sup>。この調査から10年以上が経過し、地域資料を取り巻く状況は大きく変化していた2016年に実施した「公立図書館における地域資料サービスに関する実態調査」においては、全体として、「郷土資料サービス」が60.8%と最も多く、次に「地域資料サービス」（17.7%）、「郷土行政資料（行政郷土資料）サービス」（10.1%）、「地域行政資料（行政地域資料）サービス」（3.4%）という順となる<sup>24</sup>。10年の比率の変化から、「郷土資料」は依然として「地域資料」よりよく使われていることが分かった。図書館法など用語の影響があるかもしれないが、名称の違いは実際に行っているサービスの性格にも影響し、「郷土資料」から「地域資料」への変遷がこれからの動きであろう。

### ③ 本研究における「地域資料」と「地域資料サービス」

そこで、「郷土資料」は過去から受け継ぐ用語であり、地域資料と郷土資料が同義語としてあつかわれていたが、現在では郷土資料は地域資料の一部であるとする考え方が一般的であり、郷土資料と地方行政資料の総称が地域資料であると理論的に理解している。しかし、そのまま「郷土資料」を用いながら地方行政資料を収集する図書館も存在し、郷土資料を地域資料の同義語、郷土資料は地域資料の一部として二つの理解があり、単に用語から収集の範囲を判断できるものわけでない。本研究では、事例研究の対象図書館がそれぞれ指定した名称をそのまま引用し、また、地域資料発展の経緯を説明するときに、「郷土資料」「誌料」「地域・行政資料」などの用語を固有名詞として使い、その他説明の場合は「地域資料」を用いる。

2016年に実施した「公立図書館における地域資料サービスに関する実態調

査」の結果より、都道府県立図書館における地域資料サービスの実施率は100%で<sup>25</sup>、市区町村立における地域資料サービスの実施率は、96.1%であった<sup>26</sup>。日本では、図書館で地域資料を収集していない公共図書館はほとんどない状況である。同調査報告書では、地域資料サービスについて、(1)図書館概要・地域資料サービス概要、(2)収集・整理・保存、(3)利用・提供、(4)デジタル化、(5)電子行政資料、(6)連携・協働の実施状況等を調査した。それと同時に、『地域資料入門』における「地域資料」の定義を参照し、「地域資料サービス」を「上記のような資料を収集・整理・保存・提供することによって、当該地域に居住する住民を中心とした図書館利用者の多様な資料・情報ニーズに応えること」と定義した。本研究では、全国図書館協議会が定義した地域資料サービスの概念を用いる

### 1.1.3 中国の地方文献

#### ① 広義と狭義の「地方文献」

中国の図書館界では、地域に関する資料を「地方文献」と称えている。地方文献の定義はまだはっきりされていなく、現在では約60年前に杜定友が提唱した「地方文献」の概念が一般的に使われている。1957年に杜定友は「全国図書館人員訓練班」のために執筆した『地方文献の蒐集と使用』という講演の原稿で、「地方文献とは地方に関するすべての資料である。各種の記載形式を通じて表し、例えば、図書、雑誌、新聞、画像、写真、映像、画片、レコード、拓本、フォーム、チラシ、手形、原稿、印模、簿記など」<sup>27</sup>と地方文献の意味を述べ、紙資料だけでなく、視聴覚資料、現物資料への重視も見られる。さらに、杜定友はこのような地方文献を「地方史料」、「地方人士著述」と「地方出版物」の三分に分けたと言われている。こちらは、それより以後地方文献理論の基礎となった。1998年5月、湖南省韶山市で執り行なわれた全国最初の地方文献理論と実践検討会において、地方文献の概念を「広義」と「狭義」二種類の理解を分別した<sup>28</sup>。杜定友が提唱した概念がいわゆる「広義」の概念であり、それに対し、狭義な地方文献は「地方史料」に指す。この定義以外、地方文献を「ある地域の知識を記載する文献」(黄俊貴,1999)<sup>29</sup>、「特定地域の自

然現象と社会現象及び群体活動方式を記録する文献」(駱偉, 1988)<sup>30</sup>等、文化学、技術・知識・符号・運び手の角度、歴史・史料の角度から地方文献を論じる学者もいったが<sup>31</sup>、それほど大きな影響を起こしていなかったと言える。このように、地方文献の定義に対する様々な検討が存在するにもかかわらず、杜定友の概念に基づき、地方文献の三区分を詳しく論じ、その概念を完璧させる検討が多かった。この概念は論理的に不足が存在し、地方史料、地方人士著述と地方出版物は排斥関係でなく、概念としては不成立であるという批判もあったが<sup>32</sup>、結果としてはこの概念の「見直し」という結びになり、新しく地方文献を定義する意図ではなかった。この定義は実践の角度から見れば、具体的性、通俗性、操作性が強いため、長い時期には存在していくであろう。

## ② 地方文献の三区分

現在の中国における地方文献の三区分を説明する。まずは、地方史料は、地域範囲内の政治、経済、歴史、文学及び自然科学など方面の各形態の文献資料であり、すなわち内容的に地方の特徴を持つ地域性資料である<sup>33</sup>。地方史料は地方文献収集の中に重要な部分として、従来最も重視されている地方文献の核心部分である。指摘された対象は明確であり、あまり議論が引き起こらない部分である。それから、地方文献の狭義概念の範囲として使われている場合もある。

しかしながら、地方人士著述と地方出版物の定義の範囲はよりよく論じられる部分で、様々な議論があり、なかなか合意が達成されていない。例えば、「地方人士著述」とは、地域の人士の著述である。この叙述において、「地域」、「人士」、「著述」はいずれも違う範囲がある。地域については、本籍、出身地、居住地、勤務地、影響を与えた地域などがあり、人士については、郷土人、住民、有名人、学者、作家などがあり、著述は名作、一般的な作品、個人作品などがある。また、「地方出版物」も大体同じ状況であり、地方の範囲は一般的に所在地に指すことで明らかであり、出版物の範囲はそれぞれがある。おおよそに二つの意見がある。一つは、地方出版物はある程度にある時期におけるある地域の経済、政治、文化などの発展水準を反映することができるため、資料の形態を問わず、資料の内容もとらず、所在地域の出版物を全般的に収集すべきである。

もう一つは、地域の内容を触れていない出版物を考えなく全般的に収集すると、所蔵する資料は地域の特色を表すことができなくなり、収集者と利用者を混乱させる可能性があるため、内容的に地方に関する地方出版物しか収集しない意見である。

このような議論の中心は、図書館が地方文献のどの部分を重視していることによると思われる。文献も著者も独自に地方を代表することができ、地方文献の要素としてどの基準で収集するのは、地方の特徴を表す「内容」、運び手自身としての「文献」と文献生産者の「人」どちらが重視すべきの問題であろう。たとえば、内容的には地方に直接関わらない作家の書画作品、手紙、証明書など地方人士著述以外の現物資料は地方文献として収集すべきかどうかについての議論は間違いなく「文献」と「人」どちらを重視すべきの問題である。しかし、必ずしもはっきり定義されないといけないものでなく、そもそもはっきり内容を限定することが難しい事物であり、強いて一致させることはできなく、ある図書館がそれぞれ地域実況、図書館経費などに応じて各自に範囲を増減するになるであろう。

ここで、注目すべきなのは、これらの議論の中に日本の「行政資料」にあたる「政府情報」が一切触れられていないことである。確かに図書、新聞、雑誌、広報、年鑑、統計資料などの政府出版物はすでに地方出版物として収集されたかもしないが、独立な収集単位としては収集しておらず、概念上にも政府情報への重視することがほとんど見えない。実際にも、中国の政府情報を公開する意識がそれほど強くないため、公共図書館には政府情報を収集・提供することは少なく、収集・提供がある場合にもこれらの資料を地方文献の一部として扱うことをあまり意識していないと推測できる。日本の「郷土資料」から「地域資料」概念の変遷から見れば、中国は総体的に日本過去の「郷土資料」の理解する段階にとどまっていると言えるだろう。

### ③ 本研究における「地方文献」と「地方文献サービス」

本研究では、地方文献の広義概念を用い、概念辺沿が幅広いため、各図書館が定めた範囲をそのままに引用する。それから、地方文献サービスについては、日本の「地域資料サービス」の概念にあたり、中国では「地方文献工作」と「地

方文献サービス（サービス）」二つの言い方がある。「地方文献工作」は図書館員の作業に指す、「地方文献サービス」は利用者に対するサービスに指すという中国語のニュアンスがあったが、実際にはいずれも地方文献の収集、徴集、整理、保存、管理、研究、閲覧、レファレンス提供など全般的なサービスのことに指す。また、広義の「地方文献工作」は「地方文献の生産、伝播、開発利用に関する業務」に指す、狭義では「地方文献の伝播、開発利用の一部に関する業務」に指している。図書館における地方文献工作は狭義の範囲であり<sup>34</sup>、本研究では狭義の概念を用いる。また、中国と日本の地方文献・地域資料を対比、説明するなど特にどちらのことも指していない場合には、「地方文献」、「地方文献サービス」を用いる。

#### 1.1.4 公共図書館における地方文献サービスの必要性和意義

公共図書館は、貸出、レファレンスなど様々なサービスを提供し、地方文献サービスは公共図書館サービスの中に重要な一環である。『中華人民共和国公共図書館法』第二十四条では、「(前略) 政府が設立した公共図書館は地方文献情報を系統的に収集すべき、地方文化を保存、伝承する(後略)」と定め、法的に公共図書館における地方文献の必要性が位置づけられており、地方文献サービスに取り組むべき根拠となる。これより以前にも、1982年12月中国国家文化部が頒布した法規制文献「省(自治区、市)図書館工作条例」第一章第二条に、「文化典籍及び地方文献の蒐集、整理、保存」を省級図書館の主要任務の一つとして規定され、同法規の第二章第三条には、「本省(自治区、市)の正式出版物及び本地区に関連する地方文献資料を網羅的に収集」と地方文献サービスを図書館の主な役割として規定された。地方文献サービスは公共図書館における避けられない基礎業務の一つである。

日本では、早くも1950年の『図書館法』で、公共図書館サービスの最初の項目として郷土資料、地方行政資料の収集を規定し、法的に図書館における地域資料の重要性を位置づけられた。

また、『地域資料入門』においては、地域資料サービスを「図書館サービスのもっとも基本的なところに位置する地域資料の提供サービスの復権を宣言し、(中略) 地域資料を核とした情報提供サービスを図書館サービスのもう一

つの柱にすることを主張した。」と述べ、その理由を「最終的な責任」、「専門性」および「地方分権」三つの視点から述べた。具体的には、まず、地域資料こそ当該地域の図書館のみが唯一扱いた責任をもって提供できるである。それから、地域資料は、一般資料のように収集・整理・保存・提供がそれぞれ他に依存することができなく、担当者は図書館員としての専門知識を総動員する必要がある。最後には、地方自治の権限を付与された地方自治体の議員や市民は政策を判断するときに役立つ資料や情報を提供する必要性が高まり、高度なサービスが要求されるようになった<sup>35</sup>。このように、公共図書館における地域資料の提供する責任、提供できる専門性及び提供すべき要請が確認され、公共図書館における地域資料サービスの必要性も明らかにした。以上のとおり、中国でも日本でも、公共図書館が地方文献・地域資料サービスを取り組むのは法律で規定された機能のみならず、公共図書館しかサービスを提供できず、他の機関に責任を転嫁できない公共図書館の専門性にある。

さらに、地方文献を通し、地域社会の自信と誇りを取り戻す重要な影響を与えるだけでなく、個々の図書館の独自性を示すものである。当該図書館しか所蔵していない地方文献は、公共図書館が地元にもふさわしいシンクタンク機能を発揮して地域振興に資する機構になれるために大きな影響を与える。公共図書館サービスの重要な一環である地方文献サービスの進むことにより、中国の公共図書館を発展させることも期待されている。

## 1.2 研究目的

以上の背景を踏まえ、本研究では、まず、中国で存在している地方文献の概念を整理したうえで、日本の「地域資料」に関する理論研究を参考し、中国「地方文献」の概念を再考する。それから、中国の公共図書館における地方文献サービスの現状を明らかにし、日本の公共図書館における地域資料サービスの取り組みを参考し、中国の公共図書館における地方文献サービスを発展させる方を明らかにすることを目的とする。

### 1.3 先行研究

中国の地方文献に関する研究は 1951 年から始まり、2010 年に論文数はトップに達し、2016 年までに 5342 篇の論文が発表された<sup>36</sup>。本節では、中国の地方文献研究レビュー、地方文献サービス現状と課題、日本の理論研究と実態調査、中国と日本の比較研究の四方面から先行研究を紹介する。

首都図書館の北京地方文献部では、1949-1997 年の間に地方文献に関する論文と専門書合計 170 篇以上を収集、編纂し、『図書館地方文献論文匯纂』を出版した。林岫、王煒（2000）<sup>37</sup>はこの論文集に基づき、論文発表の基本状況、地方文献の概念と範囲、地方文献の特徴、地方文献の種類など論文内容について、約 50 年の研究をレビューした。結論としては、まず、大学と研究機関が発表した基礎理論に関する研究の数が少なく、具体的な工作と経験を紹介する論文が 70%に占めるが、内容は似ている場合が多かった。それから、地方文献の発展は不均衡であり、工作の内容は規範されていなく、地方文献領域の研究はまだ科学的な理論研究レベルに達していないと指摘した。

それより以後、戴曉紅（2012）<sup>38</sup>は「中国期刊<sup>[1]</sup>全文データベース」に 2002-2011 年の地方文献に関する研究論文を対象とし、論文の発表機構、核心期刊と論文内容で構成され、10 年間、1713 篇の研究をレビューした。論文内容については、地方文献の開発利用に関する内容が最も多く、ついでに地方文献のデジタル化、特別な収集方法、連携と共有、無形文化遺産の研究に関する領域はこの時期の研究重点であった。結果として、地方文献の基礎理論研究が依然として弱く、大学図書館および類縁機構との連携も強化する余地があると指摘した。

次に、地方文献サービスに現状と課題について、許志雲（2016）<sup>39</sup>は公共図書館における地方文献建設の現状および全媒体時代における地方文献建設の挑戦と変革を論述した。地方文献部の設置、専門職員の配備、専用経費の保障、納本制度、デジタル化状況、学術建設など方面から地方文献の現状を述べた。そして、全媒体時代を踏まえ、地方文献概念を広げ、実体図書館と電子図書館の結合、資料の獲得、共有、提供する方法、デジタル著作権および「地方文献

---

[1] 定期刊行物

学」の構築はこれからの課題として取り上げた。

一方、その地方文献サービスはよく発展している論調に対し、張惠（2017）<sup>40</sup>は、図書館の地方文献サービスはまだ初期段階であると記した。地方文献の数と種類が不足、分類方法が混乱、データベースの利用可能性も低いと指摘した。それから、利用者のニーズを把握した上で地方文献の二次資料を作成し、様々な広報活動の展開が必要であると論じた。

日本の地域資料に関する理論研究については、地域資料サービスに関する単行本は『図書館と郷土資料』（広瀬誠，1991）<sup>41</sup>、『地域資料入門』（根本彰，1999）<sup>42</sup>と『地域資料サービスの実践』（蛭田廣一，2019）<sup>43</sup>がある。地域資料に関する実態調査に関しては、『地域資料に関する調査研究』（国立国会図書館，2008）<sup>44</sup>と『公立図書館における地域資料サービスに関する実態調査報告書』（全国公共図書館協議会，2017）<sup>45</sup>、『公立図書館における地域資料サービスに関する報告書』（全国公共図書館協議会，2018）<sup>46</sup>がある。

また、中国と日本の比較研究について、海外の図書館との比較研究がすくない。李娟（2016）<sup>47</sup>はオーストラリアのマーリックビル図書館の地方歴史文献資料を紹介し、譚玉，劉潔，趙鵬飛（2019）<sup>48</sup>はアメリカのニューヨーク公共図書館の地方歴史文献資料を紹介した。その他、中国と日本の比較研究については、公共図書館の立法、利用者サービスの論文があったが、地方文献の領域で中国と日本の比較研究が見つからなかった。日本の地域資料サービスを紹介する論文について、劉雪萊（1986）<sup>49</sup>は滋賀県立図書館における地域資料の発展経緯、資料室、職員設置、収集範囲、収集方法、行政資料、独自分類表、目録作成、閲覧、貸出、レファレンスサービスなど地域資料サービスの状況を全般的に紹介した。しかし、中国の地方文献サービスとの比較は行わなかった。

以上のように、中国の地方文献サービスに関する研究は実践に関わる内容が多く、理論研究は弱い部分と言える。また、実践に関する研究の中、海外図書館との比較研究が少なく、日本の公共図書館における地域資料サービスの動向をよく注目していなかった。



## 1.4 研究方法

本研究では、文献調査と訪問調査を行う。

文献調査では、対象図書館のホームページ、年報、論文、図書を調査し、図書館の基本情報、図書館沿革を概観し、地方文献サービスの提供する背景や特徴を明らかにする。また、研究対象の図書館に関する規程・規則、雑誌論文、雑誌記事、年報、図書、研究報告書などを分析し、中国と日本の公共図書館における地方文献サービスの変遷と具体的な取り組みを把握した上、比較を行う。

加えて研究対象の図書館の訪問調査を行う。訪問調査の目的は大きく分けて二つがある。一つは図書館と地方文献サービスコーナーの様子と提供環境を現地で確認し、実際に地方文献・地域資料サービスを体験することである。もう一つは、補充的な調査として、文献調査を通して解明できない部分と公開していない情報を尋ねることである。訪問調査のレファレンスサービスの調査項目は日本の地域資料に関する実態調査を参考し、地方文献の基本状況、収集、管理、利用四つの部分に分け、合計 20 問を作り上げた。訪問調査で明らかにできなかった内容については、随時、メールによる質問調査を行った。具体的な項目については付録 I に参照してほしい。

表 1-4 訪問調査の対象図書館

	訪問調査の日付	回答者
広東省立中山図書館	2019/3/7	特蔵部担当
黒竜江省図書館	2019/2/26	地方文献部担当
遼寧省図書館	2019/1/25	地方文献部担当
東京都立図書館	2019/9/10	レファレンス担当
埼玉県立図書館	2019/9/5	地域行政資料担当
茨城県立図書館	2019/9/12	レファレンス担当

## 1.5 研究対象

事例調査と訪問調査の対象館は中国の広東省立中山図書館、黒竜江省図書館、遼寧省図書館と日本の東京都立図書館、埼玉県立図書館、茨城県立図書館と決めた。ここからは、こちら六つの図書館を事例研究として取り上げる理由を述べる。

まずは、前述のように、『中華人民共和国公共図書館法』とその前に公共図書館建設を指導していた『省（自治区、市）図書館工作条例』は地方文献サービスを省級図書館の責任であると規定し、政策的・法的位置づけを与えた。それから、中国において、省級図書館は図書館整備もサービスも最も充実し、地方文献サービスの提供環境もよりよく整備されていると考えられる。以上の理由から、中国の省級図書館を対象館の選ぶ範囲と決めた。それに対して、比較研究のため、中国の省級図書館と同じ行政レベルの日本県立・都立図書館を選択した。

具体的な対象館について、広東省立中山図書館は、中国における図書館の建設時期が早く、地方文献サービスも時期が早く開始された。館長を何回も担任、兼任した杜定友が中国近代の図書館事業及び図書館学の先駆者であり、特に地方文献の領域で避けられない学者である。杜定友が提唱した「地方文献」の定義は今でも一般的な概念として認識され、1941年に「広東地方文献専蔵<sup>[1]</sup>」を創建することが中国の地方文献サービスの芽生えであると考えられている。広東省立中山図書館では、その時期から今まで地方文献を館蔵の核心として注目し、地方文献の領域で中国の代表的な図書館と考えられるため、対象図書館の一つとして選定した。

一方、中国では図書館界でも発展の不均衡が存在し、黒竜江省図書館と遼寧省図書館はそれほど進んでいないのは事実である。しかしながら、百度学術の統計データにより、地方文献に関わる論文の中黒竜江省図書館が最も多く、遼寧省図書館も地方文献寄贈のお願いと政府情報を地方文献と一元的に取り組んでいることで、積極的に地方文献サービス向上への検討がよく見られる。それに踏まえ、経済的な文化的な環境が優れている地域だけでなく、一般レベル図書館の現状を把握することも意義あると考えられている。

日本の場合は、『地域資料に関する調査研究』により、県立図書館における地域資料サービスの実施率が100%であり、地域の差もそれほど大きくない事実から、日本の首都である東京における東京都立図書館を代表的な図書館として選択し、それから、一般的な地域における埼玉県立図書館と茨城県立図書館を選択した。

---

[1] 主題を規定し、専門的に収蔵された資料

## 2 中国の地方文献サービス

### 2.1 広東省立中山図書館

#### 2.1.1 広東省立中山図書館の概要と沿革

##### ① 概要

広東省は中国大陸の南に位置し、省都は広州市である。深圳、珠海の経済特区を有する広東省は省内国民総生産、外資導入額、輸出額、地方税収額で全国各省市区の首位に立ち経済的に非常に富裕な省となった。広東省の略称は「粵」であり、広東省の人を「粵人」と呼ぶことがある。

広東省立中山図書館は広東省の広州市に位置し、総合的な省レベル公共図書館で、国家一級図書館である。そのうえ、広東省立中山図書館は全国文化情報資源共用プロジェクトの広東省サブセンター、広東省古籍保護センター、全国図書館連合編目<sup>[1]</sup>センター広東省サブセンターに機能も備える。

1912年に設置され、前身は明時代の羊城「南園」で、その後世は清時代の広雅書局蔵書楼である。2010年図書館の増改築工事が竣工し、同年の12月30日にオープンした。セルフ貸し出し装置、定期刊行物電子スクリーン、3D特色館蔵展示系統等のハイテクノロジーを整備することより、広東省立中山図書館歴史の新しいページを開いた。6.8万平方メートルの面積を持ち、利用者向けのBエリア地上三階、Cエリア三階と地下二館から構成され、閲覧席数はあわせて約4000席である。広東地方文献と孫中山文献等を所蔵している「特蔵<sup>[2]</sup>閲覧室」はCエリアの地下二階に位置している。2015年3月から広東省立中山図書館が開発した「中図APP」のダウンロードが始められ、クライアントで館蔵検索、電子書籍閲覧、オンライン講座等のサービスを提供し、非来館型利用者の便利を図る。

広東省立中山図書館は19の組織を立ち上げ、勤めている265人の中、大卒以上の人数は256人<sup>50</sup>で、96.6%に占めている。2017年末まで、広東省立中山図書館の蔵書数は861.18万冊に達する。所蔵状況は以下となる<sup>51</sup>。

[1] 資料を選択し、整理し、目録を編纂すること

[2] 特定テーマに基づき資料をひとまとめにして収集・保存・提供しているものを指す

表 2-1 広東省立中山図書館の所蔵状況（2017年）

	所蔵量
図書	689.75万冊（件）
外国語資料	27.07万冊
視聴覚資料	11.71万件
マイクロフィルム	2.46万件
建国前雑誌	1.3万種類 6万冊
建国後中国語雑誌	8000種類 69万冊
建国後雑誌	3585種類 13.59万冊
建国前新聞	1500種類 4000冊
建国後中国語新聞	1000種類 13万冊
建国後外国語新聞	45種類 8.14万冊
デジタル資料	864.47万冊（件）
古籍	3万種類 47万冊
地方文献	10万種類 40万冊

出典：広東省立中山図書館ホームページ・館蔵状況紹介より筆者作成

## ② 沿革

1955年5月、元の広東人民図書館と広州市立中山図書館が合併し、広東省立中山図書館が誕生した。二つの旧館はどちらも長い歴史を持っている。

前述のとおり、中国の図書館発展史において、図書本位の「蔵書楼」は最終的に利用者本位の「図書館」に取って代わられた。広東省立中山図書館の発展経緯もこうした変遷が見られる。広東省図書館の前身は広雅書局蔵書楼である。1887年に両広総督張之洞は広雅書院（今の広雅中学校）を創建し、それより以後増加してきた著述を編纂と出版を考えたいうで、1887年10月は広雅書局を設立した。1889年、広雅書院の中に広雅書局蔵書楼「冠冕楼」を創建した。広雅書局が作った図書はすべて広雅書局蔵書楼へ贈与し、広雅書局蔵書楼は蔵書の保存を行いに加え、広雅書院の院生の利用と貸し出しを為す。1910年、広東の図書館の設立を営むため、広雅書局の元々あった場所で「広雅書局蔵書楼」を築造し、広雅書院が持っている蔵書の一部と広雅書局すべての蔵書を引き受けた。最初には「広東図書館」、または「広雅書局広東図書館」と呼び、1912年からは「広東省図書館」と改称、1917年7月にはさらに「広東省立図書館」と改称した。

1925年に辞世した孫中山を記念するため、アメリカ、カナダ、メキシコとキューバ1万5千名の海外華僑は金を寄付し、1933年10月に広州市立中山図書館が落成開館した。その後僅かのうちに、省図書館と市図書館の距離が近くて、省図書館の蔵書多くて館舎が狭く、市図書館の蔵書が少なく館舎が広い等々の理由で、省図書館を市図書館への合併を指示した。広東省立図書館が閉館となり、蔵書は広州市立中山図書館へ移動した。抗日戦争時期の1938年に広州が占領され、陥落した広州市立中山図書館が閉館し、当時の日本海軍司令部となった。1940年、広東省北地方の曲江で広東省立図書館を再開し、戦争が終結した1945年に広州へ戻り、広東省立図書館が再開した。1949年10月広州が解放を迎え、広州人民政府が成立し、結果的に広州市立中山図書館も1950年に「広州人民図書館」と改称することになった。

1955年5月17日、「広東人民図書館」と「広州中山図書館」両館が合併し、「広東省立中山図書館」と改称した。1986年に広東省立中山図書館は文明路213号新館へ移動することにより、旧館は広東文献専蔵の所在地で、1989年までには「孫中山文献館」と変わり、現在は広東省立中山図書館の文徳分館の児童図書館である。2007年6月～2010年9月、図書館は増改築の間に広州大学で「桂花分館」を設立し、引き続きサービスを提供していた<sup>52</sup>。2010年12月30日、「広東省立中山図書館」が竣工してリニューアルオープンし、現時点の広東省立中山図書館は総館と五つの分館から構成されている。主な沿革は以下となる。

表 2-2 広東省立中山図書館主な沿革

時期	沿革
1910	「広雅書局蔵書楼」設立
1912年	「広東省図書館」と改称
1917年	「広東省立図書館」と改称
1933年10月	広州市立中山図書館開館 広東省立図書館一時閉館、蔵書は広州市立中山図書館へ移動
1938年	広州陥落 広州市立中山図書館閉館、日本海軍司令部となった
1941年3月	曲江で広東省立図書館再開
1944年6月	広東省立図書館一時閉館
1945年10月	広東省立図書館再開
1946年	広州市立中山図書館再開
1949年	「広州市立中山図書館」は「広州中山図書館」と改称
1950年	「広東省立図書館」は「広東人民図書館」と改称
1955年5月17日	「広東人民図書館」と「広州中山図書館」合併、 「広東省立中山図書館」と改称
1986年	「広東省立中山図書館」新館開館 元の「広東省立中山図書館」は「孫中山文献館」に変えた
1989年	「孫中山文献館」は広東省立中山図書館文徳路分館（児童図書館）に変えた
2007年6月～ 2010年9月	増改築期間 広州大学で「桂花分館」設立、引き続きサービスを提供する
2010年12月30日	「広東省立中山図書館」リニューアルオープン

出典：「广东省图书馆事业大事记」、「广东省中山图书馆简介」、「广东省中山图书馆地方文献发展概述」

より筆者作成

### 2.1.2 広東省立中山図書館における地方文献の経緯と概況

広東省立中山図書館では、中国におけるいち早く地方文献サービスを取り組んでいた先導的な図書館である。早くも1941年3月曲江で広東省立図書館再開したときから、当時の館長を兼任する杜定友は、広東地方文献の収集を館蔵の核心部分と確定した。「広東文化と広東文献」に、「広東文献を保存することは首位である」という論述を行った。それより以後広東文献の収集する取り組みを進め、1941年に「広東地方文献専蔵」を創建することにより、中国の地方文献サービスの芽生えであると考えられている。『徴集広東文献弁法』の制定することも行い、「本館は本省の文献を保存し、学者の研究に役立つため広東文献特蔵を特設する」と定まり、作成した「広東文献索引」は「広東史料、粵人著述、名人伝目、本省刊物」の四区分が収集の範囲として決められ、その後、「名人伝目」は「広東史料」に入れ、「広東史料、粵人著述、本省刊物」三区区分と変えられた。最初の地方文献は主に購入の形で収集し、後ほど書籍の価格が値上となったが、収書経費は増えていないため、地方文献は主に出版発行

機構に納本を依頼することに変化した。1944年まで蔵書数は3万冊に達し、その中に広東文献は千冊を超えた。地方文献の分類は杜定友が作られた『広東文献分類表』を採用し、管理と読者の利用の便利を考え、『広東方志目録』、『広東族譜目録』等の目録を作成し、資料は開架陳列で戦時にも絶え間なく提供していた。抗日戦争が終わった後、広東文献の資料は大きく補足され、イタリア領事のから残された海南島と東西南沙群島と少数民族の資料は最も豊かである。

1946年の初め、広東文献はすでに1万冊まで増加したため、「広東文献室」を設立した。1947年は「特蔵部」を成立し、主に広東地方文献の保存、閲覧サービスを提供する。このことにより、広東省立中山図書館における地方文献（広東文献）の保存、提供を致す専用閲覧室が初めてできたことが見られる。1956年、広東省立中山図書館の「参考研究部」が地方文献專題の資料作成と書目整理の業務を兼任していた。1959年9月まで、広東文献は1949年前の2万3千冊から12万冊までに増加した。その中、方志は79種類で大きく増加し、当時の中国における本省の方志を良く揃えた図書館の一つである。

1960年1月、広東省人民委員会は「広東省中山図書館の地方文献資料を徴集する弁法」（《广东省中山图书馆关于征集地方文献资料办法》）を批准し、全省の出版機構、機関、団体が出版されたすべての刊行物は原則2部を広東省立中山図書館に納本することを策定した。こちらは広東省立中山図書館における地方文献の納本に関する初めての政策であり、地方文献事業をよく進むための制度的な保障を与えた。それより以後、1978年と1985年広東省は二回で『地方文献資料の徴集工作に関する通知』（《关于做好地方文献资料征集工作的通知》）を公表し、地方文献の納本制度を繰り返し強調した。

1986年に広東省立中山図書館は文明路213号新館へ移動することにより、旧館は広東文献専蔵の所在地で、1989年までには「孫中山文献館」と変えた。孫中山の著述、手稿、伝記、録音資料、写真、記念物等が所蔵され、中国における最大の規模な孫中山文献である<sup>53</sup>。1989年10月、広東省立中山図書館と中国作者協会広東分会連携し、「広東作者サイン本展覧会」を開催した。450名の作者のサイン本を1300受け入れた。展覧会の後、広東省立中山図書館は「広東作者サイン本専蔵」を開設し、広東作者のサイン本を続いて収集していた<sup>54</sup>。

それから、2000年に、社会の各界から1900年－2000年の地方人士著述を徴集し、「粵人文庫」を設立した<sup>55</sup>。

広東省立中山図書館において計算機技術を用いたのは1980年代からである。1998年、デジタルライブラリーの開発が開始され<sup>56</sup>、2004年第一期工事が終わり、中国における初めてのデジタルライブラリーができた<sup>57</sup>。2005年4月、『廣州大典』の編集工作は広東省立中山図書館で始められ、10年間を渡り、2015年4月に出版された。漢代から1911年まで4064種類の資料を含め、今まで最も全面的な広州に関する歴史文化の史料集成である<sup>58</sup>。

表 2-3 広東省立中山図書館地方文献サービスの経緯

時期	経緯
1941年	杜定友が広東地方文献専蔵を創建 (中国における地方文献工作の始まり) 『徴集広東文献弁法』制定 『広東文献索引』作成 『広東文献分類表』を使用
1946年	「広東文献室」設立(後ほど「広東史料室」と改称) 『広東方志目録』、『広東族譜目録』等を作成
1947年	特蔵部成立
1956年	参考研究部が地方文献專題資料作成と書目整理を兼任
1986年	「広東地方文献データベース」作成 (中国初めての地方文献データベース)
1987年	「孫中山文献館」設立
1989年	「広東作者作品サイン本専蔵」設立
1998年	デジタルライブラリー開発開始
2000年12月	「粵人専蔵」設立
2004年	デジタルライブラリー開発完成 (中国初めてのデジタルライブラリー)
2005年4月	『廣州大典』編纂開始
2015年4月	『廣州大典』出版

出典：論文より筆者作成

2017年まで地方文献の蔵書数が10万種類、40万冊以上に達し、所蔵資料の4.64%に占めている。広東省立中山図書館の特蔵文献目録検索ページより、特蔵部が所蔵している資料の種目を明らかにすることができる。具体的な種名は以下25種類がある<sup>59</sup>。



表 2-4 特蔵文献の種類

特蔵文献			
広東文献杜氏法	広東文献中図法	広東文献中小型	粵人文庫
作家サイン本	孫中山文献	東南アジアおよび華僑資料	音像資料
革命文献	解放前広東輿図	雑誌編目	新聞編目
東南アジア定期刊行物	解放前広東刊	解放前広東新聞	解放前全国刊行物
清史	民国書目（本館）	本館家譜	古籍善本
線装本	影印古籍	碑帖字画	全国方志（特蔵部）
古籍叢書			

出典：広東省立中山図書館目録検索ページより筆者作成

表 2-5 広東省立中山図書館・地方文献所蔵の一部（2017年）

	種類/冊
地方志	2600 種類
族譜	900 種類
孫中山文献	4000 冊
地方文献総計	10 万種類 40 万冊

出典：広東省立中山図書館ホームページ・館蔵状況紹介より筆者作成

### 2.1.3 地方文献サービスの取り組み

#### ① 中国の呈繳本制度と図書館地方文献の収集

中国の「呈繳本制度」（納本制度）は各地域の公共図書館に地域の出版物を寄付することに指す。地方文献の一部として、公共図書館における地方出版物の集めることは納本制度に依存する機会が多いため、この節では中国の「呈繳本制度」を説明する。

各国の納本制度が建立された時期がそれぞれだが、内容と目的は大体同じである。馮守仁（2010）は、「呈繳本制度（納本制度）とは、法律および法令に従い、国の出版機構及び出版責任を持つ団体が指定された図書館等の機構にある数量の出版物様本（見本）を納付する制度である。この見本は「呈繳本」と呼び、この制度は出版物の「呈繳本制度」と呼んでいる」と述べた。それから、『図書館学と情報科学大辞典』（1995）<sup>60</sup>により、呈繳本の目的に従い、以下三つの種類に分けられる。

- 1) 審査：出版物内容の合法性を判断するため
- 2) 著作権保護：著作権を保護もらうため
- 3) 文化保存：国の民族文化を保存するため

中国の納本制度の起源は 1906 年清政府が発布した『大清印刷物專律』であり、1952 年、中央人民政府出版総署が『徵集図書期刊見本に関する暫定弁法』（《关于征集图书期刊样本暂行办法》）を発布し、中国の呈繳本制度が始まった。それより以後の 1996 年上海市が発布した『上海市公共図書館管理方法』ことにより、納本制度は公共図書館の法規、規則規程に初めて出現した。<sup>61</sup>

『中華人民共和国公共図書館法』が実施された前に、出版法規に従い呈繳本制度体系は中国における基本的、全国的、より完備している呈繳本制度体系である。この体系は、国務院 2001 年に発布し、2002 年実施された『出版管理条例』と『音像製品管理条例』を母法とし、行政法規、新聞出版総署の規程と規範性文献、地方政府規程と規範性文献から構成されている。このことから、納本制度の上位法が存在しないが、国と地方は出版物の納本を規定する規程、条例等は存在することが分かった。しかしながら、2007 年の調査結果によると、75%の出版社は 56%の納本義務を果たした現状が分かった。そのため、現実から見ると、納本制度の執行状況は楽観とは言えず、むしろ納本数はゼロの省レベル図書館も存在している厳しい状況であった。

出版機構が納本義務を避けている原因の一つは、経済的な負担が重いことである。目下の状況は、末端出版機構であるほど、納本義務をより多く履行する必要がある。1952 年の『徵集図書期刊見本に関する暫定弁法』は当時計画経済の情勢に基づき制定されたものである。中国の納本受け手は、「政府の出版主管部門、版本図書館（納本図書館）、国家図書館と各級の公共図書館」の四種類が存在し、その中、図書館の権利が最も弱い。しかし、出版社の損益の責任を自分で負う現実を考え、出版機構は各級の公共図書館に納本する重荷に耐えきれない状況である。すべての公共図書館は地方文献を保存する機能が持っているが、各級の公共図書館を納本の対象機構に指定すべきではない。

納本制度の法的根拠が提供しているのは 2018 年から施行された『中華人民共和国公共図書館法』である。『中華人民共和国公共図書館法』の第二十六条は「出版機構は国の関連規定に従い、国家図書館と所在地の省レベル図書館に

正式出版物を納本する義務がある」と定めた。各級の公共図書館ではなく、省レベル図書館を納本受け手と定めた。出版社の負担を軽くし、公共図書館の地方文献の収集は更なる順調的に発展することを期待できるであろう。

## ② 広東省立中山図書館の地方文献に関わる政策

地方文献の収集について、1950年代に、杜定友が「選択、編制、購入、徴集、複製、交換、接收、寄託、借入」九つの方法とまとめ、地方文献を収集する方向をはっきりと指摘した<sup>62</sup>。そのうち、納本することに指す「徴集」が最も重要な手段である。不完全な統計によると、納本制度を通じて収集された広東省の出版物は年度収集された地方文献数量の60%－70%に占めている<sup>63</sup>。そこで、納本制度は地方文献の収集に対する非常に重要な制度である。表2-6のように、広東省立中山図書館における納本制度の動きが見える。

1941年11月、「徴集広東文献弁法」が策定され、「本館は本省の文献を保存し、学者の研究に役立つため広東文献特蔵を特設する」と定まり、作成した「広東文献索引」は「広東史料、粵人著述、名人伝目、本省刊行物」の四区分が収集の範囲として決められた。こちらは、広東省立中山図書館が地方政府部門の支持を獲得するはじめての文書であり、広東省における地方文献納本制度の発端である。1946年、広東省教育庁は訓令を発し、出版機関の出版物を一部省図書館に納本すべきことを命じた<sup>64</sup>。

建国後、広東省立中山図書館は1960年、1978年、1979年と1985年に前後四回にわたり、全省の出版機構、機関、団体が出版されたすべての刊行物は原則2部を広東省立中山図書館に納本することが策定され、当館を全省地方文献の収蔵センターと決められた<sup>65</sup>。

1990年代に入り、納本制度をいっそう強調するため、1997年1月に省委宣伝部と省新聞出版局と連合し、『粵版書刊資料の納本するに関する通知』を發布した。この通知により、広東省立中山図書館への地方文献の納本は良化したという新聞報告があった<sup>66</sup>。1997年まで、広東省18の出版社の中納本する出版社は16社しかない。図書館が督促のにより1997年11月末まで、徴集

した図書、雑誌、新聞等は 1996 年より著しく増えた。2003 年 1 月、省文化庁、省新聞局、全省出版社、方志弁の代表を組織し、粵版書刊資料納本座談会を開催した。法規で「納本は出版機構の義務」について合意できていた<sup>67</sup>。

表 2-6 広東省立中山図書館の地方文献に関わる政策

時期	名称
1941 年 11 月	徴集広東文献弁法
1960 年 1 月	広東省中山図書館の地方文献資料を徴集する弁法
1978 年 8 月	地方文献資料の徴集工作に関する通知
1985 年 4 月	地方文献資料の徴集工作に関する通知
1997 年 1 月	粵版書刊資料の納本するに関する通知

出典：論文より筆者作成

### ③ 広東省立中山図書館における地方文献の収集範囲

収集の地域範囲は広東省である。1911 年 11 月 9 日に、広東省が独立した。その前、今の海南省、香港、澳門も広東省の管轄範囲である。そのため、1911 年前に資料の収集範囲は現在の海南省、香港、澳門も含められ、1911 年後に資料の収集範囲は広東省である。

内容の範囲は、地方文献広義の概念に基づき、広東史料、粵人著述、広版図書である。広東史料（地方史料）は最も重要な部分で、広東方志と広東族譜は重点である<sup>68</sup>。粵人著述は広東省学者の著述のことに指し、広版図書は広東省の出版物（旧広東文献）である<sup>69</sup>。

### ④ 孫中山文献に対する取り組み

本項では、広東省立中山図書館が所蔵する特色文献の「孫中山文献」について紹介する。

孫中山（1866-1925）は、中国近代民主革命の先行者であり、「中国革命の父」と呼ばれる。孫文は日本亡命時代には東京府の日比谷公園付近に住んでいた時期があった。公園の界限に「中山」という邸宅があったが、孫文はその門の表札の字が気に入り、自身を孫中山と号すようになった。中国では孫文よりも孫中山の名称が一般的であり、孫中山先生と呼ばれている。

広東省立中山図書館が所蔵する孫中山文献の淵源は 1920、30 年代にまでさかのぼることができる。広東省立図書館は 1927 年杜定友が中山大学の図書館主任を務めていたときに、孫中山の輝かしい事績を記念するため、後世の革命精神を啓発するように「革命文献専蔵」の主張を提言した。1941 年、杜定友が再開した広東省立図書館の館長を務め、「広東文献の保存、読書推進、図書館事業を進め」を三つの目標とし、広東文献の保存が首位だと述べた。「革命文献」として収集され、現在広東省立中山図書館が所蔵している孫中山の手稿、伝記、辛亥革命資料等は主にその時期から購入等の方法で収集されたものであった。1946 年に「広東文献室」が設置され、広東地方文献の収集を主業とし、孫中山文献はその時期広東文献類目の「革命文献」であった。

広東市立中山図書館も孫中山文献の収集する取り組みを行った。1933 年開館し、1934 年は「中山記念部」の設立ことを考え、1936 年まで「中山文庫」の蔵書は 500 種類に達した。1955 年両館合併し、広東省立中山図書館の時期は続いて「革命文献」と呼び、収集は相変わらず重視されていた。文化大革命（1966-1976）時期、文献の収集が中止され、1978 年省革命委員会が「地方文献資料の徴集工作に関する通知」を公表することより、孫中山文献が改めた重視された。1986 年は「孫中山文献専蔵室」は広東文献に基づき設置され、1988 年に「孫中山文献館」を創建し、「孫中山文献館」は孫中山の著述、伝記、辛亥革命に関する資料、広東地方資料、南海諸島資料の華僑資料を数多く持ち、報告庁、展覧会場と閲覧室等の施設が整備されている<sup>70</sup>。

1990 年、広東省立中山図書館の孫中山文献データベースの建設に力を入れ始め、「孫中山書目データベース」、「孫中山全文データベース」、「孫中山画像データベース」と「孫中山論文データベース」を持っている（2009 年まで）<sup>71</sup>。広東省立中山図書館のホームページから、特蔵文献の中に「孫中山多媒体資源庫」というデジタルライブラリーが作られ、「文献書目」、「全文データベース」、「画像資料」、「偉人筆跡」（孫中山の筆跡）、「研究動向」、「映像多媒体」、「オンライン展覧」7 つの子ページが公開している（2019 年 11 月 30 日現在）。

表 2-7 孫中山文献の経緯

時期	発展の経緯
1927 年	「革命文献専蔵」の建設を主張

1930年代	「中山文庫」を設置
1941年	孫中山文献を「革命文献」として収集
1946年	「広東文献室」を設置
1986年	「孫中山文献専蔵室」を設置
1988年	「孫中山文献館」を建立
1990年	孫中山文献に関するデータベース作成開始
2015年	「孫中山多媒体資源庫」

出典：論文より筆者作成

## ⑤ 地方文献サービスを担当する組織



図 2-1 広東省立中山図書館・特蔵部の組織設置

前述のとおり、広東省立中山図書館の地方文献事業を担当する組織は図書館の発展とともに変化してきた。図に示すように、今の広東省立中山図書館の地方文献サービスは特蔵部に所属している「地方文献組」で執り行う。特蔵部に務めている人数が40人（2017年）で、そのうち、地方文献組の人数が不明である。特蔵部（広東省古籍保護センター）主な職能は以下となる<sup>72</sup>。

- 1) 本館の古籍と地方文献の「開発」（整理、調査）と利用
- 2) 広東省及び全国近代文献の収蔵、研究、「開発」（整理、調査）と利用
- 3) マイクロフィルム管理と閲覧

## ⑥ 特蔵閲覧室

広東省立中山図書館の特蔵閲覧室はCエリアの地下二階に位置している。平日の8:30-17:30(12:00-14:00を除く)利用可能で、祝土日の利用はできない。

D 類読者カードを取ってから、特蔵閲覧室で閲覧することができる。D 類読者カードを持っている利用者は資料の貸出ができなく、特蔵文献を含む資料の閲覧とデジタル資源利用の権限が持っている。児童読者カードを持つ方以外、他の利用者は読者カードと整理券を交換し、資料の閲覧を申請することができる。そのうち、すでにデジタルされた資料と善本の原本は原則として提供しなく、確かに必要だと判断された場合は、証明を確認し、批准を受けてから提供する。資料の閲覧や複写サービスが提供され、複写できる範囲は一つの著作物の 3 分の 1 以下としている。ただし、貴重資料は複写できなく、状況に合わせて適当に写真を撮ることができる。写真設備は利用者自分で用意し、善本は 10 元/ページで、1949 年前文献は 1 元/ページの標準で料金を取る<sup>73</sup>。地方文献の分類は中国図書分類法と杜定友が作成した杜氏分類法を両方使われている。

表 2-8 に示すように、諸資料の中に、特蔵文献の利用率は最も低いことが見られる。2017 年度広東省立中山図書館地方文献（特蔵文献）の利用人数は 7657 人で、全体の約 0.2% に占めている。

表 2-8 広東省立中山図書館・利用状況統計（2017 年）

区分		延べ人数	冊（次）
中国語図書	貸出	300094	981884
	閲覧	1814352	5443056
中国語定期刊行物	貸出	15360	73601
	閲覧	1491307	4473180
外国語資料	貸出	2360	5880
	閲覧	42683	126208
児童資料	貸出	68844	372738
	閲覧	275376	1652256
特蔵文献	閲覧	7657	19200

出典：広東省立図書館 2017 年度報告より

そのうち、2017 年広東省立中山図書館表 2-9 「広東地方文献、古籍読者及び流通統計」より、「広東史料」は 3704 冊で最も多く、流通量の四分の一に占める。前述のとおり、「地方史料」は広東省立中山図書館における地方文献の収集するとき最も重要な部分である。このフォームによると、こちらの部分は広東省立中山図書館の利用者が利用を求める資料と推測できる。

表 2-9 広東地方文献、古籍読者及び流通統計（2017年）

流通統計	類別	冊
広東地方文献	広東史料	3704
	新分類	1570
	広東の古い定期刊行物	680
	広東の新しい定期刊行物	112
	新聞	509
	全国の定期刊行物	276
	解放前の並製本	950
	清代史料	184
	地図	413
	閲覧ホールの文献	2203
	古籍	普通線装本
全国方志シリーズ金石		1300
善本珍本		647
総計		15172
読者数		6018

出典：広東省立中山図書館 2017 年年報より筆者作成

### ⑦ 広東省立中山図書館地方文献のデジタル化

広東省立中山図書館地方文献データベースの収録範囲は以下通りを定めている<sup>74</sup>。

- A) 広東地方の特徴があり、学術と史料価値が持っている資料（地方特徴がある科技文献も含む）
- B) 本省人物（広東籍の知名人士及び広東で影響を与えた非広東籍人士）の生涯、伝記、事跡を反映する文献資料
- C) 広東地方の特徴がある本省出版物と外省出版物
- D) 広東人士著述（地方特徴がある部分）

収録しない部分も以下のように定めている。

- A) 地方の出版物だが、地方特徴がないもの
- B) 広東人士だが、著述の中に地方の特徴がないもの
- C) 地方特徴がない科技文献
- D) 印刷の質が悪く、内容が貧乏な非正式出版物
- E) 収録原則に背反する資料

2019年12月まで、広東省立中山図書館は26のデータベースが持っている



る。そのうち、広東省地方文献に関する電子資源は「特蔵文献データベース」、「マイクロ文献全文データベース」、「地方文献画像データベース」、「鮑少游芸術館」、「孫中山多媒体資源庫」、「広州大典」六つがある。その中、「マイクロ文献全文データベース」、「広州大典」は登録することが必要し、他は登録しなくアクセスするところができる。前掲の表 2-4 に示したように、「広東地方文献目録検索」ページが作られ、こちらは「特蔵文献データベース」であり、地方文献の検索入口である。



図 2-2 広東省立中山図書館・地方文献検索ページ

#### 2.1.4 小括

広東省立中山図書館では、中国におけるいち早く地方文献サービスを取り組んでいた先導的な図書館であり、1941年に誕生した「広東地方文献専蔵」は、中国の地方文献サービスの芽生えであると考えられている。

納本制度は地方文献の収集に対する非常に重要な制度であり、納本を通じて

収集された広東省の出版物は年間収集された地方文献数量の 60%－70%に占めている。広東省立中山図書館の地方文献に関する政策は主に文献収集のため制定されたことが分かった。しかし、強制的な法的保障がないため、60 年間に納本に関する制度をを 6 回することは非常に困難であったと推測できる。

半世紀以上にわたり、広東省立中山図書館では膨大な地方文献を所蔵している。そのうち、1920、30 年代から収集された「孫中山文献」は広東省立中山図書館の特色文献であり、現在では「孫中山多媒体資源庫」が作られ、「文献書目」など 7 つの子ページが公式ホームページで公開されている。

また、特蔵閲覧室について、資料の利用する際には読者カードを必要し、未成年者の利用はできない。貴重資料は複写できず、善本は 10 元/ページで、1949 年前文献は 1 元/ページの標準で写真を撮ることができる。地方文献の分類は中国図書分類法と杜定友が作成した杜氏分類法を両方使われている。

## 2.2 黒竜江省図書館

### 2.2.1 黒竜江省図書館の概要と沿革

#### ① 概要

黒竜江省は中国の最北東部に位置し、省都はハルビン市である。中国では、黒竜江省、吉林省、遼寧省を合わせて「東北三省」と呼ばれることがある。黒竜江省図書館は 1906 年チチハル市に創建され、中国近代史における建設された省レベル図書館の第一陣である。2003 年、ハルピン市長江路 216 号で新館の建設工事が終わり、10 月に開館を迎えた。面積は 33000 平方メートルであり、2000 以上の座席が持っている。図書館の中に、電子文献閲覧室、電子文献閲覧室、24 時間セルフ図書館等を含め 20 か所が整備されている。六階建ての図書館に、黒竜江省版本図書館は二階で、地方文献閲覧室と蕭紅文学館は五階に位置している。全国文化情報資源共有プロジェクト黒竜江省サブセンター、黒竜江省古籍保護センター、黒竜江省デジタルライブラリープロジェクト中心館の機能を果たす。しかし、『黒竜江省図書館「十三五」発展計画』における、「十二五」時期存在していた課題の冒頭に、黒竜江省図書館入館者数は全国第

8位であったが、図書館面積が第22位で、館舎面積と読者サービス空間が極めて不足であり、そのため、図書館各事業の発展が深刻に制限されていると指摘された<sup>75</sup>。

1980年から、日本、アメリカ、カナダ、ロシア、朝鮮、シンガポール等7国の15図書館と出版物交換関係を築いた。表2-10に示すように、2016年まで、黒竜江省図書館の蔵書数は約373万冊である。そのうち、中国語と外国語図書292万冊、古籍13万冊、定期刊行物37万冊、マイクロフィルム25万件、視聴覚資料4万件、デジタル資源402.96TBに達し、地縁的關係でロシア語と日本語の資料も数多く所蔵している。それから、黒竜江省および東北地方（遼寧省、吉林省、内モンゴル東四盟<sup>[1]</sup>）の地理情報、鉱物資源、工業農業生産及び風土人情を反映する地方文献が2万種類所蔵している。黒竜江省図書館は17の組織を立ち上げ、勤めている人数は193人である。

表 2-10 黒竜江省図書館の所蔵状況（2016年）

区分	所蔵量
蔵書数	2,916,555冊（内点字図書1,394）
古籍	133,693冊（内善本6,602）
定期刊行物	368,303件
マイクロフィルム	249,771件
視聴覚資料	41,941件
デジタル資源	402.96TB
電子図書	1,172,900冊
地方文献	2万種類

出典：2016年年報より筆者作成

## ② 沿革

黒竜江省図書館は東北地方で初めて建立された図書館である。20世紀の初め、黒竜江省軍署学務処はチチハル市龍沙公園で図書館を建設した。1906年、黒竜江黒竜江省軍署学務処図書館創建された時期から、図書館の所属機構が変わりつつあり、1909年に黒竜江図書館が設立された。黒竜江省図書館具体的な建設時期について、現時点に黒竜江図書館の公式ウェブサイトでは1906年と紹介されたが、柳成棟（2019）<sup>76</sup>は1906年、1907年、1908年、1909年四つ

<sup>[1]</sup> 現在の赤峰市、通遼市、興安盟、呼倫貝爾市の地域範囲に指す

の説をまとめた。建設を始めた時期、改築時期、落成時期の事柄が比較的複雑であるため、観点が同じでないだが、中国における黒竜江図書館の建設が 20 世紀の初めで時期早いことがよく明らかになった。

開館初めの時から、黒竜江省図書館が数多くの章程と法規を發布し、図書館の建設と図書館事業の発展に規範的役割を果たした。1906 年、黒竜江黒竜江省軍署学務処図書館創建された時、黒竜江省軍署学務処が『閱報処籌擬章程』12 条を作成した。1909 年 12 月、当時の図書館管理員が『黒竜江省図書館章程及び各室規則』を作成した。部門設置、蔵書構成、管理規定等の内容を定め、創建に当たってから法規建設の重視することが見られる。1909 年に發布された『京師図書館及び各省図書館通告章程』が中国最初の図書館法規であり、この規則とほぼ同じ時期であった。そして、『黒竜江図書館章程及び各室規則』は図書館所蔵する図書の貸出を禁止することを決めった。1910 年、「黒竜江図書館」と指名した。清時代の終焉とともに、20 世紀初めの新図書館運動の影響を受け、黒竜江図書館の方針も変わっていた。1915 年、国民政府教育部が公表した『図書館規程』において、図書館の「適宜課金すること」を定めたが、黒竜江省図書館には一貫に無料の方針と公益、平等の精神で貫かれていた<sup>77</sup>。1917 年 3 月の『黒竜江図書館閱覧規則』（教育庁）と 1923 年『黒竜江省教育庁附設図書館章程』（教育庁）において、図書館の公開閱覧と無料閱覧を策定した。このような規則と章程から見れば、黒竜江省図書館は図書館サービスとサービス対象範囲を広げ、公衆のために奉仕することを努力していた。封建社会の少数人ための閉鎖している「蔵書楼」から公民向け「図書館」の理念の動きが明確に見られる。

1930 年、「黒竜江省図書館」と指名した。1932 年、「黒竜江省立チチハル図書館」と改称した。1954 年黒竜江省と松江省を合併し、新しい黒竜江省の省都はチチハル市からハルピン市に改設することにより、黒竜江省図書館は「チチハル市図書館」と改称した。1946 年、「チチハル市立図書館」と改称した。1949 年、「黒竜江省図書館」と改称した。1950 年、「黒竜江省人民図書館」と改称した。1957 年、黒竜江省政府ハルピン市で新しい図書館の建設計画を策定し、1961 年に新しい黒竜江省図書館が竣工した。1962 年 5 月 5 日、黒竜江省図書館の開館を迎えた。1966 年、文革の原因で閉館し、17000 冊図書が焼失した。

1970年、黒竜江省図書館が再開した。2003年10月、長江路で新たな黒竜江省図書館落成開館した。これまでの百年、黒竜江省図書館は2回の省が合併することと10回の図書館の改称することを経験した<sup>78</sup>。以下のように黒竜江省図書館主な沿革をまとめた。

表 2-11 黒竜江省図書館主な沿革

時期	沿革
1906年	「黒竜江省軍署学務処図書館」開館 『閲報処籌擬章程』を作成
1909年12月	『黒竜江省図書館章程及び各室規則』を作成
1910年	「黒竜江図書館」と指名
1912年	「黒竜江省立図書館」と改称
1917年3月	『黒竜江図書館閲覧規則』
1930年	「黒竜江省図書館」と指名
1932年	「黒竜江省立チチハル図書館」と改称
1946年	「チチハル市立図書館」と改称
1949年	「黒竜江省図書館」と改称
1950年	「黒竜江省人民図書館」と改称
1954年	「チチハル市図書館」と改称（チチハル市）
1962年5月	黒竜江省図書館開館（ハルピン市）
1966年	文革の原因で閉館、17000冊図書焼失
1970年	黒竜江省図書館再開
2003年10月	新たな黒竜江省図書館開館（ハルピン市）

出典：『黒竜江省図書館館志』より筆者作成

## 2.2.2 黒竜江省図書館における地方文献サービスの経緯と概況

馬晴雲は、「黒竜江省図書館における地方文献工作は1980年代から始まった」<sup>79</sup>（馬晴雲, 2011, p. 63）と述べていたが、実は黒竜江省図書館の地方文献の収集、目録作成と閲覧室設置等の取り組みはその前から始めたのが事実である。1958年4月に制定された『黒竜江省図書館採訪仕事条例（草案）』が黒竜江省図書館における初めての資料収集原則である。その中、地方文献の収集原則は、(4)「地方文献資料の全面性と本館の特徴を保証するため、黒竜江省の政治、歴史、地理、文化、教育等に関する資料を全面的に収集と購入」、(5)

「線装書と並製本の中、黒竜江省に関する資料全面的に購入」と規定された。地方文献の収集は遅くてもその時期からと推定可能である。

1962年5月、34席の「古籍文献閲覧室」が設置され、閉架の形で地方文献及び中国語古籍、1949年前の中国語定期刊行物と日本語旧資料を提供していた。1963年の初め、「古籍文献閲覧室」が「第三科研閲覧室」と改称された。1973年、「社会参考閲覧室」が設置され、図書館が所蔵されたすべての資料がここに移動された。1982年4月、24席の半開架地方文献閲覧室が誕生した。しかしながら、1992年『黒竜江省図書館館志』<sup>80</sup>により、1958年-1991年の「組織機構概況」、「職員名簿と業務分担情報」を確認した結果、地方文献サービスを専門的に担当する個人も組織も見つからなかった。それから、黒竜江省図書館は地方文献4000種類を持っていることは図書館蔵書の紹介文で明らかに記載されたが、「1957-1991年受け入れ図書、定期刊行物統計表」の中、「地方文献」に関する統計項目がなかった。このことから、1992年まで、地方文献を収集、利用する工夫を確かに行ったが、「地方文献サービス」を独立なサービスを意識しなく、地方文献の独自性を認識していなかったと推測することができるであろう。もう一つの証拠は、閲覧室を設置されたすぐ二年後、図書館の閲覧室合併に伴い、1984年4月に社会参考閲覧室に合併されたことである。黒竜江省図書館の建設時期が1906年で早かったが、「地方文献サービス」の意識が弱く、広東省立中山図書館の創建からずっと広東文献を図書館に対する最も重要な資料として収集する観念と鮮明なコントラストを形成している。

2004年、新たな黒竜江省図書館が開館するに至って、地方文献閲覧室が再登場した。地方文献閲覧室の設立は、黒竜江省図書館における地方文献の資源建設の真の初めである<sup>81</sup>。それから、2005年に初めて出てきた地方文献を専門的に担当する組織「地方文献徴集弁公室」が設置された。2007年、地方人士著述閲覧室が設置され、作者名前の順番で配列し、本省の地方人士著述を集中展示している。2008年12月、黒竜江省新聞出版局と共同で全国最初の省レベル版本図書館（納本図書館）を設置した。黒竜江省13社の出版機構の出版物、313種類の雑誌、87種類の新聞、4社の音像出版機構は定期的に黒竜江省図書館に出版物を提供し、黒竜江省図書館は開架閲覧室の設置、出版物の整理と展示を担当する<sup>82</sup>。2011年、黒竜江省方志弁公室と連携、「黒竜江省図書館方志分館」

を設立した<sup>83</sup>。ここに至って、黒竜江省図書館の地方史料、地方人士著述、地方出版物を含める比較的完備している利用空間と資源体系が作り上げた。このような取り組みから、黒竜江省図書館における地方文献の建設は広義概念の地方文献に従うことが見られる。

地方文献目録作成の取り組みは、1962年に地方文献カード目録（中国語と日本語混成）が作成された時からであった。それからの1980年代、地方文献目録が次々と作成され、作成作業がピークに達した。1981年11月、遼寧省の図書館、吉林省の図書館と連携し、清末から1949年まで東北図書館が所蔵する東北地方出版及び東北問題を研究する国内外の定期刊行物を整理し、『東北地方連合目録第一集』（定期刊行物部分）を作成した。1982年、全国修史と地方志編纂の高まりに、黒竜江省図書館が地方文献目録索引を3種類7冊、特集カード目録6式を作り、地方志の編纂作業に豊富な素材を提供した<sup>84</sup>。1983年12月、『东北地方文献联合目录第二集』（日本語、スペイン語、ロシア語資料部分）が完成した。日本語資料の部分は遼寧省の大連図書館が担当し、スペイン語資料とロシア語資料の部分は黒竜江省図書館が担当した。その後、联合目录第二集の内容に基づき、1984年に日本語の東北地方文献カード目録が作成された。地域と歴史の原因で、地方文献の中に日本語とロシア語の資料が多く、利用者のため作られた多言語目録の存在することが特徴であろう。1986年、黒竜江省図書館が所蔵する建国前の定期刊行物の中に東北地方文献に関する内容を引き出し、カード式『東北地方文献篇目索引』を作成した。その次、東北三省十七の公共、科研、大学図書館所蔵する1949年9月前出版された4600種類の中国語資料を統合し、『东北地方文献联合目录第二集』の中国語部分を作成した。これと同時に、1986年5月に「黒竜江省地方文献目録」を作り、1985年までの政治、経済、軍事、文化、科学技術に関する中国語図書1300種類を取り組んでいた<sup>85</sup>。1990年、黒竜江省図書館が所蔵する中国語地方文献を再び整理し、新たな地方文献目録カードを作成した<sup>86</sup>。

1989年から、黒竜江省図書館における書目の電子化が開始され、文献の編目から検索、またデータ統計はすべて計算機現代化管理されていた<sup>87</sup>。この勢いに乗じて、1994年に、『地方文献書目データベース』の作成が開始した。2008年、「黒竜江省地方文献データベース建設プロジェクト組」が成立し、地方文

献データベースの作成が始まった<sup>88</sup>。今まで作成された地方文献データベースの数は33であり、そのうち、外部線路から直接にアクセスできるデータベースの数は18である。

2015年9月から、黒竜江省図書館が表に立って全省地方文献所在調査仕事委員会を成立し、全省範囲で地方文献の所在調査を発足した。省内各レベルの公共図書館を主とし、大学図書館、専門図書館及び他の文献収集単位の参加も積極的に動員した。第一期が中国語図書とデジタル資源の部分で、第二期が中国語定期出版物の部分で、第三期は外国語文献の部分で調査する予定である<sup>89</sup>。黒竜江省図書館2016-2020年発展計画重要な一部とし、2020年まで完成する予定である。

表 2-12 黒竜江省図書館地方文献サービスの経緯

時期	経緯
1958年4月	「黒竜江省図書館探訪仕事条例（草案）」
1962年5月	「古籍文献閲覧室」を設置
1962年	地方文献カード目録を作成（中国語と日本語混成）
1963年	「古籍文献閲覧室」を「第三科研閲覧室」と改称
1981年11月	『東北地方連合目録第一集』（定期刊行物部分）を作成
1982年4月	「地方文献閲覧室」を創設
1982年	地方文献目録索引を3種類7冊、特集カード目録を6式作成
1983年12月	『东北地方文献联合目录第二集』を作成 （日本語、英語、ロシア語資料部分）
1984年	東北地方文献カード目録（日本語）を作成
1984年4月	「地方文献閲覧室」は「社科参考閲覧室」に合併
1986年	『東北地方文献篇目索引』（中国語旧定期刊行物）カード目録を作成
1986年5月	『东北地方文献联合目录第二集』（中国語部分）を作成
1986年5月	『黒竜江省地方文献目録』を作成
1989年	書目電子化開始
1990年	館蔵地方文献目録カードを作成
1994年	「地方文献書目データベース」作成開始
2004年	地方文献閲覧室を設立
2005年	地方文献徴集弁公室を設立
2007年	地方人士著述閲覧室を設立
2008年	「黒竜江省地方文献データベース建設プロジェクト組」成立
2008年12月	版本図書館を設立
2011年12月6日	「黒竜江省図書館方志分館」を設立
2015年9月	地方文献の所在調査をはじめ

出典：『黒龍江省图书馆館志』より筆者作成



表 2-13 黒竜江省図書館地方文献の所蔵状況（2012年12月まで）

区分	種類	冊/件
中国語地方文献		18,698
地方人士著述		3,829
地方出版物		25,511
日本語雑誌	1,188	5,503
建国前ロシア語雑誌	326	7,000
中国語旧新聞	5	81（合本）
CD		23
マイクロフィルム		531
合計	40,000	62,000

出典：「集郷邦史料展地域风情---黒竜江省図書館地方文献信息资源建设分析」より筆者作成

### 2.2.3 地方文献サービスの取り組み

#### ① 地方文献に関わる条例

欧米の先進的な図書館のように、創建初期から法的保障がないにも関わらず、中央と地方政府は指示と命令を出し、法規を發布する形で図書館の発展を規範し、図書館発展の根拠となる<sup>90</sup>。1958年4月に制定された『黒竜江省図書館采访<sup>[1]</sup>仕事条例（草案）』は資料収集の原則を定めた。その中、地方文献に関する「地方文献資料の完備性と本館の特徴を守るため、黒竜江省の政治、歴史、地理、文化、教育などに関する資料を全面的に収集と購入する」という規定があった。

1960年2月に黒竜江省人民委員会の批准を受け、省の図書資料徴集する工事を展開した。徴集範囲の中、地方文献に関する内容は以下の二条がある<sup>91</sup>。  
 ②黒竜江省各省、市、県の地方事情を専門的及び部分的に記載する地方志及び地方文献資料を徴集する。  
 ③解放後（1949年後）本省の出版社が出版した書物・刊行物及び各地の機関・団体の内部資料と参考資料を徴集する。

1985年12月、文化部が公表した『省（自治区、市）図書館工作条例』を踏まえ、黒竜江省が『黒竜江省図書館蔵書補充工作細則（試行稿）』を制定し、蔵書補足の原則を「学術研究著作を重視し、普及性読み物に気を配る」と策定

<sup>[1]</sup> 図書館性質、任務、読者の需要調査に基づき選書し、多種の方法で収書すること

した。細則の中、「本省科研、生産に密接に関係する科学及び地方文献、参考書、総合的な科学に関する資料」を重点収集の対象と定める<sup>92</sup>。

1989年9月、黒竜江省図書館の業務指導部が『省、市、県図書館における地方文献を購入する協調方案』についての検討会を開催し、この方案を確実した。

今のところ、黒竜江省図書館「十三五<sup>[2]</sup>」発展計画（2016-2020年）第四条主務の（七）は「地方文献の研究を強化し、地方文化伝承体系の建設を重視する」と策定した。地方文献の整理、掘り起こしと研究により、地方文献揭示の深度を高めることに目指す。それから、連合目録と地方文献書目データベースの作成を規定し、地方文献の読書推進等の活動を行い、読者の共感を引き起こし、黒竜江省の文化を推し広めることを目標とする。

表 2-14 黒竜江省図書館の地方文献に関わる条例

	名称
1958年4月	黒竜江省図書館采訪仕事条例（草案）
1981年	省、市、県図書館における地方文献を購入する協調方案
1985年12月	黒竜江省図書館蔵書補充工作細則（試行稿）
1989年9月	省、市、県図書館における地方文献を購入する協調方案
2016年	黒竜江省図書館「十三五」発展計画（2016-2020年）

出典：論文より筆者作成

[2] 第13次五カ年計画

## ② 地方文献サービスを担当する組織

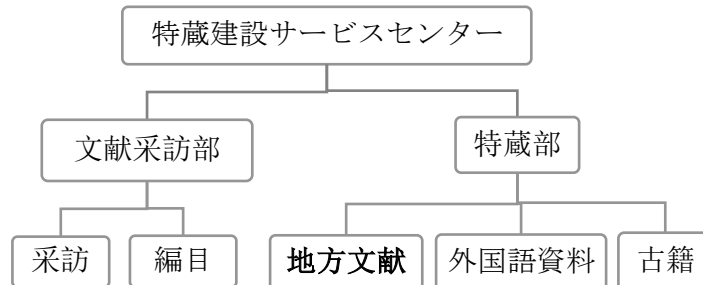


図 2-3 黒竜江省図書館・特蔵特蔵建設サービスセンターの組織設置

図に示すように、黒竜江省図書館の地方文献サービスは特蔵建設サービスセンターに所属している「特蔵部」で執り行う。特蔵部に務めている人数が 22 人<sup>93</sup>で、そのうち、地方文献に直接係わっている人数は 8 人<sup>[1]</sup>で、職員全体の 4.1%に占めている。(2016 年)。

以下のように、特蔵建設サービスセンター主な職能は 22 条に定められていた。1-5 が地方文献、6-10 が外国語資料、11-18 が古籍、19-22 が総合的な取り組みである<sup>94</sup>。

1. 地方文献資源の購入、典籍管理と閲覧サービス
2. 全省地方文献の所在調査と連合目録の編制
3. 民国文献の編目、整理、保存、閲覧サービス、課題研究
4. 民国文献の所在調査、保護、修復及び関連育成活動
5. 版本図書館の管理と閲覧サービス
6. 外国語文献の日常管理とサービス提供
7. 外国語資料（特にロシア語資料）の調査、整理と研究
8. ロシア語資料の購入計画の制定、実施及び編目
9. 外国語資料のデジタル化及びデータベースの建設

[1] インタビュー調査の結果から

10. 外国語資料のレファレンスサービス
11. 古籍閲覧室と古籍書庫の日常管理
12. 古籍の鑑定、編目とデータベースの建設
13. 黒竜江省古籍保護センター弁公室と黒竜江省古籍保護専門家委員会事務局の日常工作
14. 全省古籍の所在調査、保護、事業指導と育成活動
15. 古籍修復室、修復材料庫の日常管理工作
16. 古籍収集計画の制定、破損した古籍の修復作業
17. 全省古籍修復工作の指導及び修復の査定
18. 古籍修復技術の伝承と古籍保護の宣伝
19. 民国文献、ロシア語文献修復と書画の表装
20. 文献徴集、贈与と交換を担当
21. 徴集、贈与、交換された文献の所蔵管理、閲覧サービスと宣伝展示
22. 贈与資料展示室の文献管理と読者サービス

それから、以上のサービスの他、機関、企業、事業単位に対し、政策の支援サービスと学術団体及び個人に対するレファレンスサービスも行う<sup>95</sup>。

### ③ 黒竜江省図書館における地方文献の収集範囲

地域の範囲は、現在の黒竜江省行政範囲を主とし、東北地方の全体を考慮する。

内容の範囲は、地方文献広義概念の三区分にに基づき、地方史料、地方人士著述、地方出版物の収集を行う。地方人士著述について、図書館界はまだ合意に達していなかったが、一般的な考え方は戸籍と居住する時間を問わず、本地に大きな影響を及ぼしたかどうかを評価の基準とする<sup>96</sup>。黒竜江省図書館は「地方人士」の範囲を以下の四種類のように決めた<sup>97</sup>。①と②は一般的な「本籍人士」であり、③と④とは「客籍人士」である。

- ① 黒竜江省に出身し、本籍は黒竜江省の方；
- ② 本籍は黒竜江省し、外地あるいは海外に住む方；
- ③ 本籍は黒竜江省ではなく、黒竜江省に住む方；
- ④ 本籍は黒竜江省ではなく、黒竜江省に住んだことがある方

#### ④ 地方文献閲覧室

1982年4月、黒竜江省図書館が初めて建てられたから76年、ハルビンで開館した20年後、24席の半開架地方文献閲覧室がようやく誕生し、広東省立中山図書館の「広東文献室」より36年も遅れた。しかし、閲覧室合併に伴い、この閲覧室が2年間で廃除されてしまい、1984年4月に社会参考閲覧室に合併された。

六階建ての図書館に、地方文献閲覧室が五階に位置している。平日の8:30-18:30（水曜日は15:00まで）利用可能で、祝土日の利用はできない。地方文献をはじめ、版本図書館、蕭紅<sup>[1]</sup>文学館の閲覧サービスを提供する以外に地方文献に関するレファレンスサービスと課題解決サービスも提供している。

読者カードは必要なく、地方文献閲覧室の利用ができる。研究の雰囲気を守るため、未成年読者の入室ができない。文献の複写は総合カウンターで指定した申し込みを受け付け、館内のコピーができる。民国時期文献の撮影は4元/ページの標準で料金をとる。

#### ⑤ 地方文献のデジタル化

黒竜江省図書館の地方文献書目データベースは地方文献の三区分にに基づき、地方文献書目データベース、地方人士著述書目データベースと版本図書館書目データベース三つの部分に分けられる<sup>98</sup>。

2006年からホームページを作った時から、特色デジタル資源の建設を重視し続けた。まずは、伝統的な地方文献のデジタル化が公共図書館特色デジタル資源の重要内容であり、地方出版物、地方志、統計年鑑、地方人士著述及び研究成果などのデジタル化に力入れ、特色がある地方文献の電子資源を作成した。その中、少数民族文化、黒竜江省曲芸、ハルピンのユダヤ人、黒竜江省野生動物などの電子資源を33個作成した。しかし、電子資源の内容は深く触られていなく、内容紹介の程度までにしかない場合が多い。それから、外部ネットワークからアクセスできるものが少なく、これからの課題になるであろう。

---

[1] 黒竜江省呼蘭県の小説家

#### 2.2.4 小括

黒竜江省図書館は、1904年湖南省図書館と湖北省図書館のすぐ後に、中国近代史における早い時期に建立された省レベル図書館である。黒竜江省図書館の地方文献サービスは特蔵建設サービスセンターに所属している「特蔵部」で執り行う。地方文献の購入、典籍管理、閲覧サービス、所在調査、連合目録の作成、版本図書館の管理と閲覧サービスなどの事業を担当する。

黒竜江省図書館の地方文献に関わる条例の中に、納本に関する条例が見つからなかった。1960年の資料徴集範囲は出版社の出版物を含めているが、出版社の納本義務ではなく、図書館側から「采訪」、「購入」等の方法による積極的に出版物を収集すると感じられる。出版社の納本が地方出版物の収集源であるため、納本制度がないことより、黒竜江省図書館における地方出版物の収集が弱い部分と推測できる。

地方人士著述の「地方人士」の範囲については、「本籍人士」だけでなく、「客籍人士」も注目している。社会の発展と人口の流通とともに、著者の籍を収集の基準としては足りなくて、客籍人士が増えるにつれ、この部分の資料も増えると思われるので、重視すべきである。

また、黒竜江省図書館における地方文献サービスの特徴とは、「地方史料」、「地方人士著述」、「地方出版物」の地方文献の三区分に基つき、地方文献閲覧室、蕭紅文学館および版本図書館を整備し、空間的に地方文献体系の建設を行っていることである。特に注目すべきのは黒竜江省版本図書館で、中国における最初の版本図書館であり、全省の出版物の収集・保存・提供センターの機能を果たしている。

さらに、黒竜江省図書館の地方文献書目データベースも地方文献の三区分に基つき、地方文献書目データベース、地方人士著述書目データベースと版本図書館書目データベース三つの部分がある。

## 2.3 遼寧省図書館

### 2.3.1 遼寧省図書館の概要と沿革

#### ① 概要

遼寧省は、中国東北部に位置し、省都は瀋陽である。東北部を吉林省、西部を内モンゴル自治区、東南部は朝鮮と接する。遼寧省図書館の新館は2017年4月から全面的開館され、10万平方メートル規模の建物であって、国内最大な面積を持っている省級図書館である。6万平方メートルの利用者に利用空間で、9946席<sup>99</sup>を設置した。図書館の空間利用はいつそうワンストップサービスを重視する傾向を注目し、外部は「図書館、博物館、档案馆、科技馆」四館一体の体系を築き、内部では資源サービス、読者学習、コミュニケーション、創造、レクリエーション等の機能を溶け合って一つになる空間を提供している<sup>100</sup>。文献資源貸出、講座、展覧、レファレンスサービス、電子閲覧、などのサービスを提供し、伝統的な図書館サービスとデジタル図書館、ウィチャット図書館、移動図書館、セルフ図書館をともに多元化サービスを提供する。

2017年まで、遼寧省図書館の蔵書数は約677万冊である。そのうち、中国語図書506万冊、外国語図書40万冊、古籍30万冊、定期刊行物58万冊、視聴覚資料9万件が所蔵している。それから、遼寧省には満族、モンゴル族、回族、朝鮮族、シベ族など43の民族が住み、遼寧省図書館は少数民族言語資料を2964冊所蔵している。その他、満鉄資料を始め、豊かな東北地方文献、清時代文献、「偽満州」時代の資料も数多く所蔵している。

遼寧省図書館は15の組織を立ち上げ、勤めている人数は253人である。その中、大卒以上の人数は224人で、全体の88.5%に占めている<sup>101</sup>。

表 2-15 遼寧省図書館の所蔵状況（2017年まで）

文献類型		数	
中国語図書		5,063,615 冊	
外国語図書	日本語図書	99,308 冊	398,279 冊
	英語図書	133,431 冊	
	ロシア語図書	147,234 冊	
	韓国語図書	2,998 冊	
	その他言語	15,308 冊	
民族言語図書		2,964 冊	
点字図書		3,493 冊	
古籍		337,721 冊	
善本		122,187 冊（他 2,963 ページ）	
中国語雑誌合本		319,537 冊	578,930 冊
外国語雑誌合本		190,043 冊	
新聞合本		69,350 冊	
デジタル文献		3,937 件	
視听文献		90,602 件	
縮微文献		5,921 件	
待整理古籍		150,669 冊	
総計		6,758,318 冊（件）	

出典：「2017年遼寧省図書館年報」より

## ② 沿革

遼寧省図書館はより遅い時期に創建されたため、図書館の歴史は相対的簡単である。東北三省の中、最も早く解放された黒竜江省のハルピンでは、当時東北の政治、経済、文化の中心とし、軍事と政務の行動で、政府の職員が書籍と刊行物等を数多く収受した<sup>102</sup>。ハルピンで図書館の建設を構想し、解放戦争時期（1945年8月～1949年9月）の1948年に遼寧省図書館の前身である東北図書館が創建された。東北図書館は戦時の資料の収集と保管を行い、民間に遺失された資料の救出に力を入れた。1948年11月、東北全面的解放したから遼寧省の瀋陽の「瀋陽博物院図書館」（現在の張氏帥府博物館）に移動し、1949年2月まで整備を整えて再開した<sup>103</sup>。1950年6月から貸出サービスを開始した<sup>104</sup>。1945年、中華民国政府と共産党軍がそれぞれ遼寧省、安東省、遼北省を設置し、複雑な行政変遷を経て、1954年にそれらの統合が実施され現在の遼寧省が発足した。行政区画の変遷にともない、1955年10月、東北図書館は「遼寧省図書館」と改称された。その後、文化大革命の影響で、曲折を経て1998年



8月に新しい場所で開館した。現在の新館は2015年に完工して一部開館し、2017年4月から全面的開館された。全面開館の際には、レファレンスサービスコーナー、歴史文献閲覧室、地方文献閲覧室等3万平方メートルのサービス空間を新たに増加した<sup>105</sup>。

表 2-16 遼寧省図書館主な沿革

時期	沿革
1948年8月15日	黒竜江省のハルビンで東北図書館が開館
1949年2月	遼寧省の瀋陽へ移動
1955年10月	「遼寧省図書館」と改称
1998年8月	遼寧省図書館新館開館
2017年4月	遼寧省図書館新館開館

### 2.3.2 遼寧省図書館における地方文献サービスの経緯と概況

遼寧省図書館は創建した時からずっと地方文献の収集を図書館業務の重点としている。最初は専門な収集部門を設けていなかったが、地方文献の図書は采編部<sup>[1]</sup>が収集し、逐次刊行物は報刊部が担当する。1954年、歴史文献部が成立し、地方文献の研究と開発の仕事を担当する。1980年、社科<sup>[2]</sup>サービス部の中に地方文献組を設け、地方文献の収集を含む地方文献仕事全般的な業務を担当する。1980年代の末に、遼寧省図書館は地方文献を徴集するため専門職員を配置し、兼任地方文献職員制度を設立した<sup>106</sup>。1988年、地方文献専蔵を建設した<sup>107</sup>。1989年から、地方文献、地方出版物と読者贈与本の収集は地方文献組から抜き出し、改めて采編部に委託する。2013年、地方文献部が設置され、地方文献の業務を独立し、徴集、サービス、研究を統一することにした。地方文献の非正式出版物の収集を担当し、正式出版物の部分は采編部が継続して担当する。それから、地方文献部設立をきっかけにして、地方文献の範囲も再検討し、地方人士著述も地方文献の範囲に取り入れた<sup>108</sup>。2015年までに、地方文献を約4.5万冊が所蔵され、そのうち、満鉄資料が約2.5万冊で数多く所蔵している。

[1] 図書の収集、整理を担当する部門

[2] 社会科学の略称

表 2-17 遼寧省図書館地方文献の所蔵状況（2015年）

	種類
図書	17,259
古籍	191
雑誌	667
新聞	201
映像資料	723
（満鉄資料）	25,701
合計	44,742

出典：「遼寧省図書館公共図書館地方文献工作発展研究」より筆者作成

前述のように、1980年代に東北三省は地方文献の連合目録をたくさん作り、遼寧省図書館はその一員として積極的に取り組んでいた。1998年から遼寧省図書館は国家プロジェクト「満鉄資料整理研究」に参加し、所蔵する満鉄資料を系統的に整理と研究し、「遼寧省図書館館蔵満鉄資料書目データベース」を作成した。それと同時に、遼寧省図書館は所蔵する日本語文献の中建築、人物、民俗、名跡、文物、考古、日露戦争に関する画像を収集し、「東北図録データベース」を作成した。2003年、遼寧省図書館が所蔵する旧日本語文献を整理、開発のため、日本万国博覧会記念基金に資金を申請し、2004年に資金を受け、2005年4月までに「遼寧省図書館所蔵する日本語文献書目データベース」が完成され、遼寧省図書館の公式ホームページに掲載された。2000年前後、遼寧省の図書館の地方特色データベースの作成が続々と開始した。しかしながら、各図書館デジタル化建設の標準が統一でないため、資源の共用が難しく、幅広い利用されることも困難であるという指摘がある<sup>109</sup>。また、最近では、ウィチャットの「微信公衆号」（公式アカウント）で「地方文献精選推薦」を月一回発信し、所蔵する地方文献を文章の形で詳細に紹介し、最後には資料の書誌情報を掲載する。閲覧数はほかの文章より少ないが、特色ある地方文献の情報発信方法であり、普及させる方法であろうと考えられている。

表 2-18 遼寧省図書館地方文献サービスの経緯

時期	経緯
1954年	歴史文献部が成立
1980年	地方文献組を設置
1980年	『東北方志人物伝記資料索引・遼寧編』作成
1981年11月	『東北地方連合目録第一集』（定期刊行物部分）を作成
1983年12月	『東北地方文献聯合目録第二集』を作成 （日本語、英語、ロシア語資料部分）
1986年5月	『東北地方文献聯合目録第二集』（中国語部分）を作成
1980年代末	兼任地方文献職員制度を設立
1988年	地方文献専蔵を建設
1989年	采編部成立
1989年9月	遼寧省公共図書館地方文献工作會議 『遼寧省公共図書館地方文献工作協調方案』を制定
1998年	満鉄資料の整理と研究開始 「遼寧省図書館所蔵する満鉄資料書目データベース」作成 「東北図録データベース」作成
2000年前後	遼寧省各級の図書館の地方特色データベース作成開始
2005年4月	「遼寧省図書館所蔵する日本語文献書目データベース」作成
2013年	地方文献部が成立

出典：『辽宁省公共图书馆地方文献工作发展研究』などにより筆者作成

### 2.3.3 地方文献サービスの取り組み

#### ① 地方文献に関わる制度

1987年、地方文献の徴集をいっそう発展させるために、遼寧省文化庁、遼寧省新聞出版局が『省図書館に遼寧地方文献を納本する通知』を共同制定し、遼寧省図書館地方文献の徴集工作に政策保障を与えた。1989年9月、遼寧省における初めの公共図書館地方文献工作會議が瀋陽で開催し、會議を経て『遼寧省公共図書館地方文献工作協調方案』を確定した。1990年から実施され、地方文献は遼寧省公共図書館の評価内容となった<sup>110</sup>。

改革開放<sup>[1]</sup>に伴い、出版物の種類と数が急激に増え、地方文献の収集が日増しに困難になった。このような状況を考慮し、1998年11月4日、遼寧省文化庁、遼寧省新聞出版局は遼寧地域各市の文化局、新聞出版局、出版機構と史志

[1] 中国で1978年から開始された経済政策

弁公室に『省図書館に遼寧地方文献を納本する通知』を出した。この通知は図書、雑誌、新聞、音像製品、電子出版物、政府公報、法令法規、年鑑、統計資料、地名録、輿図、地方志、学術論文集などを徴集範囲として策定した。一方、徴集範囲の地方文献を二部（件）ずつの標準で遼寧省図書館に納本すべきと決めた。この通知は遼寧省図書館における地方文献徴集工作の基準となった。先に述べたように、中国の納本制度は無料徴集であったが、出版機構が納本義務を避けている原因の一つは経済的な負担が重いためである。遼寧省図書館が出版機構の利益を考えたうえ、500 元以上の資料の場合、第一部は無料徴集となり、第二部は七割の価格で購入することと決定した。この通知が公表した同時に、1987 年の通知が廃止された。

以上の文献の制定と発布は、遼寧省図書館地方文献の徴集を大きな影響を与え、地方文献の蔵書数と蔵書構成もよりよく整った。通知を執行するため、1980 年代末から、専任者を配置し、地方文献の徴集工作进行を兼任する。1987 年、『遼寧省図書館地方文献レファレンスサービス制度』を発布した<sup>111</sup>。1990 年代後期から地方文献の徴集を文献采访の重要内容と位置し、具体的は「全省地方文献種類の 80% 以上を収集する」を収集指標として設定した。そのうえ、兼任職員制度を導入し、出版機構の出版情報の入手と納本の実行を担当する<sup>112</sup>。しかし、このような通知は法的拘束力がなく、図書館も管理機能が持っていないため、よく施行されていないという指摘があった<sup>113</sup>。

2014 年 8 月、遼寧省図書館は全省 14 の地級市図書館を組織し、遼寧省公共図書館地方文献工作検討会を開催し、『遼寧省公共図書館地方文献工作連盟建設草案』について検討した。遼寧省図書館は連盟の中心館とし、連盟の工作細則を制定のうえ、全省の地方文献工作进行を統一に全局的な計画を立て、地方文献の徴集、書目データベースの建設、レファレンスサービスの提供等の協力を促進するに目指す<sup>114</sup>。

2016 年 12 月、「遼寧省公共、大学図書館連盟」は瀋陽で成立した。『遼寧省公共、大学図書館連盟地方文献連合徴集制度』を採択し、もとの遼寧地域図書館地方文献工作連盟建設の業務は遼寧省公共、大学図書館連盟地方文献仕事組に転じた。連盟の事務室は遼寧省図書館に設置され、主に「地方文献の収集、地方特色資源の開発、地方文献書目データベースの建設、地方文献レファレン

スサービス」四つの内容を取り組んでいる<sup>115</sup>。現時点では、22館の公共図書館と四館の大学図書館が連盟の成員館となった。

その他、遼寧省図書館が『遼寧省図書館地方文献採選工作細則』を設定し、文献採選の基準、地方人士と地方人士著述を定義づけた。それを基づき、館内に地方文献、地方出版物、地方人士著述を三つの専門コーナーをそれぞれ設けた<sup>116</sup>。

表 2-19 遼寧省図書館の地方文献に関する制度

時期	名称
1987年9月25日	省図書館に遼寧地方文献を納本する通知
1987年	遼寧省図書館地方文献レファレンスサービス制度
1989年9月	遼寧省公共図書館地方文献工作協調方案
1998年11月4日	省図書館に遼寧地方文献を納本する通知
2014年8月	遼寧省公共図書館地方文献工作連盟建設草案（建言）
2016年12月14日	遼寧省公共、大学図書館連盟地方文献連合徵集制度
時期不明	遼寧省図書館地方文献採選工作細則

出典：『辽宁省公共图书馆地方文献工作发展研究』などにより筆者作成

## ② 地方文献サービスを担当する組織

遼寧省図書館の地方文献の管理は2013年に設置された「地方文献部」が担当し、現時点に務めている人数が8人である。

地方文献の管理方法について、呉麗傑は、「地方文献の管理規制は主に二つの方法がある：一つは集中管理であり、地方文献部を設け、地方文献の徵集、サービス、保存、開発等の業務を地方文献部で統一管理する；もう一つは分散管理で、地方文献の関連仕事を採編部、報刊部、レファレンスサービス部にそれぞれ置かれる」（呉麗傑, 2015, p. 32）<sup>117</sup>と述べた。ところが、調査結果から見れば、地方文献の管理方法は完全に「集中管理」と「分散管理」に分かれることが難しいことが分かった。遼寧省図書館では、2013年に地方文献部が設置され、地方文献の業務を独立し、徵集、サービス、研究を統一することにした。地方文献の非正式出版物の収集を担当し、正式出版物の部分は採編部が継続して担当する。

### ③ 遼寧省図書館における地方文献の収集範囲

1955年、遼寧省図書館が創建する前、地方文献の収集範囲は遼寧省、吉林省、黒竜江省と内蒙古東四盟である。それより以後、行政変遷と経費等の原因で、収集の範囲は遼寧省に縮めた<sup>118</sup>。現在、遼寧省図書館では、建国前の東北地方、建国後の遼寧省を地方文献の収集範囲とする。

内容の範囲は地方文献の狭義概念に従い、すなわち地方に関連する資料を収集し、地方出版物と地方人士著述は収集の範囲でない。2013年、地方文献部の設立をきっかけにして、地方文献の範囲を再考し、地方人士著述も地方文献の範囲に取り入れた<sup>119</sup>。それにもかかわらず、地方出版物を全般的な収集は行われないため、遼寧省図書館の地方文献に対する考え方は狭義と広義の間のところにあると考えられている。

図書館界では、地方人士著述の地方作者はどのように定義すべきか、当地の内容と関係ない作品は収集すべきか否か、作者に関する作品以外の資料は収集すべきか否かについては様々な議論がある。遼寧省図書館では、地方作者を①出身と活動範囲は遼寧省の方、②出身は遼寧省で、他の地域で実績がある方、③遼寧省で実績がある外籍の方と定義づけた。それから、直接に地方の内容が含まれていない地方作者の作品も地方人士著述の範囲と判定し、地方文献専蔵中の遼寧作者作品専蔵に収集する。最後に、作者の非文字作品も遼寧作者作品専蔵に収集する。要するに、遼寧省図書館は地方作品のサイン本、自筆原稿、作者の写真、証書、書画作品などの関係資料を収集の範囲とする<sup>120</sup>。

### ④ 地方文献サービスコーナー

遼寧省図書館の「地方文献サービスコーナー」は図書館の四階に位置し、面積は3041平方メートルで、閲覧座席を294席が設置されている<sup>121</sup>。地方文献サービスコーナーは「地方文献レファレンスコーナー」、「地方文献閲覧室」、「東北抗連歴史資料館」、「遼寧省政府情報<sup>[1]</sup>公開検索センター」四つのスペースから構成されている。遼寧省人民政府及び各委弁庁局の文献情報を12000件持ち、政府情報の検索、閲覧ができる。それから、遼寧省図書館の革命歴史文

[1] 「行政資料」と理解られ、中国語では「政府情報」と書く

献の収集、整理、保存、研究の作用を発揮するため、地方文献サービスコーナーに東北抗連歴史資料館を設置し、東北抗日連軍に関係する史料、画像も数多く所蔵されている。それらと地方文献閲覧室とともに地方文献サービスコーナーを構成し、遼寧地域文化の研究に対する重要な場所である<sup>122</sup>。また、遼寧省図書館は遼寧省政府指定された政府情報を調べる場所の一つであり、地方文献サービスコーナーでは12000件以上の遼寧省人民政府及び各委、弁、庁、局が発布した文献情報を所蔵し、政府情報を積極的に提供している。

## ⑤ 地方文献のデジタル化

1997年7月から、中国では「中国試行型デジタル式図書館プロジェクト」を実施され、北京図書館、上海図書館、深圳図書館、広東省立中山図書館、遼寧省図書館、南京図書館は第一陣のデジタルライブラリーの探査者である。初めての全文データベースである「医療情報データベース」を完成した以後、遼寧省図書館は絶え間なく地方文献のデジタル化をはかり、「張学良データベース」、「九一八データベース」、「建国前弱ジャーナル全文データベース」、「東北図録データベース」、「家譜」、「旧方志」、「民国地方新聞」など学術価値と文献価値が持っている全文データベースを完成した。それから、業務を外部委託で「民国図書」、「盛京時報」など全文データベースと「遼海往事口述歴史」「遼寧建物と名人」など音像データベースも作成した<sup>123</sup>。2019年まで、遼寧省図書館では地方文献データベースを20個作成し、データ量2,555,131件で、3000GBを超えた。このようなデータベースの作成は遼寧省図書館地方文献の保護、研究、利用と伝承を重要な役割を果たす。しかしながら、2019年12月現在、これらのデータベースでは外部からアクセスができない状況であり、館内利用のみとなっている。

### 2.3.4 小括

2017年からリニューアルオープンした遼寧省図書館は、中国最大な面積を持っている省級図書館である。図書館の空間利用は内部と外部ともワンストップサービスを重視し、多種の機能を溶け合って一つになる空間を提供している。

遼寧省図書館は創建した時からずっと地方文献の収集を図書館業務の重点

としている。地方文献の管理方法について、呉麗傑は、「地方文献の管理規制は主に二つの方法がある：一つは集中管理であり、地方文献部を設け、地方文献の徴集、サービス、保存、開発等の業務を地方文献部で統一管理する；もう一つは分散管理で、地方文献の関連仕事を采編部、報刊部、レファレンスサービス部にそれぞれ置かれる」（呉麗傑, 2015, p. 32）<sup>124</sup>と述べた。例えば、2013年に遼寧省図書館は地方文献部を設置し、地方文献の業務を独立し、徴集、サービス、研究を統一することになり、集中管理であると述べた。しかし、地方文献の非正式出版物の収集を担当し、正式出版物の部分は采編部が継続して担当する。このように、地方文献の管理方法は完全に「集中管理」と「分散管理」に分かれることが難しいことが分かった。

それから、「遼寧省政府情報公開検索センター」の設置は特に注目すべきである。2007年発布、2019年修正した『中華人民共和国政府情報公開条例』<sup>125</sup>第25条では、「各級人民政府は国家档案馆、公共図書館、政府サービス場所に政府情報検索コーナーを設置すべき、相当な施設、設備を配置し、公民、法人及びその他の組織を政府情報の便利を図る……（中略）……行政機関は国家档案馆、公共図書館に政府情報を積極的に公開する。」と定め、公衆が平等的に政府情報を獲得するため、政府情報資源利用の便利さを図り、公衆の知る権利を保障する公共図書館の社会責任が認識された。現在の政府情報は将来の地方文献になるため、遼寧省図書館のように、地方文献と政府情報を同じ場所、あるいは近い場所に設置し、より理解しやすく、利用しやすい動線を設計することが考えべきであろう。

## 2.4 本章のまとめ

本章では、広東省立中山図書館、黒竜江省図書館、遼寧省図書館の概要、沿革及び地方文献サービスの経緯、政策、収集範囲、組織設置、閲覧室、デジタル化状況を明らかにした。

図書館の概況について、遼寧省図書館はより遅い時期から発足したため、現代中国図書館の早期歴史を経験したことはできなかったが、広東省立中山図書館と黒竜江省図書館の初期沿革から、中国における公共図書館発展の「蔵書楼」



から「図書館」への変遷する経緯と理念を見ることができる。創設時期が一番早かったのは黒竜江省図書館であったが、現在の図書館面積、蔵書数、職員数は広東省立中山図書館と遼寧省図書館と比較すると図書館規模が大きいことが分かった。館舎面積が不足であり、黒竜江省図書館の発展は深刻に制限されていると指摘されたことがあった。広東省立中山図書館の創設時期も早かったであり、環境や経済状況に恵まれ、現在に至る膨大な蔵書数を持ち、中国におけるより進んでいる図書館と言える。そして、遼寧省図書館の発足はより遅れていたが、半世紀以上にわたり、職員数が一定程度に達し、中国における面積の最も大きい省級図書館となった。訪問調査により、遼寧省図書館の施設がよく整備され、内部体系及び図書館周辺地域との一体感があり、「ワンストップサービス」の視点から、より優れた図書館設計の配慮が感じられている。また、三つの図書館はそれぞれ「孫中山文献」、「ロシア語文献」、「満鉄資料」を特色文献として位置付け、図書館に対する地方文献の重要性が示されている。

それから、地方文献に対する理解は相違点があるため、地方文献資源建設の体系はそれぞれ違う。地方文献を取扱う時期について、広東省立中山図書館は1941年で、中国地方文献の先頭であったが、遼寧省図書館は遅くも1954年で、黒竜江省図書館は遅くも1958年で地方文献の収集が始められ、大体同じ時期であった。異なっているところとは、遼寧省図書館と黒竜江省図書館は地方文献を一般資料として収集していたが、広東省立中山図書館は最初から地方文献を単一の収集項目として力を入れ、地方文献に関わる理念と実践はより進んでいることであった。

しかし、現在の広東省立中山図書館の地方文献サービスでは、黒竜江省図書館のように、現行している地方文献の三区分に基つき版本図書館などの整備が見えなく、遼寧省図書館のように政府情報を取り組むことも行っていない。むしろ、広東省立中山図書館が依然として歴史的な・貴重ないわゆる伝統的な地方文献をサービスの重点として扱い、現代的な地方文献または政府情報はまだ注目していないことが明らかになった。特蔵閲覧室のデザインから、歴史的な雰囲気が強めに感じられ、地方文献の種類からもこのような状況を確認することができる。この部分は当然に地方文献にとって非常に重要であり、もっと広いの視点から、現在に地域で発生している文献資料の収集も必要である。

そこで、遼寧省図書館の政府情報検索センターは注目すべきである。中国の公共図書館では政府情報検索センターを設置することが一般的である。広東省図書館には政府情報検索センターを設置していない黒竜江省図書館では三階に専用スペースで政府情報検索センターを開設したが、五階の地方文献閲覧室とは少し距離があり、政府情報と地方文献を一つの体系として考えていないと判断できるであろう。遼寧省図書館の取り組みはこれからの地方文献サービスの動向と思われ、参照できる方法だと考えられている。遼寧省図書館新館の地方文献サービスコーナーの中に「遼寧省政府情報公開検索センター」を設置することにより、行政資料提供の動きが見えられ、行政資料の提供は中国地方文献の発展する成り行きであると考えられ、現行している「地方文献」の三分概念を広げ、「政府情報」を加える可能性がある。公共図書館に行政資料を公開され、行政資料が利用者と市民に身近になり、行政資料が気軽に調べる、閲覧、利用できるようになりつつ、公民の「知る権利」を保障する図書館奉仕の方向となる可能性が考えられる。

そして、黒竜江省図書館の版本図書館も特徴がある取り組みである。従来、省級図書館の地域納本センターの機能は『省（自治区、市）図書館工作条例』と『公共図書館建設標準』の規定に従った<sup>126</sup>。『中華人民共和国公共図書館法』第二十六条には、出版機構を国家図書館と所在地の省級図書館へ正式出版物を納本することを規定し、省級図書館は地方版本を収集する責任を持つのは法的根拠があった。中国では、国の出版物の収集・保存はすでに国家図書館と中国版本図書館が存在し、加えて省レベルの版本図書館を整備することにより、出版物の収集・保存することもう十分満足でき、資源共用の視点から、省級図書館が収集でありさえすれば、省レベル以下の図書館はわざわざ版本図書館の設置は不必要であると指摘された<sup>127</sup>。このように、省級図書館の納本先としての必要性和重要性が明らかにし、これからは省級図書館における納本図書館の姿が期待されている。

地方文献の管理について、広東省立中山図書館と黒竜江省図書館における地方文献サービスは特蔵部に所属し、遼寧省図書館は独立な地方文献部を設置することで、地方文献に対する重視が見える。地方文献に関わる組織設置が違いのため、地方文献の管理方法も違うがある。地方文献の管理は「集中管理」と「分

散管理」二つの方法があると指摘されたが、地方文献を完全に一括し管理することが難しい。地方文献の非正式出版物の収集を行ったが、正式出版物の部分は変わらず採編部が担当する理由を考えると、まずは、地方文献の種類が非常に豊富で、非正式出版物が大きな割合を占めているため、この部分の収集がかなり工夫を費やし、納本以外の収集方法を依頼する場合も少なくない。非正式出版物の収集は専門の担当者と一定程度の専門知識が必要であるため、地方文献部が担当するのが合理的である。それに加え、正式出版物収集の大部は納本にすぎず、非正式出版物の収集を地方文献部に委託するのは相当難しいと推測できる。正式出版物の納本に関する作業は系統的な収集方法と専門職員の設置が一般的であり、正式出版物の収集をわざわざ地方文献部に任せることが非必要と思われる。また、調査から、古籍の一部は地方文献と考えられているが、資料の特別性があり、修復の作業も不可欠であるため、一般的には特設した古籍組と修復組等の部門が担当することも分かった。

地方文献に関わる制度について、広東省立中山図書館では徴集、納本に関する制度が多かった。黒竜江省図書館は納本に関する制度が見つからなかったが、徴集、購入など地方文献収集に関わる制度が制定された。それから、図書館全体の発展計画の中にも地方文献に関する内容も見える。遼寧省図書館はさらに、地方文献の収集を重視しているだけでなく、地方文献のレファレンスサービスおよび遼寧省の公共図書館、大学図書館との連携、共有することも成文化され、制度・通知の形で発布した。このように、中国では納本に関する通知が多く、納本することが重視されても納本することが困難であったと推測できる。『中華人民共和国公共図書館法』の規定により、より有効的な収集することを期待している。

また、地方文献の資料の中に貴重資料が含まれているため、特別な利用方法があるのは一般的である。広東省立中山図書館の利用方法が最も厳しく、地方文献を利用する時の手数が他の二つの図書館よりかかっている。一方、遼寧省図書館の制限が少なく、他二つの図書館のように未成年者の入室も特に拒否していない。

表 2-20 地方文献に関わる制度の比較

	制度
広東省立中山図書館	徴集広東文献弁法 広東省中山図書館の地方文献資料を徴集する弁法 地方文献資料の徴集工作に関する通知 地方文献資料の徴集工作に関する通知 粵版書刊資料の納本するに関する通知
黒竜江省図書館	黒竜江省図書館采訪仕事条例（草案） 省、市、県図書館における地方文献を購入する協調方案 黒竜江省図書館蔵書補充工作細則（試行稿） 省、市、県図書館における地方文献を購入する協調方案 黒竜江省図書館「十三五」発展計画（2016-2020年）
遼寧省図書館	省図書館に遼寧地方文献を納本する通知 遼寧省図書館地方文献レファレンスサービス制度 遼寧省公共図書館地方文献工作協調方案 省図書館に遼寧地方文献を納本する通知 遼寧省公共図書館地方文献工作連盟建設草案（建言） 遼寧省公共、大学図書館連盟地方文献連合徴集制度 遼寧省図書館地方文献采選工作細則

その他、東北三省の地域的や文化的な共通性が多く、東北三省三つの省級図書館はすべて「東北」を命名するデータベースを作り上げたが、共同的な開発、利用を進んでいなかったため、大量な人的資源、経済的資源を占用したと指摘されたことがある<sup>128</sup>。著作権の保護前提として、東北三省の省級図書館の地方文献資源を共有することは東北地域文化交流と公共図書館地方文献データベースの建設と伝播することに非常に有益であると考えられている。さらに、デジタル資源を有効的に共用するため、デジタル化の標準性も必要である。しかしながら、このような連協はまだよく進んでいなく、遼寧省図書館と黒竜江省図書館の地方文献デジタル化事業における共通的な課題である。

以上のように、政府情報への注目、地方文献部の設置、地方文献に関わる政策の完備性、地方文献閲覧室の制限が少ないなどの点で、三つの図書館の中で遼寧省図書館は理念的にも、実践的にも優れたところが見られ、より優良な地方文献サービスを提供していると言える。それから、黒竜江省図書館における版本図書館の設置もより先進的な取り組みである。デジタルされた地方文献の利用可能性は共通的な課題であったが、広東省立中山図書館はよりアクセスしやすいであった。そこで、中国の地方文献サービスは、現在の資料と政府情報への注目、専門的な地方文献部の設置、閲覧室制限の緩和、デジタル化資源の利用性を向上させることが望まれる。

### 3 日本の地域資料サービス

#### 3.1 東京都立図書館

##### 3.1.1 東京都立図書館の概要と沿革

###### ① 概要

東京都立中央図書館は 1973 年 1 月にそれまでの都立日比谷図書館の機能を継承し、日比谷図書館の主な蔵書を受け継いで開館した。閲覧席を 902 席が持っている地上五階、地下二階、面積は約 7000 m<sup>2</sup>の図書館で、各情報コーナー、社会・自然科学系資料・閲覧室、人文科学系資料・閲覧室、視覚障害者サービス室、特別文庫室等に分かれており、各目的に調査・閲覧できるようになっている。中でも、東京室と特別文庫室は東京都立図書館特有のものであり、研究者の利用度も高い<sup>129</sup>。都立多摩図書館では、雑誌の特性を活かしたサービスを行う「東京マガジンバンク」と都内の子供の読書活動を推進する「児童・青少年資料サービス」の 2 つの機能を柱に、都民の調査研究及び課題解決の支援や、区市町村立図書館並びに学校への支援サービスを行っている。

2019 年 3 月 31 日まで、中央図書館では約 210 万冊、多摩図書館では約 53 万冊と、国内の公立図書館では最大級の蔵書数を有する。都立中央図書館では個人に対する貸出サービスは行われておらず、「図書館の図書館」として区市町村立図書館が所蔵していない資料に対し、住民の方から利用の要望があった場合に都内区市町村立図書館に対する「協力貸出」サービスを行い、相互協力センター機能及び参考調査のセンターの役割を果たす<sup>130</sup>。

中央図書館が中心的な役割を担い、多摩図書館と機能を分担しながら一体的な運営を行うとされており、組織上は中央図書館長の下に置かれた管理部の下に多摩図書館が位置する。東京都立図書館の運営組織が管理部とサービス部を設置し、その下 4 課 22 係制となる。総務課、計画経営課、多摩図書館の関連業務は管理部が担当し、資料管理課と情報サービス課はサービス部が管轄する。管理部は職員定数 38 名で、サービス部は 60 名で、合計職員定数が 98 名であり、内司書資格が持っている人数は 71 名である。

それから、都立図書館は新たなサービス戦略の中、内部の職員から、外部の

利用者、類縁機関、行政に向けを PR 方向として決められ、新たな PR 広報戦略を取り組んでいる<sup>131</sup>。下記の図書館の PR 戦略から、都立図書館の首都東京の中核的図書館としての役割と良質なサービスを提供することにより、東京の社会、経済、産業、教育、文化等の発展に貢献する運営方針がはっきり見いだせる。

表 3-1 東京都立図書館 PR 戦略

PR の方向	目的	効果
利用者及び都民に向けて	図書館サービスの有効性、多様性をもっと理解してもらう	来館及び非来館者利用の促進を図り、社会に貢献する
類縁機関・専門情報機関に向けて	図書館事業の内容をより深く理解してもらう	機関と連携を強化し、東京全体の図書館サービスを向上に寄与する
都の行政に向けて	図書館サービスの有効性、多様性をもっと理解してもらう	図書館サービスの重要性の認知と利用促進を図る
内部の職員に向けて	事業目的、内容等の職員への周知徹底を図る	司書の意識改革と自己研鑽を促す

出典：『東京都立中央図書館三十年史』 p59 より

## ② 沿革

1906 年 10 月より日比谷公園西に着工し、1908 年 11 月に東京都立図書館前身の東京市立日比谷図書館の開館を迎え、12 日から公衆に有料による閲覧を開始した<sup>132</sup>。東京都の図書館を建設する方針は、各区に一か所を設けたいであったため、その後市立深川図書館、東京市立日本橋簡易図書館等の図書館を設置されたより、図書館の数は次第に増加し、1914 年には 17 館に至った<sup>133</sup>。1943 年 7 月 1 日から東京都制<sup>134</sup>が施行され、東京府と東京市を合併し、東京都が誕生し、「東京市立日比谷図書館」は「東京都立日比谷図書館」と名前を変えた。第二次世界大戦 1945 年の東京大空襲による被害され、東京都立日比谷図書館が全焼し、蔵書を 209,040 冊が焼失することになった。1947 年によりやく仮設館舎を着工し、1949 年 11 月に都立日比谷図書館が再開した<sup>135</sup>。それと同時に、都立立川図書館と都立青梅図書館も開館した。

1955 年後半から日本の公立図書館では、アメリカの先進的な図書館にならって、主題別に閲覧室を設けて専門主題を担当する職員を配置し、レファレンスサービスを充実させようとする機運が出てきた。中央図書館の主題別閲覧室

制度は、実質的には NDC による分類部門別の閲覧室となり、中央図書館開館と同時に本格的な主題別閲覧室制度によるサービスを開始した<sup>136</sup>。1957 年頃から、旧日比谷図書館は書誌・索引業務は着手され、1969 年には「書誌索引カード作成基準について」をまとめた<sup>137</sup>。

しかし、戦後再建された東京都立日比谷図書館が機能的にも、整備的にも限界に達したことから、中央図書館を建設の構想が立てられ、建設計画は 1963 年『東京都立日比谷図書館分館の建設について』の答申から始まる。「戦時買い上げ資料や東京資料、利用度の低い資料の保存機能をもつ」大規模分館を想定し、1970 年 7 月に着工した。1972 年 3 月末に地上五階、地下二階、延床面積 20,281 m<sup>2</sup>、180 万冊の書庫収蔵能力を持った中央図書館が竣工し、移転作業と開館準備を経て、1973 年 1 月 23 日に、現在の地（港区有栖川宮記念公園）に開館に至ったのである<sup>138</sup>。東京都立中央図書館の開設に伴い、東京都立日比谷図書館が児童図書資料と視聴覚資料専門の図書館となった<sup>139</sup>。中央図書館が開館した、約十年が経過した 1984 年には、「都立図書館電算システム基本計画」が策定された。以後、開発・本稼働・データ遡及入力と、電算化一色に染まった感がある。1986 年から、従来の月曜日定期休館に変わって、都立図書館では通年開館が実施された<sup>140</sup>。

1987 年 5 月、『東京都立図書館の整備充実計画』の構想に基づき、協力貸出センターとしての都立八王子図書館、逐次刊行物センターとしての都立立川図書館、行政・郷土資料センターとしての都立青梅図書館の 3 館を統合し、都立多摩図書館が開館した。現在は中央図書館の統括の下、主として雑誌および児童資料、青少年資料等に関するサービスを担う。2000 年、都立図書館ホームページが開設され、非来館型サービス提供の重要な柱となった。2009 年、都立日比谷図書館が千代田区に移管され、現在の東京都立図書館は 2009 年 1 月にリニューアルオープンした東京都立中央図書館（港区）と 2009 年 5 月にリニューアルオープンした東京都立多摩図書館（国分寺市）の 2 館から構成される。

表 3-2 東京都立図書館主な沿革

時期	沿革
1908年11月	東京市立日比谷図書館開館
1943年7月	都制施行、都立日比谷図書館となる
1945年5月	都立日比谷図書館空襲焼失
1947年1月	都立立川図書館開館
1947年3月	都立青梅図書館開館
1949年11月	都立日比谷図書館再開
1955年1月	市立八王子図書館、都へ移管
1957年10月	都立日比谷図書館新館開館
1973年1月	都立中央図書館開館
1987年5月	都立多摩図書館開館
2000年2月	都立図書館ホームページ開設
2009年1月	都立中央図書館リニューアルオープン
2009年5月	都立多摩図書館リニューアルオープン
2009年7月	都立日比谷図書館を千代田区へ移管

出典：『東京都立中央図書館三十年史』、『五十年紀要』などにより筆者作成

### 3.1.2 東京都立図書館における地域資料サービスの経緯と概況

1916年に東京市立日比谷図書館は江戸開府以来の歴史的資料で現在「東京誌料」と呼ばれている郷土資料の収集に着手した。「江戸開府以来、明治になるまでの、東京市研究に必要な良書を収集」<sup>141</sup>とされ、明治末期から日本の郷土への関心の高まりと対応する図書館において、郷土資料へ関心の実践であると考えられる<sup>142</sup>。アメリカの先進的な図書館にならって主題別閲覧室制度を行い、1973年10月、日比谷図書館設立と同時に、一つの主題室として東京室を設けた。当時は図書館の五階にあり、東京関係の行政資料と郷土資料を担当する重要なサポートポイントの一つであり、1973年末までに10,267冊が所蔵していた。明治期以後の資料が収集の対象とし、郷土資料、東京都の行政資料、図書、新聞雑誌、地図、パンフレット、点字公報などを収集し、地域優先で、地域分類プラス主題分類とする。東京資料をそれまでの一般資料から独立し、参考課が東京資料の収集から整理・保存・奉仕までを一元的に行っていた。1995年、東京資料データ遡及入力が完了し、東京資料に関する目録を数多く作っていた。①1995年度に『東京資料目録一年鑑・年報一』（約2,900タイトル収録）を、②1996年『東京資料目録一和図書一』四冊（約51,000冊収録）を刊行した<sup>143</sup>。③1998年、多摩図書館行政郷土資料係が所蔵しているタイトルと合わ



せて収録し、『東京資料目録—新聞・雑誌—』を刊行し、④2000年に『逐次刊行物目録東京資料編—新聞・雑誌—』（約1,600タイトル収録）と、⑤『逐次刊行物目録東京資料編—年鑑・年報—』（約3,500タイトル収録）を同年度に刊行した。同室で毎月受け入れた新着東京都行政資料及び郷土資料は1975年10月から創刊した『東京室月報』に掲載する。2002年、行政郷土資料請求記号の中央・多摩一本化が開始し、2008年には、都市・東京資料の集中化の方針に基づき、多摩図書館が所蔵していた地域資料は中央図書館へ移転されている。令和元年12月までに、都政動向に関する資料をまとめた「都政情報」の棚を設けているほか、国内の指定都市20市及び海外の28都市に関する資料や、「都市政策」「都市計画」「都市の産業」「都市の文化・スポーツ」「都市の福祉・教育」、「都市の観光」「都市の環境」「都市の交通」「都市の防災・安全」など都市に関する様々なテーマの棚が設けられ、合計25,2766冊の資料が所蔵されている<sup>[1]</sup>。

2000年に都立図書館ホームページが開設されてから、図書資料のデジタル化建設が絶え間なく進んでいる。2007年3月、「東京資料サーチ」がスタートした。2009年1月、「都市・東京情報」コンテンツを公開した。2011年10月、ウェブサイト「江戸・東京デジタルミュージアム」が開設され、2013年5月に「東京都立図書館デジタルアーカイブ（TOKYOアーカイブ）」が開設された。

表 3-3 東京資料サービスの経緯

時期	経緯
1916年	郷土資料（「東京誌料」）の収集に着手
1973年10月	東京室開室
1975年10月	『東京室月報』創刊
1981年3月	『東京関係図書目録』発行 『都立中央図書館・歴史・伝記・日本文学・東京資料分類表』発行
1995年	『東京資料目録—年鑑・年報—』刊行
1996年	『東京資料目録—和図書—』刊行
1998年	『東京資料目録—新聞・雑誌—』刊行
2000年	『逐次刊行物目録東京資料編—新聞・雑誌—』刊行 『逐次刊行物目録東京資料編—年鑑・年報—』刊行
2002年	行政郷土資料請求記号の中央・多摩一本化開始
2007年3月	東京関係資料の横断検索システム「東京資料サーチ」スタート
2008年11月	都市・東京資料の集中化の方針に基づき、多摩地域資料を都立中央図書館に移管
2009年1月	都立中央図書館「都市・東京情報サービス」開始 「都市・東京情報」コンテンツ公開
2011年10月	ウェブサイト「江戸・東京デジタルミュージアム」開設
2013年5月	ウェブサイト「東京都立図書館デジタルアーカイブ（TOKYOアーカイブ）」開設

[1] レファレンスから

### 3.1.3 地域資料サービスの取り組み

#### ① 東京資料の収集方針

東京都立図書館の地域資料は「東京資料」と称している。これは全国からの人々の寄り集まりの東京は、郷土資料というとは各自の出身地を連想しがちで、混乱を生ずるので、そのため東京という地域名を明示したのであるという説がある<sup>144</sup>。

東京都立図書館における地域資料の収集方針・選択基準については、単独の地域資料収集方針が存在しなく、「東京都立図書館資料収集方針」の原則に則る。この方針は文書で公開しなく、インターネットで公開されている。「東京都立図書館資料収集方針」において、資料収集の範囲は、「資料の範囲においては、一般的資料から専門的資料に至るまで全分野にわたり、幅広く収集する。東京関係資料については、特に留意する。」と定め、東京関係資料を強調した。そして、「東京資料」を「東京都行政資料(都の発行、編集)と地域資料(都内区市町村の発行、編集及び民間発行のもの)」と定義し、東京資料(逐次刊行物も含む)の収集は、「東京に関する調査・研究に資する資料を幅広く収集する。特に東京都行政資料については、積極的に配布依頼を行い、網羅的に収集する。必要に応じて複部収集する。」と規定された。

それから、東京都立図書館では『東京都印刷物取扱規程』と『東京都教育委員会印刷物取扱規程』により納本を受ける。特に東京の行政資料については、『東京都印刷物取扱規程』第七条に、「印刷物作成の主管課長は、主要刊行物の活用を促進するため、当該印刷物を次の機関へ配布しなければならない。ただし、公開を適当としないもの又は作成部数の少ないものについては、配布しないこと又は部数を減らして配布することができる。」「東京都教育委員会印刷物取扱規程』第九条「印刷物作成の主管課長は、主要刊行物の活用を促進するため、当該印刷物を次の機関へ配布しなければならない。ただし、公開を適当としないもの又は作成部数の少ないものについては、配布しないこと又は部数を減らして配布することができる。」と規定した。

そして、納本条例による納本に漏れている資料を補うため、定期的な訪問収集を行う。納本条例による納本がなされなかった場合は、寄贈に依頼する。寄

贈依頼に応じてもらえず、書店でも購入できない場合は、直販購入と前渡金で入手する。前渡金の業務のうち、急を要するものがある場合は書店を訪問して、直接購入にする。それから、収集のための情報源はコミュニティ紙、古書目録、郷土誌フェア目録、新刊出版案内、インターネットがよく利用されている。

表 3-4 東京資料に関する規程・方針

時期	条例
1953年	東京都印刷物取扱規程
1972年3月31日	東京都立図書館資料収集方針
2001年3月30日	東京都教育委員会印刷物取扱規程

## ② 地域資料サービスを担当する組織

東京都立図書館のサービス部は大きく資料管理課と情報サービス課に分けられ、都市・東京情報関連業務は情報サービス課に所属し、都市・東京情報と政策支援を担当する。小泉（2010）は、従来東京都立図書館の組織形態を「機能（職能）別」「主題別」、「地域別」、「利用者別」、「資料形態別」五種類の形態があったと指摘した。2009年の都立図書館のリニューアルに向けて、組織が大幅に簡素化された。地域文献が所属されている情報サービス課が「主題別」の形態であったが、数多くの職員を配置してきたパブリックサービスを中心とする「機能別」を基礎とする組織形態に移行した<sup>145</sup>。

都立図書館で主に資料収集を行う部署は、都立中央図書館サービス部資料管理課収書担当であったが、東京関係の資料については、都立中央図書館サービス部情報サービス課都市・東京情報担当で東京資料の収集、整理、目録管理、情報のパブリックサービスなどの業務を一括し管理する<sup>[1]</sup>。

[1] レファレンス調査より

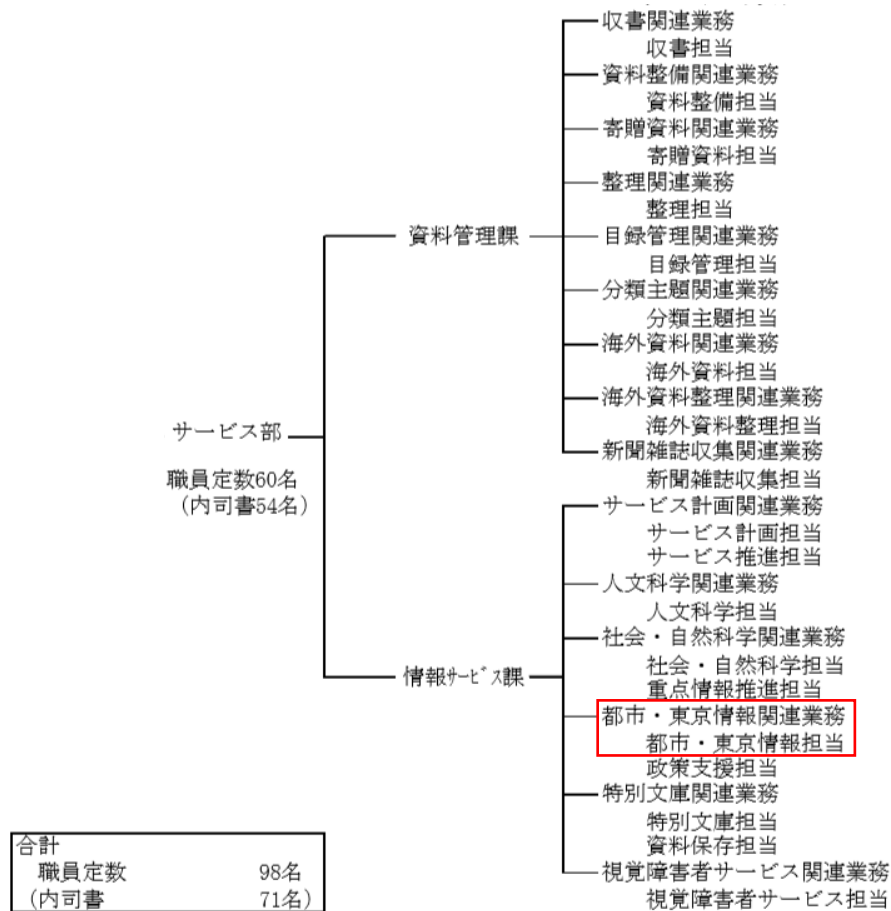


図 3-1 東京都立図書館・サービス部組織図

### ③ 東京資料の収集範囲

2015年『多摩地区公立図書館地域資料業務実態調査報告書』により、東京都立図書館地域資料の収集範囲を収集地域、収集形態、行政資料、自治体内発行資料の四部に分けられて整理した。詳細は付録Ⅱに参照してほしい。

まず、収集の地域範囲は多摩地域、東京都、区部を積極的な収集対象とし、旧郡、旧武蔵国、旧武相地域、関東地域、隣接県、姉妹市・友好市も一部資料の収集対象とする。東京関係の資料については、明治期以降に刊行された東京都及び都内区市町村発行の行政資料（都史、区市町村史や統計書等を含む）のほか、一般に刊行された地図やガイドブック、電話帳、学校案内まで、東京に関する様々な資料を収集・提供している。都市に関する資料については、2019年12月現在、都政動向に関する資料をまとめた「都政情報」の棚を設けてい

るほか、国内の指定都市 20 市及び海外の 28 都市に関する資料や、「都市政策」「都市計画」「都市の産業」「都市の文化・スポーツ」「都市の福祉・教育」、「都市の観光」「都市の環境」「都市の交通」「都市の防災・安全」など都市に関する様々なテーマの棚を設けている。

次に、収集形態は印刷資料と視聴覚資料に分けられます。印刷資料は図書、雑誌、地図、地域新聞、コミュニティ紙、小冊子（パンフレット、リーフレット、ビラ、チラシ、案内など）、ポスター、絵葉書を収集する。視聴覚資料として、写真、マイクロフィルム、16 mmフィルム（所蔵しているが未整理）、光ディスク（LD、DVD、CD、MD など）、レコード、磁気テープ（ビデオテープ、カセットテープ、オープンリールなど）、磁気ディスク（フロッピーディスク、MO、ハードディスクなど）を収集する。古文書、記録、写本、美術品、博物資料等の現物資料は収集しない。

また、行政資料は例規集・要綱集、公報、広報、行政報告書、統計書、市勢概要、事業概要、年報定例会議会録・委員会会議会録、議案書計画書、予算書・決算書、監査資料、調査報告書、一般地図、住宅地図、地形図、教育委員会・審議会等会議録、自治体史誌を収集する。

最後に、自治体内発行資料について、小・中・高等学校の資料、大学・短大・高専・専修学校の資料、博物館・美術館・資料館、文学館、文書館の資料、公民館・生涯学習センター・社会教育センターの資料、企業・商工会・商工会議所等の資料、医療機関・社会福祉機関の資料、民間団体（文学、歴史、芸術関係、社会運動、まちづくりなど）のは基本的なものを対象とし、個人の自費出版物は主に寄贈を中心として収集する。

その他、資料のほぼ全体が対象記述の場合は必ず収集し、資料の一部に対象記述がある場合は選別収集とする。郷土人の把握方法がなく、郷土人著作物の収集は一般書の中で対応し、特別収集としない。地元出版社の発行物の収集も特に意識していない。

#### ④ 都市・東京サービスコーナー

東京都立図書館の地域資料と行政資料は「東京資料」と呼び、東京資料は面積 250 m<sup>2</sup>独立したスペース「都市・東京情報コーナー」で提供している。

2009 年から、都市・東京サービスが開始した。都市・東京情報コーナーは専用カウンターがなく、総合レファレンスと兼用し、カウンターは全員対応としている。レファレンスサービスは、開館以来実施体制の基本的な枠組みを変更してなく、1984 年 6 月に「東京都立中央図書館資料部参考課回答事務処理基準」を制定し、参考調査の回答基準としてこれに基づいてレファレンスサービスを行っていた。来館利用者には、総合カウンターがまず対応し、館内の総合案内や目録検索の援助等を行うほか、簡易な質問にはその場で回答する。また、専門的質問については複数の主題室等が共同で調査して回答する。新しい時代にふさわしいサービスを盛り込むことを念図において検討を重ね、1998 年 9 月に「情報サービス規程（素案）」を取りまとめ、2000 年 3 月から施行した。レファレンス質問への回答にあたっては、「回答基準」の「図書館の資料と機能を活用し、質問者への援助を与える」という方針を大きく転換し、「情報サービス資料（図書館資料に、インターネット、外部データベース、その他電子メディアを加えた資料群）並びに専門情報機関等の資料及び情報に基づいて行う」として、情報自体の提供も行うことを明確にした<sup>146</sup>。

図書の整理については、「行政・郷土資料整理マニュアル」に基づき行い、資料の配列は原則として、独自地理区分「東京資料分類表」（都は組織順、区市町村は自治体名）してから NDC 主題区分とする。図書と雑誌資料について、多摩地域、23 区・隣接県等の資料は一冊永久保存し、東京都の資料は二冊永久保存する。地図資料、小冊子、マイクロフィルム、最近の受入するポスターは図書と同様に整理する。地図は独自のデータ項目があり、過去の受入したポスターは Excel で入力のみとなる。地域資料を利用するときは業務用端末、館内 OPAC、Web OPAC から検索ができる。図書は請求記号ラベルとバーコードラベルが貼り付けられた。フィルムカバーは付けなく、劣化本は中性紙封筒、またはカイルラッパーに入り、薄い資料は板目で補強する。

その他、地域資料専用パンフレット、図書館全体のパンフレット、展示会など企画、ホームページ、メールマガジンにより地域資料 PR を行い、地域資料

の展示会、地域資料の利用講座、ビジネス支援講習会などの事業も積極的に取り組んでいる<sup>147</sup>。

## ⑤ 地域資料のデジタル化

質量ともに充実した蔵書を持っている都立図書館では、早くから電算化に取り組んでいた。まず開始したのが和図書のデータ遡及入力であった。1985 からスタートし、都立図書館（中央・日比谷）特別文庫室所蔵資料を除いて和図書及び多摩図書館の蔵書を加わり、合計 110 万冊のデータ入力な計画は 1998 年までに完成した。2001 年まで、貴重書や特別文庫室の洋書、東京資料の他に、多摩図書館（参考・行政郷土資料）、日比谷図書館一般貸出資料合わせて 7,200 件の遡及入力を行って完了した。2002 年 4 月には、都立図書館資料は館内閲覧ばかりでなく、協力貸出、オンラインで検索は可能となった<sup>148</sup>。東京府・市関係資料、近代の地図・絵葉書・写真帖、江戸・東京の災害記録を対象にデジタル化を実施している。それから、地域資料の所蔵目録（OPAC は除く）をデジタル化され、所蔵地図目録（PDF 形式）冊子体も作成られ、デジタル化してからインターネットで公開した。

2000 年に都立図書館ホームページが開設されてから、図書資料のデジタル化建設が絶え間なく進んでいる。2007 年 3 月、東京都や都内の区市町村の行政資料をはじめ、東京の地域に関する資料・情報を収集・提供している図書館・資料室の蔵書約 600 万冊を、博物館図書室、公文書館、大学図書館など東京資料サーチ加盟 8 機関すべての蔵書を一括して検索できるシステム「東京資料サーチ」がスタートした。2009 年 1 月、中央図書館の都市・東京情報サービスの開始に伴い、ホームページに都政や東京のニュースや話題をとりあげ、インターネット情報と都立図書館の資料を紹介する「都市・東京情報」コンテンツを公開した。

東京都が策定した都市戦略「『10 年後の東京』への実行プログラム 2010」（その後「2020 年の東京」への実行プログラム）に基づく事業の一つとして、2011 年 10 月、ウェブサイト「江戸・東京デジタルミュージアム」が開設され、都立図書館特別文庫室で所蔵する江戸・東京に関する資料を通して、江戸・東京の歴史や文化に触れていただけるよう工夫をしていた。それから、2013 年 5

月、東京都立図書館がデジタル化した、江戸・東京関係資料の画像を検索・閲覧できるデータベースウェブサイト「東京都立図書館デジタルアーカイブ (TOKYO アーカイブ)」が開設された。

それから、地域資料ページ「都市・東京情報コーナー」が作りされ、デジタル化した所蔵資料を提供するなどの電子図書館的サービスを展開した。地域資料ページは「東京について調べる」をタイトルとし、そのうち、「東京情報を探す」、「主な所蔵資料」、「館内で利用できるデータベース」、「東京に関する Web 情報」、「リンク集」から構成され、地域資料コーナーの紹介、地域レファレンス事例、新着地域資料、地域資料リンク集、貴重書・古文書、事業統計・各種報告書のページがあり、東京に関する資料と情報を全般的に提供している。

### 3.1.4 小括

東京都立図書館では、国内の公立図書館では最大級の蔵書数を持つ、個人に対する貸出サービスは行われておらず、都内区市町村立図書館に対する「協力貸出」サービスを行っている。1916年に東京市立日比谷図書館は江戸開府以来の歴史的資料で現在「東京誌料」と呼ばれている郷土資料の収集に着手し、地域資料の収集が早い時期から始められ、2009年から、都市・東京サービスを開始した。現在でも、図書館の収集範囲の中に東京関係資料については特に留意することと定め、東京資料の中に「東京都行政資料」を積極的収集すると定められた。それから、「東京資料」の用語解説について、東京都行政資料を冒頭に書かれることにより、行政資料を重視することがはっきり見える。また、地域資料コーナーの名称は最初の「東京室」から今の「都市・東京情報コーナー」に変更したことにより、地域資料の提供はさらに幅広く「地域」と「情報」を重視する動向がよく見える。

東京都立図書館地域資料を収集する地域範囲は多摩地域、東京都、区部を積極的な収集対象であり、旧郡、旧武蔵国、旧武相地域、関東地域、隣接県、姉妹市・友好市も一部資料の収集対象とし、都政動向に関する資料をまとめた「都政情報」の棚を設けているほか、国内の指定都市 20 市及び海外の 28 都市に関する資料など都市に関する様々なテーマの棚を設け、「地域」に対する理解は開放的である。



そして、都立中央図書館サービス部情報サービス課都市・東京情報担当が東京関係の資料の収集、整理、目録管理、情報のパブリックサービスなどの業務を一括し管理している。

また、東京資料に関する情報発信は、地域資料専用パンフレット、図書館全体のパンフレット、展示会など企画、ホームページ、メールマガジンにより地域資料 PR を行い、地域資料の展示会、地域資料の利用講座、ビジネス支援講習会などの事業も積極的に取り組んでいる。

## 3.2 埼玉県立図書館

### 3.2.1 埼玉県立図書館の概要と沿革

#### ① 概要

埼玉県立図書館は、埼玉県立熊谷図書館と埼玉県立久喜図書館 2 館が分担して資料を収集し、情報・物流両面でネットワークを結び、総合的なサービスを行う。県立熊谷図書館は、総記、哲学・宗教、歴史・地理、社会科学、産業、地域・行政資料、海外資料等、16 ミリ映画フィルム、貸出文庫の分野を担当し、県立久喜図書館は自然科学、技術、芸術、言語、文学、児童用資料・児童用研究資料、活字による読書に障害のある方向け資料を担当する。

埼玉県立熊谷図書館は地上 3 階、延 3,580 m<sup>2</sup>規模の建物であり、閲覧席を 180 席が設置される。2019 年まで、埼玉県立図書館は図書を 1,557,556 冊、新聞 176 タイトル、雑誌 2,877 タイトル、マイクロフィルム 14,211 リールを所蔵し、それから、視聴覚資料、電子媒体資料、障害者サービス資料も数多く所蔵されている。

また、劣化の激しい資料の保全のため、2018 年 12 月 5 日から禁帯出保存対象資料を従来の 1925 年以前から、1955 年以前までに変更した。資料利用を館内閲覧のみ・複写機による複写はいずれも不可となり、該当する資料については蔵書検索システムの「検索結果一覧 - 資料詳細画面」で、「帯出区分」に「禁帯保存」または「貴重書」と表示されている<sup>149</sup>。

埼玉県立図書館の組織については、熊谷図書館長の下に副館長を 2 人設置し、①総務、②企画・システム管理を 1 課となり、③図書館協力・資料収集・

整理、④ビジネス・産業支援、人文・社会科学資料、海外資料、⑤地域・行政資料、視聴覚資料・図書館振興3係を1課となる。2019年まで職員数が60名で、内司書は47名である。

## ② 沿革

埼玉県立図書館発足の源流は1876年の浦和書籍館にまでさかのぼるが、その実質的な誕生は1922年10月に北足立郡工区員出張所に設けられ、埼玉県教育会立埼玉図書館の開設であった。「埼玉図書館館則」及び「埼玉図書館図書閲覧規程」を制定公示し、同日閲覧業務を開始した。館則、規程はともにすべて15条よりなり、図書館の設立目的、組織設置、閲覧時間、閲覧手続、運営面等にわたって規定された。1924年文部大臣より埼玉県立図書館設置が認可され、3月22日に県教育会立埼玉図書館が埼玉県立埼玉図書館となることと4月よりの開館を公示し、同日「埼玉県立埼玉図書館々則」、4月1日に「埼玉県立図書館処務規程」、「埼玉県立埼玉図書館図書閲覧規程」を制定公布した。1925年に旧女子師範学校を模様替えして現在地に移転し、以後1933年の図書館令改正により埼玉県の中央図書館に指定され、公共図書館としての使命を果たすとともに県内図書館の指導と育成に当たっていた。

また戦後は、1948年4月に県立図書館の分館を川越、熊谷両市市立図書館内に設置し、各市立図書館の整備を利用する。1951年4月に公布された「埼玉県立図書館設置条例」によって、以後埼玉県立埼玉図書館は埼玉県立図書館と称されることになった。引き続き4月に4月20日から教育局内に館規則、処務規程の審議会がお受けられ、1952年に「埼玉県立図書館規則」、「埼玉県立図書館処務規程」がそれぞれ公布施行され、1924年の館則、閲覧規程、処務規程が廃止された。1960年に館舎が改築され、近代的な図書館として装いを新たになった。1969年に図書館の内部組織として文書館を増設、1970年には埼玉県立熊谷図書館の開設にともない、「県立図書館設置条例」改正により埼玉県立浦和図書館と改称した。その後、1975年10月に設立した埼玉県立川越図書館、1980年6月に設立した埼玉県立久喜図書館と浦和図書館、熊谷図書館4館が各自独立館・並列館であり、東西南北のエリアを担当している「四館体制」となった。しかし、この体制については「機能分担をしても四館に資料が

分散していることで、人員や資料費の効率が悪い、レファレンス機能の低下、オンラインコストが莫大になるといったように様々な弊害が予想され、いずれは大規模な中央館の建設が必要になる（松村みどり, 1992）」と指摘された<sup>150</sup>。1997年4月、収書・整理業務を浦和図書館へ集中一元化、久喜図書館の移動図書館業務を熊谷図書館へ移管した。2003年3月に埼玉県立川越図書館が廃止され、浦和・熊谷・久喜の3館が分野別専門館として三館体制で再出発した。開館から90余年、2015年3月31日を持ちまして、館舎の老朽化・耐震強度不足、さいたま市図書館の充実化による利用者減少等の原因で埼玉県立浦和図書館も閉館となった。旧県立浦和図書館の所蔵資料(約50万点)は、2015年度中に全て県立熊谷図書館及び熊谷図書館の附属施設である外部書庫に移管しました<sup>151</sup>。2015年6月11日閉館後は埼玉県立文書館内に埼玉県立熊谷図書館浦和分室が設置されている<sup>152</sup>。浦和分室では資料を所蔵せず、埼玉県立図書館資料の閲覧、貸出、返却等の窓口として利用登録、貸出、返却、複写受付のみサービスを提供する。分室内で閲覧するための閲覧席を4席設置し、図書館資料利用を伴わない自習等の席利用はできない<sup>153</sup>。2016年に埼玉県立熊谷図書館が図書館協力棟と資料管理棟を増設してリニューアルオープンした。浦和図書館の閉館にともない、組織を修正して簡潔になり、より効率的な資料収集、サービス提供に取り組んでいる。

表 3-5 埼玉県立図書館主な沿革

時期	沿革
1922年10月	埼玉県教育会立埼玉図書館開設
1924年3月	埼玉県立埼玉図書館設置
1933年10月	改正図書館令公布により埼玉県中央図書館に指定
1948年4月	本館の分館を川越・熊谷に設置
1951年3月	「埼玉県立図書館」と名称変更
1952年	図書館協議会発足
1960年3月31日	新館建築落成
1970年3月30日	県立浦和図書館と改称
1970年4月1日	県立熊谷図書館設立
1975年10月	埼玉県立川越図書館設置
1980年6月	埼玉県立久喜図書館設置
1997年4月	収書・整理業務を浦和図書館へ集中一元化
2003年3月	埼玉県立川越図書館廃止
2015年3月	埼玉県立浦和図書館廃止
2015年6月11日	熊谷図書館浦和分室開室
2016年	熊谷図書館リニューアルオープン

出典：埼玉県立図書館年報（埼玉県立図書館のあゆみ）、『埼玉県立浦和図書館50年誌』より筆者作成

### 3.2.2 埼玉県立図書館における地域資料サービスの経緯と概況

1928年3月、埼玉県立埼玉図書館が設立された後に埼玉県史編纂室が置かれ、『埼玉叢書』の編纂を行った。1929年5月10日に県史編纂室が主催する県史料展を開催した。その後、図書館講演会の「埼玉に於ける近代の人物」を開催したことがあった。1932年に埼玉図書館叢書第1編『埼玉名家著述目録』<sup>154</sup>が刊行され、1933年の「閲覧概況」並びに『埼玉名家著述目録』を配布し、1941年に『埼玉名家著述目録』を再版刊行した。その間、郷土資料に関する講演会も沢山行った。1935年11月2日に講演会「郷土史に関する典籍について」「郷土史雑観」（参会者50名）、1936年8月23日～24日に郷土講演会（聴講者150名）、1939年11月18日に郷土講演会「秩父の風土及び歴史」を開催した。埼玉県立図書館が開館した時から郷土資料を注目し、地方名家著述などの郷土資料の収集、目録作成する以外に、利用者のため講演会を行ったことより郷土資料サービスを提供する。

1952年5月8日に「埼玉県図書館規則」制定により、新たに郷土資料室の設置を定め、同年度9月3日に郷土室の新設作業を全館員で実施した。1953年12月、『武蔵国郡村誌第1巻』を刊行し、以後1955年まで全巻を刊行した。1960年に、郷土に関する歴史的な資料、現在の県勢を伝える資料を集め、特に研究的な利用者や、児童生徒の郷土学習にも活用されるために、落成した新館の二階に埼玉資料室が設置され、郷土資料を中心に埼玉県に關係する資料の収集、閲覧、展示を行う。埼玉資料室の運営は図書館の改築をきっかけに、従来の書庫隔離型の形態から、一元的な資料の保管に基づく総合運営の形態へと改善された。郷土資料の収集・整理・運用・調査相談・文献複写・目録の編纂・県内公共図書館との協力事業など全般にわたる業務を専門的に推進する係として戦後いち早く開設された<sup>155</sup>。埼玉資料係の仕事として、前記業務の他に、『郷土資料総合目録』、『埼玉の中世文書』、『埼玉資料年報』等の刊行物の編纂、近世文書解読のための講習会等を主体となって実施する<sup>156</sup>。1960年3月県公共図書館連絡協議会の議題にのせ、郷土資料総合目録編纂を儀決、準備委員会を設けた。1961年2月に埼玉県郷土資料総合目録編纂委員会が発足し、1962年12月に所期の目的を達するに足る刊行を果たした<sup>157</sup>。その後、1963年に『埼玉資料年報』が創刊し、1970年度までに続いた。それからも、目録の編纂、刊

行するなど書誌的な活動に尽力した。1969年、『埼玉資料室収書通報』を季刊として1971年まで刊行した。1970年5月に『埼玉県郷土資料総合目録』（増補版）編纂委員会が発足し、1971年11月14日に『埼玉県郷土資料総合目録』（増補版）が刊行された。1971年12月に、『埼玉名家著述目録』を復刻刊行した。

1965年3月、『埼玉の中世文書』・『近世資料所在調査報告Ⅰ』が刊行され、1971年度に第7集まで刊行した。これは実は文書館が担当すべきだが、日本では1959年までに文書館が存在しないため<sup>158</sup>、埼玉県立図書館が代行し、地域歴史の調査、研究機能を持っている。1969年に埼玉県文書館が増設されたから、この機能を移した。その後、1983年に文書館が新築移転すると、その跡地を利用して埼玉資料室が設置された。その時期から、埼玉県立浦和図書館は埼玉県立図書館の中で最も歴史が古く、郷土関係の資料が豊富な蓄積がある背景に、地域・行政資料を扱う専門館として再整備され、県民への資料収集、整備、提供、広報に努めていた<sup>159</sup>。2015年浦和図書館の廃止とともに、埼玉資料室は埼玉県立熊谷図書館に移動し、熊谷図書館において埼玉県に関連した地域・行政関係資料の網羅的に収集し、県民への資料提供・レファレンスサービスを積極的に取り組んでいる。

現在埼玉県立図書館では、地域資料を原則として明治以降の資料を収集し、昔から持っていた近世の資料については貴重書扱い、埼玉和書、埼玉洋書、埼玉地図、埼玉和雑誌、埼玉洋雑誌、埼玉和新聞、マイクロ資料と区分している<sup>[1]</sup>。地域・行政資料を251,298冊が所蔵され（熊谷212,493冊、久喜38,805冊）、見出し、索引を数多く作成し、デジタル化も進んでいる。「埼玉新聞記事見出し索引データ」（1943年4月～2009年12月の66年間分994,200件）と「埼玉関係雑誌記事索引データ」（89誌、49,071件）、「埼玉関係人物文献索引データ」（6,711名12,301件）を作成し、検索、レファレンス等に活用している。それから、所蔵する貴重書58タイトル、絵図11タイトル、明治期から昭和期の図書74タイトル、雑誌21タイトルをウェブサイトのデジタルライブラリーにて公開し、埼玉県暮らしに役立つリンク集など埼玉県の地域情報を入手する際に役立つインターネット上の158サイトも地域資料ページで紹介し

---

[1] レファレンス調査より

た。

表 3-6 埼玉資料サービスの経緯

時期	経緯
1928年3月	埼玉県史編纂室が置かれる
1932年11月14日	埼玉図書館叢書第1編『埼玉名家著述目録』刊行
1941年8月1日	『埼玉名家著述目録』再版刊行
1952年5月8日	新たに郷土資料室の設置を定める
1952年9月3日	郷土室新設作業を全館員で実施
1953年12月	『武蔵国郡村誌第1巻』刊行
1960年	埼玉資料室設置
1960年3月	郷土資料総合億録編纂を議決
1961年2月	埼玉県郷土資料総合目録編纂委員会発足
1962年12月	『埼玉県郷土資料総合目録』刊行
1963年4月3日	『埼玉資料年報』創刊
1965年3月	『埼玉の中世文書』・『近世資料所在調査報告I』刊行
1969年9月10日	『埼玉資料室収書通報』刊行
1971年11月14日	『埼玉県郷土資料総合目録』（増補版）刊行
1971年12月	『埼玉名家著述目録』復刻刊行
1983年7月	埼玉資料室設置
2015年	埼玉資料室は熊谷に移す

出典：埼玉県立図書館年報（埼玉県立図書館のあゆみ）、『埼玉県立浦和図書館50年誌』、

『埼玉の公共図書館における郷土資料サービスの現状』により筆者作成

### 3.2.3 地域資料サービスの取り組み

#### ① 地域資料に関わる方針

埼玉県立図書館では地域住民に開かれた運営を基盤とし、効率的で質の高い利用者サービスを推進していくため、「埼玉県立図書館運営の基本方針」（平成26年4月改訂）を定めている。その第1条は、「専門的な資料・情報や地域資料等を収集、蓄積し、県民の調査研究に対する支援機能を充実する。」と地域資料の収集、保存、支援サービスを行うことを規定した。また、「埼玉県立図書館資料収集方針」第4条 資料別収集基準および収集部数の4.1 図書では、地域資料については、埼玉に関するあらゆる資料・情報を集積するとの視点から、網羅的に収集することを規定した。特に県行政資料については網羅的な収集の徹底を図り、あわせて県内各市町村の行政資料も可能な限り収集すると規定した。それから、収集の部数については、2部収集を原則とし、郷土人著者の著作については1部収集を原則とする。さらに、収集する際には、埼玉県立

文書館、さいたま文学館、県政情報センター県政資料コーナー、県内公共図書館等の類縁機関の蔵書構成や収集状況に留意することも定めた。

それから、同方針で規定された地域資料に関する内容を引き出して整理した。マイクロフィッシュ等のその他のマイクロ資料、スライドなどは地域資料として受け入れるものに限定して収集する。コンパクトディスク、レコードの地域資料の資料的価値の高いもの、他の媒体の代替資料が無い場合に限定して収集する。静止画資料の写真、絵、ポスター、設計図等の静止画資料については、県内の大学・専門図書館、類縁機関等の収集状況を十分見極めた上で、地域資料の重要な一部を構成するものは収集する。

それに加え、「地域に関する資料の寄贈のお願い」を公開し、埼玉県や県内市町村に関係する資料および埼玉県内で発行された資料を「地域資料」として収集・保存し、寄贈資料は調査研究用資料として永く保存となる。具体的には、埼玉県や県内市町村に関係する資料(人物・ものごと)、埼玉県出身の方やお住まいの方の書かれた資料、埼玉県内行政機関の発行した資料、埼玉県内団体の発行した資料を受付対象となる。

## ② 地域資料サービスを担当する組織

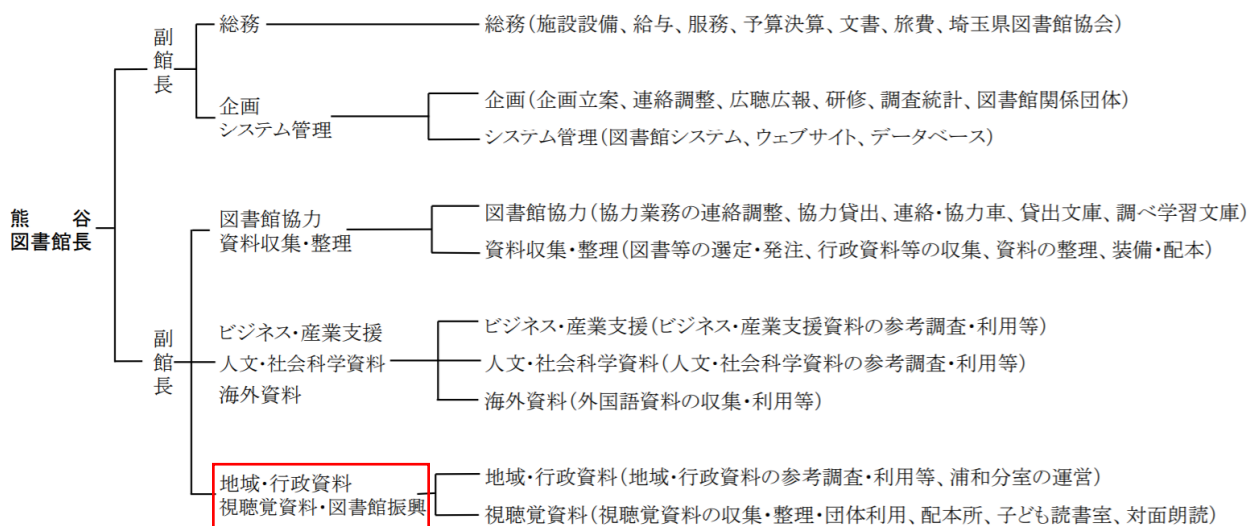


図 3-2 埼玉熊谷図書館の機構・組織

「埼玉県立図書館管理規則」第十四条、熊谷図書館が所掌する事務の中、地域資料に関する規程は「地域資料及び行政資料の保存及び参考調査に関すること」と「地域資料及び行政資料サービスに係る企画及び立案に関すること」と熊谷図書館が地域資料を所掌することを定めた。

埼玉県立図書館の地域資料業務は「地域・行政資料、視聴覚資料・図書館振興」が担当し、「地域・行政資料」が地域・行政資料の参考調査・利用等、浦和分室の運営を担当し、「視聴覚資料・図書館振興」が視聴覚資料の収集・整理・団体利用、配本所、子ども読書室、対面朗読に関する業務を分掌する。係る人数が5名<sup>160</sup>で、職員全体の8.3%占めている。

地域・行政資料（埼玉資料）に関しては、「地域・行政資料担当」と「資料収集・整理担当」が担当となり、「地域・行政資料担当」は窓口業務（埼玉に関するレファレンス等）や資料管理など、資料を受入れた後の利用に関わる部分を主な業務として、「資料収集・整理担当」には、図書の種別ごとにそれぞれ係がおり、地域・行政資料（埼玉資料）の収集整理を担当する係がいる。それから、「地域・行政資料担当」は、窓口業務を通じて抜けている資料、必要な資料等を発見し、「資料収集・整理担当」に連絡するなどして、協力しながら収集に努めている。さらに、逐次刊行物の収集整理も「地域・行政資料担当」の分担となる<sup>[1]</sup>。

### ③ 埼玉資料室

埼玉県立熊谷図書館では「埼玉資料室」を設置し、地域・行政資料(埼玉資料)サービスを実施している。埼玉県内に関する資料と各自治体発行の主な行政資料を所蔵し、埼玉県に関する事柄の調査・研究の手伝いを提供する。

埼玉資料室の資料は国内で埼玉県立図書館のみが所蔵する資料もあり、遠方から来館する方もいるため、個人貸出を行わず、すべて館内利用(禁帯出)である。埼玉資料の分類については、概ねNDC記号法に則って付与されたが、特定の主題で資料を探す時にもっとも役に立つため、分類記号やこれに対応する主題項目を修正し、数字で表している「埼玉資料の分類記号」に則る。

東京都立図書館と違い、独立な案内・相談カウンターが設置され、埼玉に関

---

[1] レファレンス調査より



するレファレンスの受付を行う。そして、埼玉資料室の展示コーナーでは、埼玉県に關係する「アニメの聖地・埼玉」「埼玉の職人」のような資料テーマ展示を随時行っている。

#### ④ 子ども向け地域資料案内

埼玉県立図書館が子供向け地域資料案内を作成するきっかけは、郷土資料研修会で地域を調べることも向けの資料が少ないとの意見が多くあげられたことである。その故、埼玉県図書館協会郷土資料専門委員会では、2011、2012年度に「こども向け地域資料案内の作成」をテーマに研修会を開催し、2013年3月に子供の本をはじめ、大人向けの本も含められる地域（郷土）資料を揃い、その中から各図書館でテーマを決め、子供たちに分かりやすい資料「わたしたちの埼玉を調べる“はっけん”応援します」を作成した。内容は「偉人」、「伝統芸能・祭り」、「産物」、「そのほか」から構成され、取り上げた地域の事情をテーマごとに説明し、調べるためのポイント、本の名前、テーマが書かれているところを明記した。

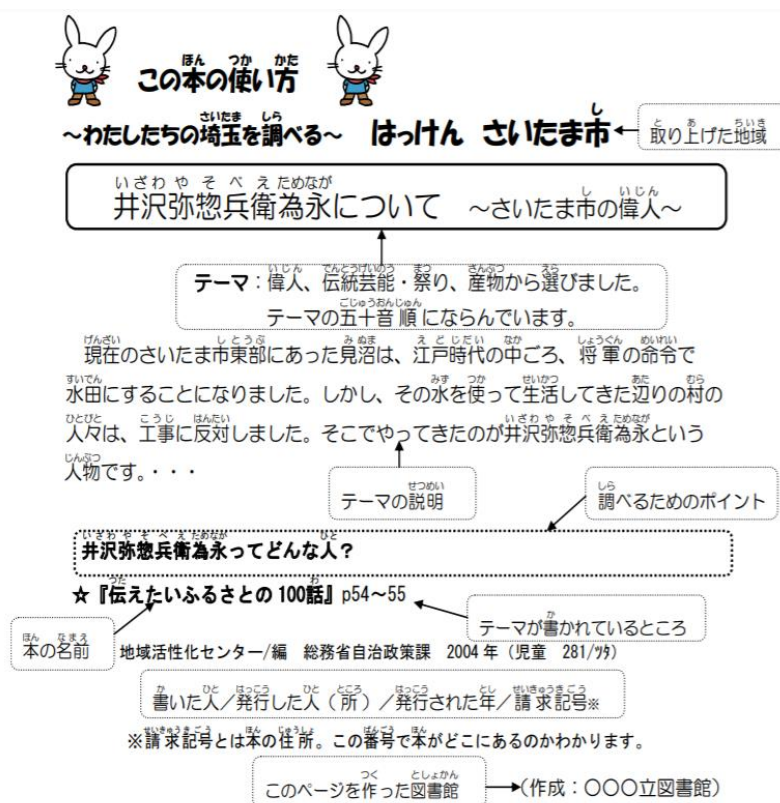


図 3-3 子ども向け地域資料案内・「この本の使い方」ページ

## ⑤ 地域資料のデジタル化

前述のように、埼玉県立図書館では利用者サービスを推進していくため、「埼玉県立図書館運営の基本方針」を定めていた。2016-2018年度、この方針に基づき、5項目の重点目標を制定し、対応する重点取組と具体的な取組内容をまとめた行動計画により運営を行っていた。目標その3が「ICTを活用した図書館サービスの推進」で、「電子的な情報サービスの整備と利用の促進」を重点取組として定めた。その内容は、埼玉資料等の特色ある資料群のデジタル化計画を策定する（2016年、2017年計画し、2018年実施）；埼玉関係雑誌記事索引データ、埼玉関係人物文献索引データの入力を継続するとともに、データの校正作業を開始し、公開方法について検討・実施する（2016年実施、2017年、2018年継続）；所蔵する埼玉県関係映像・音声資料のデジタル化計画を策定する（2016年、2017年計画し、2018年実施）；「利用可能データベース案内」などの広報資料の発行や、データベース操作講習会等の実施により導入データベースの利用促進を図るとともに、データベースの充実に努める（2016年計画、実施、2017年、2018年継続）。重点取組と行動計画は、地域・行政資料等のデジタル化、埼玉関係データベースの整備と公開方法の検討、埼玉県に関する貴重な映像・音声資料の保存・利用の推進、データベース利用の推進の四つがある。

図書館ウェブサイトアクセス数は評価指標であり、2017年度目標値は1,330,000件であり、実績値は1,268,975で目標に概ねに達している。それから、実績については、トップページへのアクセス件数は334,542件であり、資料の検索は蔵書検索が857,548件、横断検索が717,812件であった。データベースの利用件数は3098件であった。そのうち、ビジネス支援・法情報関係等のオンラインデータベースは2,720件、埼玉関係のデータベース（新聞・雑誌記事索引、人物文献索引）は182件であった。デジタルライブラリーへのアクセス件数は7,475件、デジタル化資料の利用申請件数は25件であった。ウェブアンケート（全20問。利用状況、各種機能の使いやすさ等）を実施し、ウェブ上に結果を公表した。

現在のデジタルライブラリーでは、埼玉県立図書館が所蔵する著作権保護期間を満了した貴重書、絵図などの資料をデジタル画像で閲覧ができる。テーマ

別一覧、タイトルなどから検索できるページなどがある。ウェブサイト上に公開しているデジタル化資料の一覧では、分類(貴重書については『国書総目録』に準拠)、資料名読み(カタカナ)の順に並んでいる。貴重書 112 点、絵図 11 点、図書 74 点、雑誌 10 タイトル 48 点を公開している。テーマ別一覧では、「埼玉の名所」、「埼玉の絵図」、「埼玉の文学」、「埼玉の蚕糸業」、「旧制学校の同窓会誌」五つのテーマから、デジタル画像の閲覧ができる。

### 3.2.4 小括

埼玉県立図書館では、運営の基本方針の冒頭に地域資料の収集を言及し、収集方針の中では収集種類、収集分担館、収集数を定めたことより、埼玉県立図書館は地域資料の収集を詳しく成文化され、地域資料の収集を尽力し、提供サービスのため豊富な資料を蓄積することが見える。それに加え、「地域に関する資料の寄贈のお願い」が公開し、埼玉県や県内市町村に係る資料(人物・ものごと)、埼玉県出身の方やお住まいの方の書かれた資料、埼玉県内行政機関の発行した資料、埼玉県内団体の発行した資料を受付対象となり、埼玉県立図書館では行政機関、県内団体資料の他、郷土人著述を特別に重視することが分かる。さらに、収集する際には、埼玉県立文書館、さいたま文学館、県政情報センター県政資料コーナー、県内公共図書館等の類縁機関の蔵書構成や収集状況に留意することも定め、連携の視点から収集を行っている。

埼玉県立図書館地域資料のデジタル化は紙資料だけでなく、音像・音声資料のデジタル化も行った。そして、地域資料のデジタル化をさらに進められるとともに、利用案内の発行とデータベース操作講習会など情報リテラシーにより、県民及び利用者の情報の拠点になるための努力がよく見える。

最後に、最も注目すべきのは、埼玉県立図書館が作成した子供たちに分かりやすい資料「わたしたちの埼玉を調べる“はっけん”応援します」である。埼玉県立図書館が子供向け地域資料案内を作成するきっかけは、郷土資料研修会で地域を調べることも向けの資料が少ないとの意見が多くあげられたことである。2016 年度「公立図書館における地域資料サービスに関する実態調査報告書」が示したように、日本の子ども向けの地域資料も少ない。県民の日のお

はなし会開催による、郷土に関する本の読み聞かせや紹介、ウェブサイトの地域資料のページに小中学生向けの「地域学習に役立つ図書リスト」を掲載、郷土学習セットの貸出、幼児・児童への郷土クイズ等の取り組み事例があったが、「地域資料を児童コーナーに排架」や「学校への地域資料の貸出」などは比較的实施されているが、「子ども向けのパスファインダー・ブックリスト」の作成や「館内の地域資料コーナーに子供向け資料を排架」などが今後の課題となるだろう。

### 3.3 茨城県立図書館

#### 3.3.1 茨城県立図書館の概要と沿革

##### ① 概要

茨城県立図書館は 1903 年旧水戸城内北三の丸に竣工し、翌 1904 年開館した。現図書館は、2001 年に旧県議会議事堂を改修し、「明るく便利な、開かれた図書館」として生まれ変わった。敷地面積は 2,646.66m<sup>2</sup> の地下 1 階・地上 3 階の建物であり、閲覧席が 440 席を整備している。1 階は総合カウンターと雑誌、CD、ビデオ、DVD、児童書、教科書を収蔵しているコーナーと飲食が可能な休憩室、個展が開かれる部屋、児童書がある。2 階は自然科学コーナーと人文科学コーナーの 2 つに分けられ、一般書が収蔵されている。それから、視聴覚ホール館を設け、主に映画の鑑賞や講演会などが行われている。また、郷土資料室も 2 階に置かれている。3 階は図書館職員の事務室や館長室、会議室がある。地下は地下開架書庫があり、ここの資料を貸し出しすることも可能である。

2019 年まで、茨城県立図書館では、図書資料を合計 990,587 冊所蔵され、そのうち、館内用図書資料が 759,738 冊、団体貸出用図書資料が 230,849 冊所蔵されている。それから、視聴覚資料を 42,256 件、マイクロフィルムを 4,420 件が所蔵されている。蔵書数は多くなく、それほど大規模な図書館ではない。機構・組織について、茨城県立図書館は企画管理課、情報資料課、館内サービス課、普及課の四課から構成され、職員 59 名の中に司書が 18 であり、司書の

配置率は東京都立図書館と埼玉県立図書館より低い。

## ② 沿革

1903年2月に、県告示を持って、茨城県立図書館は水戸市大字上市に設置され、同時に「茨城県立図書館規則」を制定した。「1903年11月に館舎を旧水戸城内北三の丸に延建築面積682㎡で竣工し、1904年4月26日を持って開館した。博ク内外古今ノ図書ヲ蒐集保存シ、公衆ノ閲覽ニ供スル」ことを図書館お目的とし、適当にして有益な図書を選択し、古書を保存し、寄贈本と委託本を収蔵するばかりでなく、館内外の閲覽に供し、図書の振興を図り、巡回図書館により県内各郡に図書を供給と同時に夏期文庫制を設け、海水浴場に送付し、避暑客の閲覽を供したなどの方法で閲覧の便宜をはかった。

第二次世界大戦戦時下の茨城県立図書館は機能を変え、館内閲覧よりは館外活動による読書指導に重点を置いて行った。しかし、事実上に館内閲覧の続行は不可能の状態に陥った。1945年8月の「水戸空襲」により、茨城県立図書館の建物、図書、備品等が一切焼失され、膨大で貴重な資料がすべて灰燼に帰した。その後、同年の12月、茨城県立商業学校の武道館に事務室を設定し、仮設館舎で図書の収集、整理業務を再開した。1956年1月に茨城県立図書館が延建築面積892㎡で新設され、同年2月に開館した。新館開設した時から、市町村文庫開設、CD・ビデオテープの個人貸出等多様なサービス活動を行っていた。このような中に、科学技術の進歩により高度情報化社会が到来し、茨城県立図書館も1996年度から電算化事業が始まり、1998年には電算システムを稼働した。同年4月に茨城県立図書館ホームページが開設され、各種の情報を提供した。

しかしながら、1956年に開館した茨城県立図書館も何十年を経過すると施設の老朽化し、収蔵スペースの確保も限界となった。そして、建築年数による施設面での限界や生涯学習の拠点としての図書館として、県民の多様化・高度化する新たなサービスを展開するためにも、新館の建設の声が次第に大きくなってきた。2000年12月に旧県議会議事堂の県立図書館への改修工事が竣工し、翌2001年3月24日に開館した。地域資料や調査資料などのさまざまな資料をバランスよく収集し、県民の多様化する資料要求に応えられる体制を整えるこ

とが必要である。しかし、現在の図書館は旧県議会議事堂を改修した図書館であるため、暫定図書館として位置づけられており、資料の長期的な収集・保存はスペース的に難しい。サービスを更なる充実を図るために、将来的には本格的な新県立図書館の実現を図る必要があると指摘された<sup>161</sup>。

表 3-7 茨城県立図書館主な沿革

時期	沿革
1904年4月26日	茨城県立図書館開館
1945年8月	戦災により、建物、図書、備品等一切を焼失
1945年12月	仮設館舎で業務再開
1956年2月	茨城県立図書館新館開館
1996年9月	県立図書館電算化事業開始
1998年4月	茨城県立図書館ホームページを開設する
2000年12月	旧県議会議事堂の県立図書館への改修工事竣工
2001年3月	新館開館

出典：「茨城県立図書館要覧」、『茨城県立図書館 100年の歩み』より筆者作成

### 3.3.2 茨城県立図書館における郷土資料サービスの経緯と概況

1956年に茨城県立図書館が新設した時と同時に、一階に24席の郷土の歴史、地理、文化、産業、行政資料などを所蔵する郷土資料室が設置された。1959年4月に郷土資料室が新設され、一日平均20人の利用のほか電話、文章によるレファレンスが多かった。戦前は徳川家からの寄贈本を含め多数の貴重な資料文献を備えていたが、戦災によりすべて焼失したため、戦後は収集した水戸藩関係を中心とする本件関係資料および行政資料を主に収集して利用に供した。1973年6月より三階の資料室を閉鎖して、1・2階に郷土資料コーナーを設け、郷土資料を移した<sup>162</sup>。

郷土室が開設されると、県内の郷土史研究者や研究団体との連絡、組織がなぐ不便であったことから、1959年6月22日に県立図書館を事務局として茨城県郷土文化研究会が発足した。1960年4月に茨城県郷土文化研究会機関誌『郷土文化』が創刊された。それから史跡巡り、講演会及び発表会の開催などの充実を図っている<sup>163</sup>。

1969年3月から茨城県立図書館では、蔵書目録（郷土資料編）第1集（1969年3月）、第2集（1977年3月）、第2集改訂版（1986年3月）、第3集（1987

年 3 月)、累積版蔵書目録歴史編・郷土資料編 (2002 年 3 月) を次々と刊行し、郷土資料の目録作成を力入れた。1996 年度から茨城県立図書館の電算化事業が始まり、1999 年に社会科学・自然科学・郷土資料・洋書の目録電算化が合計 103,380 件で実施され、2000 年度には郷土資料書誌・内容細目の電算化を実施された<sup>164</sup>。2008 年 10 月にデジタルライブラリーが作成され、「茨城県立図書館デジタルライブラリー」をホームページで公開開始した。

2019 年まで、茨城県立図書館郷土資料では茨城県史、県内市町村史、常陸国誌、郷土人に関する資料。郷土人著述、行政資料、県内美術館・博物館の展示図録、茨城に関する地図や県内の住宅地図・ブルーマップ、茨城県内の市町村広報誌やタウン誌、県内団体の機関紙など多様郷土資料が合計 119,505 冊を所蔵している。

表 3-8 茨城県立図書館における郷土資料サービスの経緯

時期	経緯
1956 年 2 月	郷土資料室設置
1959 年 4 月 15 日	郷土資料室新設 (一階)
1959 年 6 月 22 日	茨城県郷土文化研究会発足
1960 年 4 月	茨城県郷土文化研究会機関誌『郷土文化』創刊する
1969 年 3 月	蔵書目録 (郷土資料編第 1 集) 刊行する
1973 年 6 月	三階の資料室を閉鎖して、1・2 階に郷土資料コーナーを設ける
1977 年 3 月	蔵書目録 (郷土資料編第 2 集) 刊行する
1986 年 3 月	蔵書目録 (郷土資料編第 2 集改訂版) 刊行する
1987 年 3 月	蔵書目録 (郷土資料編第 3 集) 刊行する
1999 年	郷土資料目録の電算化
2000 年	郷土資料書誌・内容細目の電算化
2002 年 3 月	累積版蔵書目録 歴史編・郷土資料編を刊行する
2008 年 10 月	「茨城県立図書館デジタルライブラリー」をホームページで公開

出典：「茨城県立図書館要覧」、『茨城県立図書館 100 年の歩み』より筆者作成

### 3.3.3 地域資料サービスの取り組み

#### ① 地域資料に関わる条例

茨城県立図書館運営方針の中、「県民の郷土を愛する心を育む図書館」を目指す図書館像と述べた。この目標を達成するため、郷土資料サービスが不可欠である。茨城県立図書館では、郷土資料として、茨城県や県内市町村に関連す

る資料を幅広く収集・提供している。『茨城県立図書館資料収集基本方針』<sup>165</sup> 第二条では「郷土に関する資料を充実し「茨城の図書館」としての特性と機能を高めるため、郷土資料を積極的に収集する。」と規定された。また、収集の点数については、原則として、収集する資料数は1点とする。ただし、郷土資料は複数収集することができる」と規定された。また、茨城県立図書館における郷土資料の定義については、『茨城県立図書館資料選定基準』<sup>166</sup>の別表2で郷土資料を「郷土及び郷土人について記述された資料、又は郷土人の著作物のうち、近代以降に発行された資料」と、郷土を「郷土とは、現在の行政区画に該当する地域をいう。ただし、県外のうち歴史的に茨城に関係のあるところで、茨城について書かれている資料も対象とする」と、郷土人を「郷土人とは、県出身者及び郷土在住者等、郷土に関係が深い者をいう」のように定義付けた。

それから、郷土資料の選定基準について、『茨城県立図書館資料選定基準』には、郷土人の思想、芸術、文学作品等の郷土人の著述、郷土人に関する資料、郷土に関する解説、研究・記録、茨城に伝承されている説話、民話、方言、芸能等に関する資料、茨城の歴史に関する資料、茨城において開催された国際的、国家的、全県的イベント等に関する資料及び茨城をテーマとして開催されたイベント等に関する資料、茨城の社会、経済、歴史、文化等各分野の団体に関する資料、茨城県及び県内自治体が発行する資料を郷土資料の収集分野と規定されていた。また、視聴覚資料の中に、茨城または郷土人（団体）が主たる内容の作品、郷土人（団体）が制作若しくは主たる出演者となった作品、郷土人（団体）による演奏会、演劇等の公演記録も郷土資料として収集する。



## ② 地域資料サービスを担当する組織

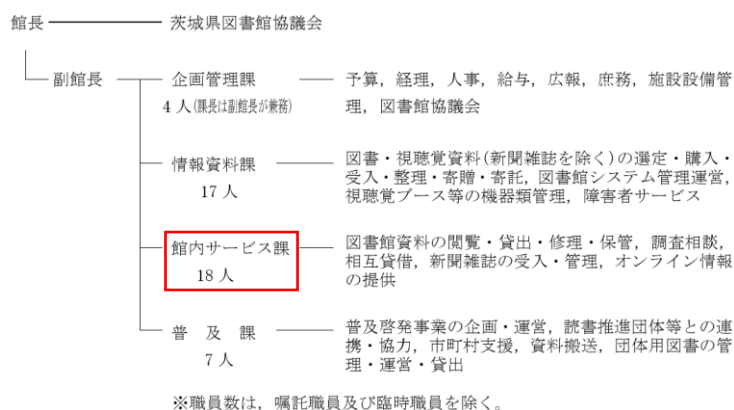


図 3-4 茨城県立図書館・組織図（出典：平成 31 年度茨城県立図書館要覧より）

茨城県立図書館は四課制で、そのうち、郷土資料に関わる担当は情報資料課と館内サービスである。情報資料課では 17 人が務め、図書・視聴覚資料の選定・購入・受入・整理・寄贈・寄託などの業務を担当する。館内サービス課では 18 人がいて、図書館資料の閲覧・貸出・修理・保管、調査相談、相互貸借、新聞雑誌の受入・管理、オンライン情報の提供を担当する。郷土資料の受入作業は情報資料課の 3 名の職員が担当し、レファレンスサービスは館内サービス課の 1 人が担当する形である。

## ③ 郷土資料室

茨城県立図書館の郷土資料の請求ラベルは独自に作成した分類表「茨城県立図書館郷土資料分類表」（付録Ⅲ）に従って付けている。この郷土資料分類法は、歴史資料や行政資料を市町村や地域ごとにまとめる、茨城県に関係の深い事柄や人物についての資料を一か所に集める、県内の美術館の図録は美術館ごとに集めるなどの特徴がある。

地域資料はほかの資料に比べて一般に流通していないものが多いため、亡失・汚破損のリスクを避けるためなどの理由により、貸出をしない図書館が多かった。茨城県立図書館も郷土資料室中の資料は来館した多くの方に利用できるように、貸出は行わない。しかしながら、『茨城県立図書館資料収集基本方針』では、郷土資料を複数収集可と規定された。茨城県立図書館の特徴という点では、2 冊以上揃ったものに関しては別置記号を付けて、郷土資料室のすぐ

となりで貸出用郷土資料の書架を置き、積極的に貸出サービス利用者に提供している。閲覧用・保存用の郷土資料は別置記号“L”で、貸出用は“イ”とし、貸出用郷土資料は請求ラベルの下に赤い角ラベルが貼っている。郷土資料のラベル例は以下となる。



図 3-5 茨城県立図書館・貸出用郷土資料ラベル例

それから、貸出用郷土資料は閉架書庫に保存されたため、利用の際には二階のレファレンスサービスで申し込みを出して、取り寄せて利用することができる。新しく入った貸出用郷土資料は、別所で1階の新着コーナーに展示し、児童用の郷土資料の一部は、「こどもとしょしつ」にある。

#### ④ 郷土資料のデジタル化

1996年度から茨城県立図書館の電算化事業が始まり、1999年に社会科学・自然科学・郷土資料・洋書の目録電算化が合計103,380件で実施され、2000年度には郷土資料書誌・内容細目の電算化を実施された。同年度に、茨城県立図書館では所蔵する歴史的に貴重な資料を情報の蓄積と幅広い提供、文化振興・保存などの観点から、貴重資料のデジタル化を計画的に実施した。2000年に「松蘿館文庫」、2001年に「桜田門外之変図」、「水戸黄門光圀卿九ヶ条禁書」他5点、2002年度に「寛政水戸領絵図」、「水戸領図」他13点のデジタル化を実施した。2008年10月にデジタルライブラリーが作成され、「茨城県立図書館デジタルライブラリー」をホームページで公開開始し、そのうち、水戸城下の町年寄加藤松蘿（堅安）が書写し、蔵書として残した史料群130巻のコレクション「松蘿館文庫」、松蘿館文庫以外の貴重な郷土資料（主に絵図、書簡など）「そのほかの貴重資料」、茨城県立図書館ボランティア郷土資料整理班による解説資料「郷土ボランティアの解説資料」がページに掲載された。

### 3.3.4 小括

茨城県立図書館は郷土資料を「郷土及び郷土人について記述された資料、又は郷土人の著作物のうち、近代以降に発行された資料」と定義付けた。そして、『茨城県立図書館資料選定基準』の中には、郷土人の著作物で、郷土人の思想、芸術、文学作品等の資料を収集範囲として規定された。このように、茨城県立図書館における郷土資料の収集は郷土人著作物を重視していることが特徴である。そして、現在の行政区画だけでなく、県外が出版した茨城県に関する資料、紙資料だけでなく、茨城または郷土人（団体）が主たる内容の作品、郷土人（団体）が制作若しくは主たる出演者となった作品、郷土人（団体）による演奏会、演劇等の公演記録も郷土資料として収集し、郷土人に関する資料への重視がよく見える。

茨城県立図書館の郷土資料の請求ラベルは独自に作成した分類表「茨城県立図書館郷土資料分類表」に従って付けている。この郷土資料分類法は、歴史資料や行政資料を市町村や地域ごとにまとめる、茨城県に関係の深い事柄や人物についての資料を一か所に集める、県内の美術館の図録は美術館ごとに集めるなどの特徴がある。

それから、茨城県立図書館における郷土資料の貸出サービスは特徴である。2冊以上揃った郷土資料に関しては別置記号を付けて、郷土資料室のすぐとなりで貸出用郷土資料の書架を置き、積極的に貸出サービス利用者に提供している。

## 3.4 本章のまとめ

本章では、東京都立図書館、埼玉県立図書館、茨城県立図書館の概要、沿革及び地域資料のサービスの経緯、収集方針、収集範囲、組織設置、閲覧室・利用コーナー、デジタル化状況を明らかにした。

図書館の概況から、東京都立図書館は面積、蔵書数、職員数など規模的・施設の他二つの図書館より進んでいる。茨城県立図書館は比較的図書館規模がそれほど大きくなく、司書の配置率もより低い。

地域資料サービス事業を担当する組織について、埼玉県立図書館と茨城県立

図書館では、地域資料収集を独立し、館内サービスとは違う部署で行うに対し、東京都立図書館における東京資料の収書・整理・保存・提供を一つの部門が一括し管理する方法とは違う管理方法をとっていた。

地域資料サービスの開始時期と閲覧室の設置時期から、東京都立図書館が設立の最初からサービスを積極的に取り組んでいたが、専門的な地域資料閲覧室の設置は図書館の設置時期から約70年を離れていることが見える。そして、閲覧室の名称変遷から、「郷土資料」から「地域資料」への動向が見えられ、サービス性格の相違点も強く感じられている。

表 3-9 地域資料閲覧室・コーナー名称の変遷

	名称の変遷
東京都立図書館	東京室→都市・東京情報コーナー
埼玉県立図書館	郷土資料室
茨城県立図書館	郷土資料室→埼玉資料室

地域資料の収集基準がそれぞれ違うが、各自の収集方針に詳しく収集範囲、種類、点数などを明記している。収集範囲については、下表のように、東京都立図書館と埼玉県立図書館は積極的に行政資料の収集を規定し、特に東京都立図書館が東京都行政資料をきわめて重視し、郷土人に関する資料は東京資料として収集していない。茨城県立図書館は地方行政資料の収集・提供意識はそれほど強くなく、典型的な歴史的・文学的な資料を中心とした「郷土資料」である。

表 3-10 収集方針における地域資料に関わる内容の比較

	条項
東京都立図書館	東京に関する調査・研究に資する資料を幅広く収集する。特に東京都行政資料については、積極的に配布依頼を行い、網羅的に収集する。必要に応じて複数収集する。
埼玉県立図書館	地域資料 a 埼玉に関するあらゆる資料・情報を集積するとの視点から、網羅的に収集する。 b 特に県行政資料については網羅的な収集の徹底を図り、あわせて県内各市町村の行政資料も可能な限り収集する。 c 2部収集（保存用を含む収集分担館分）を原則とする。ただし、基本的な資料は3部（収集分担館分2部＋他館分1部）収集する。また、地域性の強い資料は、状況に応じて対象地域館分の資料を収集する。 d 郷土人著者の著作については1部収集を原則とする。 e 収集に際しては、埼玉県立文書館、さいたま文学館、県政情報センター県政資料コーナー、県内公共図書館等の類縁機関の蔵書構成や収集状況に留意する。
茨城県立図書館	a 次にかかげる分野の資料を積極的に選定する。特に絶版となった資料についても可能な限り選定するよう意を用いる。 (a) 郷土人の著作物で、郷土人の思想、芸術、文学作品等の資料 (b) 郷土人に関する資料 (c) 郷土に関する解説、研究・記録等の資料 (d) 茨城に伝承されている説話、民話、方言、芸能等に関する資料 (e) 茨城の歴史に関する資料 (f) 茨城において開催された国際的、国家的、全県的イベント等に関する資料及び茨城をテーマとして開催されたイベント等に関する資料 (g) 茨城の社会、経済、歴史、文化等各分野の団体に関する資料 (h) 茨城県及び県内自治体が発行する資料  b 視聴覚資料については、上記bの各号に掲げる資料を、以下に掲げる事項に留意しながら積極的に選定する。 (a) 茨城または郷土人（団体）が主たる内容の作品 (b) 郷土人（団体）が制作若しくは主たる出演者となった作品 (c) 郷土人（団体）による演奏会、演劇等の公演記録

それから、日本の首都に位置している東京都立図書館には東京の資料だけでなく、国内外の都市資料にも同時に配慮し、「地域」への理解は開放的で、非常に特徴的である。

地域資料閲覧室では、余計な制限がなく、一般資料と同じ条件で閲覧することができる。その中、茨城県立図書館ではさらに、複本があれば貸出サービスも提供している。

また、埼玉県立図書館のが作成した子供向け地域資料案内も注目すべきである。子供向け地域資料が実際に少なく、テーマを選択したり、二次資料を作成したりにより、子供にふさわしい資料とサービスを提供するのはこれからの課題である。

## 4 結論と課題

### 4.1 比較結果

中国図書館の面積、蔵書数、職員数など図書館規模は日本図書館より大きく、遼寧省図書館を除いて、中国図書館の創建時期が遅くないと言える。地方文献サービスの開始時期について、東京都立図書館が1916年から地方文献サービスを発足し最も早かったが、地方文献閲覧室の設置時期は1973年で、広東省立中山図書館より27年遅れた。しかし、地方文献サービスの開始時期も地方文献閲覧室の設置時期も遅くない中国の地方文献サービスは日本の図書館に比べると、まだ進歩の余地がある。

表 4-1 図書館規模・地方文献閲覧室の設置時期に関する比較

中国	創設	地方文献サービスの開始時期	地方文献閲覧室の設置時期	面積（万㎡）	蔵書数（万冊）	職員数
広東	1912	1941	1946年	6.8	861	256
黒竜江	1906	1958	1982年	3.3	373	193
日本						
遼寧	1948	1954	2013年	10.0	677	253
東京	1908	1916	1973年	0.7	263	98
埼玉	1922	1928	1952年	0.4（延床）	156	60
茨城	1904	1956	1956年	0.3	99	59

#### ① 地方文献の収集範囲

地方文献の収集範囲については、中国の図書館と東京都立図書館では、現在の地方に限らず、過去管轄する地域、地縁のある地域の資料も幅広く収集する。内容の範囲について、広東省立中山図書館と黒竜江省図書館は主に地方文献の三分区に基づき、地方史料、地方人士著述、地方出版物を対象として、遼寧省図書館は地方史料と地方人士著述を収集の対象として収集する。東京都立図書館と埼玉県立図書館では、行政資料と地域資料両方を収集の対象として、茨城県立図書館では行政資料を郷土資料の範囲として収集していない。

表 4-2 地方文献の収集範囲に関する比較

中国	収集範囲（地域）	収集範囲（内容）
広東	1911年前に資料の収集範囲は現在の海南省、香港、澳門、1911年後に資料の収集範囲は広東省	広東史料、粵人著述、広版図書
黒竜江	黒竜江省を主とし、東北地方の全体を考慮する	地方史料、地方人士著述、地方出版物
遼寧	建国前の東北地方、建国後の遼寧省	地方史料、地方人士著述
日本		
東京	多摩地域、東京都、区部を積極的な収集対象とし、旧郡、旧武蔵国、旧武相地域、関東地域、隣接県、姉妹市・友好市も一部資料の収集対象とする	東京都行政資料（都の発行、編集）と地域資料（都内区市町村の発行、編集及び民間発行のもの）
埼玉	埼玉県内	地域資料、行政資料
茨城	茨城県内	郷土及び郷土人について記述された資料、又は郷土人の著作物のうち、近代以降に発行された資料

それから、地方人士（郷土人）に対する理解もそれぞれ違う。広東省立中山図書館は広東省学者の著述を収集し、資料の内容的な質を重視することが推測できる。黒竜江省図書館と遼寧省図書館では、本籍著者だけでなく、客籍著者の著述も注目し、より広い範囲で地方人士著述を収集している。東京都立図書館は郷土人著作物を地域資料として収集しない。埼玉県立図書館は特に規定が見つからなかった。茨城県立図書館では地方人士の範囲を県出身者及び郷土在住者等、郷土に関係が深い者と設定、県内の者を地方人士の範囲として認定していることは明らかになった。

また、中国の公共図書館の現物資料は主に写本、地元作者の原稿と記念物等を収集するのが一般的であったが、日本の研究対象の図書館では、このような取り組みは行っていなかった。

表 4-3 地方人士の範囲に関する比較

中国	地方人士の範囲
広東	広東省学者の著述
黒竜江	黒竜江省に出身し、本籍は黒竜江省の方 本籍は黒竜江省し、外地あるいは海外に住む方 本籍は黒竜江省ではなく、黒竜江省に住む方 本籍は黒竜江省ではなく、黒竜江省に住んだことがある方
遼寧	出身と活動範囲は遼寧省の方 出身は遼寧省で、他の地域で成就がある方 遼寧省で成就がある外籍の方
日本	
東京	地域資料として収集しない
埼玉	特になし
茨城	県出身者及び郷土在住者等、郷土に関係が深い者

地方文献に対する理解は、地方文献の収集範囲、種類に大きな影響を与える。日本では、1910年代に郷土資料サービスの萌芽から、1960年代に今日的な資料を重視しながら郷土資料を充実し、「地域資料」の用語も芽生えた。1999年あたりから「郷土資料」を「地域資料」と呼び変え、名称が定着しつつあることになった。現在では、旧来郷土資料が中心とした歴史や文学に関する資料だけでなく、生活の場で発生している資料や行財政に関わる領域までをカバーする地域資料へ広げる努力している。

一方、中国地方文献の概念は依然として約60年前に杜定友が提唱した「地方文献」が一般的に使われ、大きな観念的な転換が見えない。地域行政資料については、都立図書館の最初から行政資料を重視することに対し、中国の図書館は行政資料に関心をあまりそそられずに過去の考え方を存続する気味が感じられる。半世紀以上にわたって、公共図書館の状況は大きく変化したため、地方文献に対する理解もその変化とともに新元素を絶えず育っていくべきである。地方文献を「地方に関するすべての資料」と定義するのは問題なかったが、さらに一步解釈された「地方史料」、「地方人士著述」、「地方出版物」いわゆる三区分については、概念の各要素が排斥関係でないところについてはさけおき、概念本体の範囲は極めて縮められたのは問題である。概念は実際に行っているサービスの性格にも影響し、実際に地方文献サービスの実践にも不足がある。しかし、このような区分は実践上の操作性があり、長い時期には存在していくのが実情である。日本では、「地方分権」、「地域主義」など地域に関心が高く、地域改革有力な核としての行政資料への重視が自然であったが、中国でも、公民・利用者の知る権利を保障するため、日本の理念を参考し、現在の地域で発生している資料および政府情報を収集・提供するのは重視されるべきである。

また、収集する資料の形態について、日本の公共図書館における地域資料としてコミュニティ紙、パンフレット、リーフレット、ビラ、チラシ、案内などの収集・提供することは一般的であったが、中国の公共図書館ではこれらの資料を地方文献としての収集、提供することがあまり行っていない。図書館の情報とは、本の形で伝えることに限らなく、地域に密着した様々な形態の資料を収集、運用も行うべきであったが、中国の地方文献は今日的な資料が少ないた



め、利用者は一般市民でなく、研究型利用者が多い。そこで、このような情報発信に関わる資料の収集、提供が少ないである。地方文献提供は依然として「研究型利用者」ための考え方が狭隘で、単に伝統的な図書資料などを提供することだけではなく、資料の形態をさらに幅広く収集し、市民及び利用者の生活便利と情報便利に図る。中国公共図書館の地域資料コーナーは地域全体の多様な情報発信センターへ進むべきである。

## ② 地方文献の分類法

地方文献の分類法については、広東省立中山図書館では中国図書分類法と杜氏分類法両方使われているが、黒竜江省図書館と遼寧省図書館は中国図書分類法に従って地方文献を分類している。日本の図書館では、日本十進分類法に基づき独自分類表・分類記号を作成するのが一般的である。東京都立図書館の資料配列は独自地理区分（都は組織順、区市町村は自治体名）してから主題区分とする。埼玉資料の分類については、概ね NDC 記号法に則って付与されたが、分類記号やこれに対応する主題項目を修正し、数字で表している「埼玉資料の分類記号」がある。茨城県立図書館の郷土資料の請求ラベルは独自に作成した分類表「茨城県立図書館郷土資料分類表」に従って付けている。地方文献はほか一般的な資料と違い、強い地域性を持つため、より検索しやすく、資料の地域性を表すことができるような分類方法が役に立つと考える。

表 4-4 地方文献分類法の比較

中国	分類法
広東	中国図書分類法、杜氏分類法
黒竜江	中国図書分類法
遼寧	中国図書分類法
日本	
東京	日本十進分類法、東京資料分類表
埼玉	日本十進分類法、埼玉資料の分類記号
茨城	茨城県立図書館郷土資料分類表

## ③ 地方文献閲覧室の制限

また、地方文献閲覧室の利用規則から、広東省立中山図書館における特蔵閲

覧室の制限が最も多かったが分かった。それから、入室の制限について、遼寧省図書館は日本図書館と同様に、未成年者の入室について特に規定していなかったが、広東省立中山図書館と黒竜江省図書館は未成年者の入室を断っている。子供が必ず貴重資料と雰囲気破壊しやすい考え方の妥当性はさておき、中国の未成年者とは18歳未満の方で、いわゆる子供とは結構離れているため、わざわざ人を千里の外に遠ざけるのは実に不必要である。中国公共図書館の地方文献閲覧室は概ね未成年者を断るのが非常に保守的な考えであり、再検討の必要がある。

表 4-5 地方文献閲覧室の利用に関する比較

中国	閲覧手続き	コピー	貸出	未成年者の利用
広東	必要	一部不可	不可	不可
黒竜江	不要	可	不可	不可
遼寧	不要	可	不可	可
日本				
東京	不要	可	不可	可
埼玉	不要	可	不可	可
茨城	不要	可	一部可	可

#### ④ 特徴あるサービス

表 4-5 から、茨城県立図書館では地方文献の貸出サービスも提供していることが分かった。地方文献閲覧室の資料は国内である図書館のみが所蔵する資料があり、遠方から来館する方もいるため、個人貸出サービスが提供しなく、館内利用が一般的である。しかし、茨城県立図書館のように、複数収集した場合は、貸出サービスを提供することも有益である。

また、埼玉県立図書館が提供している児童地方文献と児童地方文献サービスについては、中国の公共図書館にはほとんど取り組んでいない。地方学習のための地方文献案内、アーカイブなどの制作を通し、若年層が地域に愛着を持ち、地域への理解を促進するだけでなく、学習意欲、児童の情報整理能力と創造的思考を育むことには役に立つ。図書館側が勝手に未成年者の地方文献を利用する要求がないと判断するのは理不尽で、自分たちの暮す地域を知ることは大切であり、児童向けの地方文献サービスは今後実施すべき領域である。具体的な事業について、日本では、館内の児童コーナーに地域資料を排架、学校への地域資料の貸出、パスファインダーやブックリストの作成、館内の地域資料コー

ナーに子供向け資料を排架、おはなし会、ウェブサイトの地域資料のページに、小中学生向けの「地域学習に役立つ図書リスト」を掲載、幼児・児童への郷土クイズなどの実践がある。中国では子供向け地方文献サービスに関する理解の向上が必要し、子供向けの地方文献索引、アーカイブなどの作成した上、子供向け地方文献のPRも望ましい。

## ⑤ 地方文献のデジタル化

デジタル時代において、図書館のデータベースやデジタルライブラリー、デジタルアーカイブの取り組みは珍しくない。中日の地方文献デジタル化は大体1990年代あたりから始まったが、ホームページの地方文献単独のページ、デジタルアーカイブの完成度と利用可能性、外部ネットワークからアクセスの便利さなどの視点から、日本地方文献デジタル化のほうが進んでいる。日本の研究対象館では、いずれも地方文献単独のページを作成し、所蔵資料の紹介、資料の検索方法、地方文献閲覧室の利用方法、オンラインデータベースのガイドなどの情報を掲載している。それから、デジタル化された地方文献の利用は特別の制限がなく、充実している内容を提供している。それに対して中国の公共図書館では、理念、経費、技術に束縛されたことがあり、三つの図書館はいずれも作成した資源にアクセス制限を設置し、外部ネットワークからアクセスできない場合が多かった。中国図書館の伝統的な利用より保存を重視する「蔵書楼」の弊病は、デジタル資源利用の難しさからも見える。地方文献デジタル化は資料の利用と保存の両立を図ることを目的に、文献の保護する役割は確かであるが、文献の死蔵を避けるためにデジタルされた資料にアクセスする障壁を築くことで、せっかくデジタル化を行った意義は一部削減されたと考えられている。文献資料の開放することは、これから伝統的な図書館とデジタルライブラリーを並びに発展する公共図書館の傾向であり、むやみに電子資源を制限することではなく、技術的な手段を利用して文献資源著作権を保護すると同時に、利用者への制限を適当に解除し、デジタルされた資源をより便利に、自由的に利用されることはこれから取り組むべき課題である。また、電子図書館に向け、地方文献をデジタル化は不可欠であり、デジタル化された資料・情報を利用者に提供するなどにより、図書館機能も一層高度化になる。そこで、地方文献の

デジタル化は資料保存と利用の両立を配慮し、閲覧における便利性の向上することを期待している。

## 4.2 結論

本研究では、まず、「地方文献」定義を広げる可能性を考察してみた。それから、対象図書館における地方文献サービス事業の辿ってきた道程と現状を察し、中国図書館における地方文献サービスこれからの動向分析を試みた。調査結果として以下の知見を得られた。

まず、中国の公共図書館において、地方文献は「過去」の資料だけでなく、「今日的」な資料を一層注目すべきである。そして、「地方史料」、「地方人士著述」と「地方出版物」の他に、「政府情報」の要素をさらに加えるべきである。また、地方文献サービスを向上させる方策について、以下の6点を提言した。

- ① 「政府情報」および多様な「同時代的」な資料を収集・提供する；
- ② 地域の特徴により、独自分類を作成する；
- ③ 地方文献閲覧室の利用制限を緩和する；
- ④ 地方文献を複数収集した場合には、貸出サービスを積極的に提供する；
- ⑤ 「二次資料」の作成などにより、児童地方文献サービスを提供する；
- ⑥ デジタルされた地方文献をアクセスできるように取り組む。

## 4.3 今後の課題

この研究では、中国と日本の比較を通し、公民の知る権利を保障するため、政府情報を地方文献の新元素として積極的に取り組むべきであると結論付けたが、国情の違いがあるので、政府情報を収集しなかった背景、これから提供する政策支持と具体的な取扱う方法を今後の課題にしたい。

また、本研究では、地方史料を収集、管理する役割を持っている文書館の状況を調査していなかった。図書館が歴史資料を整理保存する使命を文書館に委譲し、図書館は現代的な地域情報センター的な役割を志向するという論点多少議論があるが、従来図書館が採用してきた整理や保存の技術では対応できなく

なっている面も見られ、一部の資料を文書館に移管する可能性もあり、図書館と文書館の連携もこれからの課題である。

以上の課題に対して今後更なる調査を進め、中国の地方文献サービスをより一層向上させることが望まれる。中国では図書館を単なる無料貸本屋として理解されることが多かったが、地方文献サービスを通して、中国の公共図書館が地域の情報発信センターとなり、市民の知る権利を保障するとともに、地方文献を生活に役立つ情報になることを期待されている。地方文献サービスを発展させていくことが、中国の公共図書館サービス全体の今後の発展に寄与することになると考えられる。

## 謝辞

本研究を進めるにあたり、終始適切な助言を賜り、また丁寧に指導して下さいました研究指導教員の白井哲哉先生に深く感謝申し上げます。また、副研究指導教員の綿抜豊昭先生から丁寧かつ熱心なご指導をいただき、心から感謝申し上げます。

訪問調査の実施にあたり、多くの方にご協力をいただきました。お忙しい中、時間を割いて調査にご協力くださいました、広東省立中山図書館、黒竜江省図書館、遼寧省図書館、東京都立図書館、埼玉県立図書館、茨城県立図書館の職員の皆様にこの場を借りて厚くお礼を申し上げます。

最後になりましたが、これまで温かい目で見守ってくれた友人や家族に、深く感謝申し上げます。

## 参考・引用資料

- 1 吳建中[ほか]著, 沈麗云, 櫻井待子, 川崎良孝訳. 中国の図書館と図書館学: 歴史と現在. 初版, 京都大学図書館情報学研究会, 日本図書館協会(発売), 2009. 7, 177-p4-p18.
- 2 前掲 1, p251.
- 3 余明霞. 20 世紀 80 年代中日图书馆事业交流及其影响研究. 图书馆建设. 2017, no8, p. 95-100.
- 4 于勇. 民国初期黑龙江图书馆发展特征研究--以 1912-1923 年间齐齐哈尔市为例. 边疆经济与文化. 2019, no. 4, p. 4-7.
- 5 松見 弘道. 図書館をつくった人々-11-杜定友(とていゆう, 1898-1967). 図書館雑誌. 1982, vol. 76, no. 5, p. p255-256. 76(5):255-256.
- 6 范凡. 杜定友访日开启中日图书馆学双向交流的“圃时代”. 山东图书馆学刊. 2014, no. 4, p. 35-40.
- 7 中华人民共和国中央政府. “中华人民共和国行政区划”. [http://www.gov.cn/test/2005-06/15/content\\_18253.htm](http://www.gov.cn/test/2005-06/15/content_18253.htm), (参照 2018/10/24).
- 8 中华人民共和国国家统计局. “国家数据, 公共图书馆”. <http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01&zb=A0Q0501&sj=2016>, (参照 2018/10/18).
- 9 新藤透. 図書館の日本史. 初版, 勉誠出版, 2019. 1, 372p-p 244.
- 10 柴田和夫『「北の丸」第 2 号の「国立公文書館所蔵明治初期建白書について」』国立公文書館、1976 年、3-21p。
- 11 佐々木 亨、亀井 修、竹内 有理『新訂 博物館経営・情報論』放送大学教育振興会、2009 年、195 ページ。
- 12 “中华人民共和国国家统计局 中国统计年鉴 2016”. <http://www.stats.gov.cn/tjsj/nds/2016/indexch.htm>, (参照 2018/10/18).
- 13 “総務省統計局 平成 28 年度人口推計”. <http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2016np/index.html>, (参照 2018/10/18).
- 14 新村 出. 広辞苑. 第 5 版, 岩波書店, 1998, 20, 2988p-p1128.
- 15 前掲 14, p1360. 新村 出. 広辞苑. 第 5 版, 岩波書店, 1998, 20, 2988p-p1128.
- 16 渡辺 正亥. 図書・図書館用語集成. , 近畿大学印刷局, 1983, 2 冊 p121.
- 17 図書館問題研究会図書館用語委員会. 図書館用語辞典. 角川書店, 1982, 16, 77 7p-p107.
- 18 前掲 17, p352.
- 19 根本彰 [ほか]. 地域資料入門. 初版, 三多摩郷土資料研究会編, 日本図書館協会, 1999, 287p-p18.
- 20 竹田芳則. CA1846 - 研究文献レビュー: 地域資料サービス. カレントアウェアネス. 2015, vol. No. 323,
- 21 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会. 図書館情報学用語辞典. 第 4 版, 丸善出版, 2013, 284p-p52.
- 22 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会. 図書館情報学用語辞典. 第 4 版, 丸善出版, 2013, 284p-p52.
- 23 国立国会図書館. 地域資料に関する調査研究. 2008. 3, NDL research report, no. 9, p 17.

- 
- 24 全国公共図書館協議会. “2016年度(平成28年度)公立図書館における地域資料サービスに関する実態調査報告書”, p9. <https://www.library.metro.tokyo.jp/zenkoutou/report/2016/index.html>, (参照 2018/10/18).
  - 25 全国公共図書館協議会. “2016年度(平成28年度)公立図書館における地域資料サービスに関する実態調査報告書”. <https://www.library.metro.tokyo.jp/zenkoutou/report/2016/index.html>, (参照 2018/10/18).
  - 26 全国公共図書館協議会. 公立図書館における地域資料サービスに関する実態調査報告書. , 全国公共図書館協議会, 2017, 96pp.
  - 27 杜定友. 地方文献的搜集整理与使用图书馆学目录学资料汇编. 书目文献出版社, 1984, p91.
  - 28 刘伟华. 地方文献信息资源建设探析. 农业图书情报学刊. 2010, vol. 22, no. 2, p. 58-61.
  - 29 黄俊贵. 地方文献工作刍论. 中国图书馆学报. 1999, no. 1, p. 55-60.
  - 30 骆伟. 论地方文献. 广东图书馆学刊. 1988, no. 3, p. 13-21.
  - 31 杨战朋. 谈地方文献的重新界定. 河南图书馆学刊. 2014, no. 7, p. 136-138.
  - 32 闫真. 对“地方文献”概念的重新审视. 山西大学学报(哲学社会科学版). 2016, no. 6, p. 130-133.
  - 33 刘伟华. 地方文献信息资源建设探析. 农业图书情报学刊. 2010, vol. 22, no. 2, p. 58-61.
  - 34 林岫 王炜. 我国图书馆地方文献研究综述. 图书馆学刊. 2000, no. 2, p.8-12.
  - 35 前掲 19, p9.
  - 36 百度学术. “#地方文献#研究走势”. [https://xueshu.baidu.com/u/biye/?tag=paper&wd=%E5%9C%B0%E6%96%B9%E6%96%87%E7%8C%AE%2C%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%9B%BE%E4%B9%A6%E9%A6%86&site=index\\_links](https://xueshu.baidu.com/u/biye/?tag=paper&wd=%E5%9C%B0%E6%96%B9%E6%96%87%E7%8C%AE%2C%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%9B%BE%E4%B9%A6%E9%A6%86&site=index_links), (参照 2019/7/8).
  - 37 林岫 王炜. 我国图书馆地方文献研究综述. 图书馆学刊. 2000, no. 2, p.8-12.
  - 38 戴晓红. 图书馆人近十年地方文献研究综述. 科技资讯. 2012, no. 23, p. 253-254.
  - 39 许志云. 公共图书馆地方文献建设的现状与变革. 图书馆. 2016, vol. 4, no. 259, p. 97-100.
  - 40 张惠. 地方文献工作新思考. 四川图书馆学报. 2017, vol. 6, p. 14-17.
  - 41 広瀬 誠. 図書館と郷土資料. 再版, 桂書房, 1991, 253pp.
  - 42 前掲 19, 287p.
  - 43 蛭田 廣一. 地域資料サービスの実践. 日本図書館協会, 2019, x, 257pp.
  - 44 国立国会図書館. 地域資料に関する調査研究. 2008. 3, NDL research report, no. 9,
  - 45 全国公共図書館協議会. 公立図書館における地域資料サービスに関する実態調査報告書. 全国公共図書館協議会, 2017, 96pp.
  - 46 全国公共図書館協議会. 公立図書館における地域資料サービスに関する報告書. 全国公共図書館協議会, 2018, 165pp.
  - 47 李娟. 论公共图书馆地方历史文献资源建设 --基于澳大利亚马力围图书馆的思考. 图书馆建设. 2016, no. 3, p. 39-42.
  - 48 谭玉, 刘洁, 赵鹏飞. 美国图书馆地方历史文献资料建设及其对我国的启示--以纽约公共图书馆为例. 图书馆工作与研究. 2019, no. 4, p. 11-15.
  - 49 刘雪莱. 滋贺县立图书馆地方文献的收集、整理和利用. 图书馆. 1986, no. 6, p. 33-36.
  - 50 广东省立中山图书馆 2017 年度报告. 2018, 195-58p.



- 
- 51 “广东省立中山图书馆 馆藏情况介绍”. <http://www.zslib.com.cn/userhelp/01/gcqh.aspx>, (参照 2019/4/24).
- 52 “广东省立中山图书馆简介”. <http://www.zslib.com.cn/userhelp/01/bggk.aspx>, (参照 2019/6/17).
- 53 张武耕. 广东省中山图书馆地方文献发展概述. 图书馆论坛. 1992, no. 6, p. 7-10.
- 54 沈丽霞. 广东作家作品签名本专藏述略. 图书馆论坛. 1996, no. 2, p. 59-62.
- 55 林欣. 论新时期公共图书馆的地方文献收集工作 ——以广东省立中山图书馆为例. 图书馆论坛. 2007/10, vol. 27, no. 5, p. 47-50.
- 56 朱四荣. 改革开放以来广东省公共图书馆发展略述. 图书馆论坛. 2010 年 6 月, vol. 30, no. 3, p. 49-51.
- 57 莫少强. 我国图书馆技术史上的先行者和探索者——广东省立中山图书馆自动化建设回眸 (1980-2012) . 图书馆技术史. 2016, no. 8, p. 25-36.
- 58 林欣. 论新时期公共图书馆的地方文献收集工作 ——以广东省立中山图书馆为例. 图书馆论坛. 2007/10, vol. 27, no. 5, p. 47-50.
- 59 “广东省立中山图书馆目录检索 特藏文献”. [http://opac.zslib.com.cn:8991/F/?func=file&file\\_name=find-b-tcwx](http://opac.zslib.com.cn:8991/F/?func=file&file_name=find-b-tcwx), (参照 2019/6/6).
- 60 胡述兆主编. 图书馆学与资讯科学大辞典. 汉美图书有限公司, 1995-01-01, 2988p.
- 61 冯守仁. 《公共图书馆法》呈缴本制度的立法研究. 中国图书馆学报. 2010 年 11 月, vol. 36, no. 190, p. 67-74.
- 62 倪俊明. 地方文献非常规采集述论. 图书馆论坛. 2008, no. 6, p. 218-224.
- 63 倪俊明. 试论公共图书馆地方文献工作诸要素——以广东省立中山图书馆为例. 图书馆论坛. 2005, no. 5, p. 19-23.
- 64 前揭 63.
- 65 张武耕. 广东省中山图书馆地方文献发展概述. 图书馆论坛. 1992, no. 6, p. 7-10.
- 66 广东省中山图书馆地方文献征集工作明显好转 . 图书馆论坛 (双月刊). 1998, no. 1, p. 50-59.
- 67 郑玉颜. 与时俱进做好地方文献的征集工作. 图书馆论坛. 2006, no. 3, p. 160-162.
- 68 前揭 65.
- 69 前揭 67.
- 70 沈丽霞. 孙中山文献专藏的现状与展望. 图书馆建设. 2006, no. 4, p. 41-44.
- 71 李璐. 孙中山文献数字化的建设及实现的理想模式——以广东省立中山图书馆为例. 2009/2, vol. 29, no. 1, p. 130-143.
- 72 “广东省立中山图书馆内部机构设置” <http://www.zslib.com.cn/userhelp/01/jgsz.aspx> (参照 2019/6/5)
- 73 “广东省立中山图书馆 特藏文献阅览须知”. <http://www.zslib.com.cn/userhelp/04/c2.aspx>, (参照 2019/6/5).
- 74 莫少强. 地方文献数据库系统. 现代图书情报技术. 1987, no. 2, p. 6-11.
- 75 “黑龙江省图书馆“十三五”发展规划”. (2016-2020 年) [http://www.hljlhb.org.cn/gylt/stjs/201708/t20170823\\_54324.htm](http://www.hljlhb.org.cn/gylt/stjs/201708/t20170823_54324.htm), (参照 2019/12/10).
- 76 柳成栋. 黑龙江省图书馆建馆时间考. 图书馆(学)史研究. 2019.1, no. 1, p. 34-46.
- 77 马琳 张铁. 清末民初黑龙江省图书馆法规建设中的公共图书馆思想. 图书馆建设. 2016, no. 5, p. 12-18.

- 
- 78 张铁. 从馆舍变迁述略黑龙江省图书馆的早期发展. 图书馆建设. 2016, no. 5, p. 15-18.
- 79 马晴云. 从藏与用看地方文献的收集、整理与利用. 黑龙江省社会主义学院学报. 2011/3, no. 1, p. 63-64.
- 80 黑龙江省图书馆馆志. 图书馆建设. 1992, p. 199-332.
- 81 刘伟华. 集乡邦史料展地域风情——黑龙江省图书馆地方文献信息资源建设分析. 大学图书情报学刊. 2013, vol. 31, no. 5, p. 85-88.
- 82 刘伟华. 黑龙江省图书馆地方文献馆藏体系建设工作实践. 大学图书情报学刊. 2012, no. 6, p. 29-32.
- 83 王亮亮, 齐月. 大数据环境下黑龙江地方文献资源的开发与保障体系研究. 图书馆学刊. 2016, no. 6, p. 42-44.
- 84 黑龙江省图书馆馆志. 图书馆建设. 1992, p. 199-332.
- 85 前揭 79.
- 86 前揭 79.
- 87 前揭 81.
- 88 前揭 79.
- 89 前揭 81.
- 90 前揭 77.
- 91 前揭 80.
- 92 前揭 80.
- 93 “黑龙江省图书馆 2016 年年报”. <http://www.hljlib.org.cn/gylt/ndbg/201712/P020171211359182628260.pdf>, (参照 2019/12/8).
- 94 “黑龙江省图书馆 特藏部”. [http://www.hljlib.org.cn/gylt/bmsz/201101/t20110104\\_292.htm](http://www.hljlib.org.cn/gylt/bmsz/201101/t20110104_292.htm), (参照 2019/12/7).
- 95 前揭 81.
- 96 乔好勤. 地方文献的范围及其界定原则. 图书馆论坛. 2007, vol. 27, no. 6, p. 86-90.
- 97 齐月. 公共图书馆地方人士著述工作的探讨——以黑龙江省图书馆为例. 图书馆建设. 2010, no. 8, p. 34-36.
- 98 前揭 82.
- 99 “2017 年辽宁省图书馆年报”. <http://www.lnlib.com/902991625490/index.html>, (参照 2019/12/10).
- 100 王筱雯 王天泥. 公共文化服务视域下公共图书馆空间再造的实践与思考——以辽宁省图书馆新馆为例. 2017, no. 4, p. 40-64.
- 101 前揭 100.
- 102 李爽. 辽宁省图书馆曾安家大帅府(图). 辽沈晚报. 2013 年 08 月 29 日. <http://www.chinanews.com/cul/2013/08-29/5219865.shtml>, (参照 2019/11/24).
- 103 东北图书馆工作概况. 文物参考资料. 1954, no. 12, p. 136-145.
- 104 前揭 103.
- 105 前揭 100. “2017 年辽宁省图书馆年报”. <http://www.lnlib.com/902991625490/index.html>, (参照 2019/12/10).
- 106 赵悦. 制定法规 专人负责 重点访求 全面采集——辽宁省图书馆近年来地方文献征集工作概述. 图书馆学刊. 2009, no. 3, p. 86-88.
- 107 吴丽杰. 辽宁省公共图书馆地方文献工作发展研究. 图书馆学刊. 2015, no.

- 
- 7, p. 30-33.
- 108 吴利薇. 论外文地方文献的开发与利用 . 贵图学刊. 2010, no. 3, p. 47-49.
- 109 前掲 108.
- 110 前掲 108.
- 111 敬莉. 互联网+视阈下图书馆地方文献资源建设探析——以辽宁省公共图书馆为例 . 图书馆界. 2018, no. 4, p. 80-83.
- 112 前掲 107.
- 113 前掲 108.
- 114 前掲 108.
- 115 “辽宁省公共高校图书馆联盟网站 ” . <http://tsglm.lnlib.net.cn/>, (参照 2019/12/11).
- 116 前掲 112.
- 117 前掲 108.
- 118 前掲 112.
- 119 前掲 108.
- 120 孙超. 公共图书馆地方作家作品征集工作管见——以辽宁省图书馆为例. 图书馆学刊. 2016, no. 7, p. 57-59.
- 121 前掲 100.
- 122 “辽宁省图书馆 服务窗口” . <http://www.lnlib.com/2c9e52814eae7104014eae7750260000/index.html>, (参照 2019/4/24).
- 123 邢军. 夯实建设基础 加速服务转型 ——辽宁省图书馆数字图书馆建设实践探索 . 图书馆学刊. 2018, no. 8, p. 25-30.
- 124 前掲 108.
- 125 中华人民共和国国务院令 第 711 号: 2019. 中华人民共和国政府信息公开条例.
- 126 前掲 61.
- 127 前掲 61.
- 128 杜巍巍. 东北三省省级馆数字资源建设对比探究. 农业图书情报学刊. 2014, no. 3, p. 27-29.
- 129 馬場萬夫 飯澤文夫, 古川絹子. 東京都の図書館 23 区編. 初版, 東京堂出版, 2000. 9, 546p-p 409.
- 130 東京都立図書館. “利用案内 Q&A” . <https://www.library.metro.tokyo.jp/guide/qa/>, (参照 2019/11/21).
- 131 東京都立中央図書館. 東京都立中央図書館三十年史. 東京都立中央図書館, 2003. 3, 95p-p59.
- 132 田中彦安編. 五十年紀要. 日比谷図書館, 1959, 103p-p 1.
- 133 前掲 133.
- 134 第 8 9 号: 昭和 1 8 年 6 月 1 日. 東京都制.
- 135 佐藤政孝. 東京の近代図書館史. 初版, 新風舎, 1998. 10, 359p-p 159.
- 136 前掲 132.
- 137 前掲 132.
- 138 前掲 132.
- 139 前掲 130, p 264.
- 140 前掲 132, p17.
- 141 前掲 130, p 410.

- 
- 142 前掲 19, p12.
- 143 前掲 132, p9
- 144 広瀬 誠. 図書館と郷土資料. 再版, 桂書房, 1991, 253p-p6.
- 145 小泉 公乃. 図書館の組織形態と業務の変遷--東京都立図書館の事例分析. 三田図書館・情報学会研究大会発表論文集 2010 年度. 2010, p. 61-64.
- 146 前掲 132.
- 147 三多摩地域資料研究会編. 多摩地区公立図書館地域資料業務実態調査報告書 平成 27 年 7 月調査. 三多摩地域資料研究会, 2016.2, 181p.
- 148 前掲 132.
- 149 “昭和 30 年以前刊行の図書のご利用について”. <https://www.lib.pref.saitama.jp/guidance/service/hozon.html>, (参照 2019/12/19).
- 150 松村 みどり. 埼玉県立図書館の現状--4 館体制と川越図書館問題を中心に (47 通りの県立図書館を!). みんなの図書館. 1992, no. 181, p. p9-13.
- 151 “浦和図書館の廃止に関する Q & A”. [https://www.lib.pref.saitama.jp/stplib\\_doc/news/important/heikan/urawa\\_haishi\\_Q\\_A.html](https://www.lib.pref.saitama.jp/stplib_doc/news/important/heikan/urawa_haishi_Q_A.html), (参照 2019/12/19).
- 152 “県立浦和図書館の閉館と資料の再編について”. [https://www.lib.pref.saitama.jp/stplib\\_doc/service/kyu\\_urawa.html](https://www.lib.pref.saitama.jp/stplib_doc/service/kyu_urawa.html), (参照 2019/12/19).
- 153 “熊谷図書館浦和分室施設案内”. <https://www.lib.pref.saitama.jp/guidance/facility/bun-shisetsu.html>, (参照 2019/12/19).
- 154 埼玉県公共図書館協議会郷土資料総合目録刊行検討専門委員会編. 埼玉の公共図書館における郷土資料サービスの現状. 埼玉県公共図書館協議会, 1983, 34p.
- 155 埼玉県立浦和図書館編. 埼玉県立浦和図書館 50 年誌. 浦和図書館, 1972. 9, 162p-p91.
- 156 前掲 156, p63.
- 157 前掲 156, p91.
- 158 前掲 43, p18.
- 159 村中 登. ウチの図書館お宝紹介!(第 79 回)埼玉県立浦和図書館 「武蔵一国之図」とデジタルライブラリー. 図書館雑誌. 2008, vol. 102, no. 12, p. 876-877.
- 160 “さいたまけんりつ図書館だより No.115”. <https://www.lib.pref.saitama.jp/about/docs/dayori115.pdf>, (参照 2019/12/25).
- 161 茨城県立図書館. 茨城県立図書館 100 年の歩み : 草創期から平成の新県立図書館までの記録 1903-2003. , 茨城県立図書館, 2003.11, 100p-p78.
- 162 前掲 162, p14.
- 163 前掲 162, p21.
- 164 前掲 162, p 30.
- 165 “茨城県立図書館資料収集基本方針”. [https://www.lib.pref.ibaraki.jp/gaiyo/kisoku/files/kihon\\_housin.pdf](https://www.lib.pref.ibaraki.jp/gaiyo/kisoku/files/kihon_housin.pdf), (参照 2019/12/23).
- 166 “茨城県立図書館資料選定基準”. [https://www.lib.pref.ibaraki.jp/gaiyo/kisoku/files/sentei\\_kizyun.pdf](https://www.lib.pref.ibaraki.jp/gaiyo/kisoku/files/sentei_kizyun.pdf), (参照 2019/12/23).

## 付録

### 付録 I レファレンス・聞き取り質問項目

#### 公共図書館における地方文献サービスに関する調査

##### 一. 基本情報

1. 地方文献の数はどのくらいありますか。
2. 地方文献はどのような種類がありますか。
3. 地方文献は特別な分類方法がありますか。
4. 重要／特別な地方文献は何ですか。

##### 二. 地方文献の収集

5. 地方文献の収集方法は何ですか。
6. これから収集する資料は何ですか。収集する理由は何ですか。

##### 三. 地方文献の管理

7. 地方文献に関する政策がありますか。
8. 地方文献サービスを行う組織は何ですか。
9. 地方文献を担当する専門職員は何人ですか。
10. 他の図書館、博物館、文書館との連携はどのように行っていますか。
11. 職員の立場から、地方文献サービスの課題は何ですか。
12. 国内外の図書館のやり方を参考したことはありますか。

##### 四. 地方文献の利用

13. 地方文献の利用方法は何ですか。
14. 地方文献の利用状況はいかがですか。
15. 地方文献はどのような利用者がいますか。
16. 最も利用された地方文献は何ですか。
17. 地方文献のレファレンスサービスの状況はいかがですか。
18. 地方文献を利用する読者の目的達成状況はいかがですか。
19. 地方文献の電子化状況はいかがですか。
20. 地方文献に関して、どのようなイベントがありますか。

広東省立中山図書館 (2019/3/7)

一. 基本情報

1. 地方文献の数はどのくらいありますか。

10万種類、40万冊

2. 地方文献はどのような種類がありますか。

地方志、族譜、広東史料、粵人著述、孫中山文献、新聞、定期刊行物、  
輿地図など

3. 地方文献は特別な分類方法がありますか。

杜氏分類法があります

4. 重要／特別な地方文献は何ですか。

広東省立中山図書館出版物、孫中山文献

二. 地方文献の収集

5. 地方文献の収集方法は何ですか。

納本、徴集、購入、寄贈など

6. これから収集する資料は何ですか。収集する理由は何ですか。

特にありません。

三. 地方文献の管理

7. 地方文献に関する政策がありますか。

章程、政策、利用収蔵管理条例があります。

8. 地方文献サービスを行う組織は何ですか。

特蔵部が担当します。

9. 地方文献を担当する専門職員は何人ですか。

大体は大学卒業、博士1人、修士は10人以上います。

10. 他の図書館、博物館、文書館との連携はどのように行っていますか。

古籍の収蔵条件がない下級図書館を支持する(温湿度、書架、技術、紙、  
経費、書庫)。

MLA連携が特にないです。

11. 職員の立場から、地方文献サービスの課題は何ですか。

閲覧室の場所がよくなりません(地下にある)。

民国時代の紙の酸性が強い、修復が難しいです。

人材、職員が足りないので、修復は長い時間かかります。

目録（例えば、広東文献書目提要）しか現存していない遺失本の収蔵が難しいです。

12. 国内外の図書館のやり方を参考したことはありますか。

国家図書館の制度、施設を参考した。

国外図書館の参観、考察が少なく、国外から来るの方が多い、将来の連携は多くなります。文献徴収、交換はフランス、日本の大学図書館、バイエルン州立図書館（ドイツ）、東アジア図書館（カナダ）、コロンビア大学図書館（カナダ）との連携があり、アメリカとの交流は少ないです。会議、講座、電子版を徴収、データベース修復技術を参考、展覧会（カナダ華人文書展覧会 毎年何回）があります。

#### 四. 地方文献の利用

13. 地方文献の利用方法は何ですか。

読者カードが必要です。

14. 地方文献の利用状況はいかがですか。

一般的な資料より少ないです。

15. 地方文献はどのような利用者がいますか。

研究型読者、家族（家系図、族譜を探す）、学生

16. 最も利用された地方文献は何ですか。

広東史料、年鑑など

17. 地方文献のレファレンスサービスの状況はいかがですか。

資料の推薦などができます。

18. 地方文献を利用する読者の目的達成状況はいかがですか。

大体達成できます。

19. 地方文献の電子化状況はいかがですか。

データベースとデジタルアーカイブの作成を行います。一部外部委託でやります。古籍の項目は特別経費があります。

20. 地方文献に関して、どのようなイベントがありますか。

展覧会、講座が行います。展覧会は、Bエリアで毎年4-5回行います。専門性が高く、娯楽性が低いので、参加人数が少ないです。

一．基本情報

1. 地方文献の数はどのくらいありますか。  
約2万種類が所蔵します。
2. 地方文献はどのような種類がありますか。  
地方志、農場史、産業志、党史、年鑑など
3. 地方文献は特別な分類方法がありますか。  
1949年後の出版物：中国図書館図書分類法（閲覧室）  
1949年前の出版物：公開しない、シリアル番号で排列
4. 重要／特別な地方文献は何ですか。  
黒竜江省の省、市、県級方志を全部収集した  
遼寧省方志、吉林省方志もいちぶしゅうしゅうした。

二．地方文献の収集

5. 地方文献の収集方法は何ですか。  
納本、徴集、購入、寄贈など
6. これから収集する資料は何ですか。収集する理由は何ですか。  
地方志、企業志、行業志、農墾志、石油系統、森工系統資料は重点的に  
収集する予定。

三．地方文献の管理

7. 地方文献に関する政策がありますか。  
章程、政策、利用収蔵管理条例があります。
8. 地方文献サービスを行う組織は何ですか。  
地方文献部
9. 地方文献を担当する専門職員は何人ですか。  
8人（地方文献閲覧室、蕭紅文学館、版本図書館）
10. 他の図書館、博物館、文書館との連携はどのように行っていますか。  
下級図書館へ業務上の指導があります。MLA連携が少ないです。
11. 職員の立場から、地方文献サービスの課題は何ですか。  
資金不足、より先進的な図書館の状況を知りたいです。



12. 国内外の図書館のやり方を参考したことはありますか。

広州（家系図）、首都図書館、湖南省（家系図、口述歴史）、甘粛省、浙江省、上海図書館（家系図、歴史文献、貴重文献）

#### 四. 地方文献の利用

13. 地方文献の利用方法は何ですか。

開架資料は身分証明など不要。閉架資料：は職員に依頼して閲覧することがあります。資料のコピーはできます。編目中でまだ公開していない貴重資料は将来公開する予定です。

14. 地方文献の利用状況はいかがですか。

地方文献資料の利用率が高いです。

15. 地方文献はどのような利用者がいますか。

研究型読者（大学生、院生、大学教授、地方史研究学者）

16. 最も利用された地方文献は何ですか。

年鑑、地方志、行業志、農墾志

17. 地方文献のレファレンスサービスの状況はいかがですか。

現場あるいは電話によるレファレンスサービスを利用することができます。

18. 地方文献を利用する読者の目的達成状況はいかがですか。

館内が所蔵していない本を購入してほしい場合があります。

19. 地方文献の電子化状況はいかがですか。

自館の技術部門あるいは外部委託によるデジタル化を行います。  
全文データベースがありません。

20. 地方文献に関して、どのようなイベントがありますか。

展覧会を三か月一回、一つのシリーズを開催します。蕭紅に関する活動が多いです（生誕記念の朗読コンテスト、蕭紅転記の主題書展）。WeChat公式アカウントから情報発信を行います。スペースの限りがあるため、参加人数の制限があります。場所（規模による）：地方文献閲覧室、講堂、多機能ホール、蕭紅劇場で開催します。

遼寧省図書館（2019/1/25）

一．基本情報

1. 地方文献の数はどのくらいありますか。

2万3千冊

2. 地方文献はどのような種類がありますか。

地元作者のサイン本、手稿、家系図、地方志年鑑年鑑、地図

3. 地方文献は特別な分類方法がありますか。

ないです。中国図書館図書分類法を使います。

4. 重要／特別な地方文献は何ですか。

東北抗聯歴史資料、満鉄資料

二．地方文献の収集

5. 地方文献の収集方法は何ですか。

納本、徴集、購入、寄贈など

6. これから収集する資料は何ですか。収集する理由は何ですか。

特にないです。

三．地方文献の管理

7. 地方文献に関する政策がありますか。

章程、政策、利用収蔵管理条例があります。

8. 地方文献サービスを行う組織は何ですか。

地方文献部

9. 地方文献を担当する専門職員は何人ですか。

7人。大卒以上、修士います。

10. 他の図書館、博物館、文書館との連携はどのように行っていますか。

省級図書館の交流は少なく、個人的な交流があります。下級図書館との文献交換、資料を収集することがあります。MLA連携による資料の収集があります。

11. 職員の立場から、地方文献サービスの課題は何ですか。

人員不足

12. 国内外の図書館のやり方を参考したことはありますか。

仕事の内容はあまり変わらないです。(収集、レファレンス、閲覧、デ

デジタル化、)

人員の組織が違いため、学ぶことは難しいです。

#### 四. 地方文献の利用

13. 地方文献の利用方法は何ですか。

レファレンス、閲覧サービスを提供する。

14. 地方文献の利用状況はいかがですか。

閲覧室の利用率は高いです。

15. 地方文献はどのような利用者がいますか。

主には地元の研究学者、普通の読者が少ないです。

16. 最も利用された地方文献は何ですか。

地方志、年鑑類

17. 地方文献のレファレンスサービスの状況はいかがですか。

専門課題レファレンス職員が配置されています。

18. 地方文献を利用する読者の目的達成状況はいかがですか。

利用したい資料が見つからない場合があります。

19. 地方文献の電子化状況はいかがですか。

一部の民国時代の地方新聞、図書、抗戦文献をデジタル化にしました。

人員不足のため、主に外部委託としています。

20. 地方文献に関して、どのようなイベントがありますか。

WeChat 公式アカウントによる地方文献推薦

展覧会を開催します。

一．基本情報

1. 地方文献の数はどのくらいありますか。

252766 冊

2. 地方文献はどのような種類がありますか。

東京資料、都政情報など

3. 地方文献は特別な分類方法がありますか。

東京資料分類に基づいて地域分類をしています。地域分類をした中に、  
主題分類としてはNDCを使います。重要／特別な地方文献は何ですか。

二．地方文献の収集

4. 地方文献の収集方法は何ですか

購入、寄贈

5. これから収集する資料は何ですか。収集する理由は何ですか。

江戸・東京関係の未収資料、貴重資料

最近ではオリンピックに関する資料を収集しています

三．地方文献の管理

6. 地方文献に関する政策がありますか。

東京都立図書館資料収集方針

7. 地方文献サービスを行う組織は何ですか。

都市・東京情報担当

8. 地方文献を担当する専門職員は何人ですか。

6人

9. 他の図書館、博物館、文書館との連携はどのように行っていますか。

博物館・美術館・資料館、文学館、文書館の資料を収集します。資料交  
換、文化施設との連携

10. 職員の立場から、地方文献サービスの課題は何ですか。

ホームページで公開している情報を蔵書として入れられません

11. 国内外の図書館のやり方を参考したことはありますか。

特にないです

#### 四. 地方文献の利用

12. 地方文献の利用方法は何ですか。

一般の資料とは同じ方法、条件で利用できます

13. 地方文献の利用状況はいかがですか。

50-70代が多い、児童が少ない

14. 地方文献はどのような利用者がいますか。

高齢者、住民、研究者、職業関係の方

15. 最も利用された地方文献は何ですか。

東京情報、住宅地図など

16. 地方文献のレファレンスサービスの状況はいかがですか。

所蔵状況の確認、検索方法の説明などがあります

17. 地方文献を利用する読者の目的達成状況はいかがですか。

大体達成できます

18. 地方文献の電子化状況はいかがですか。

四分の一をデジタル化しました

19. 地方文献に関して、どのようなイベントがありますか。

企画展示、ミニ展示、特別文庫の展示などがあります

一. 基本情報

1. 地方文献の数はどのくらいありますか。

『要覧 平成 30 年度』 p14 に「地域・行政資料」の数があります。  
URL は以下のとおりです。

<https://www.lib.pref.saitama.jp/about/docs/30yoran.pdf>

2. 地方文献はどのような種類がありますか。

当館が使っている資料区分を回答します。以下の 7 つです。埼玉和書、埼玉洋書、埼玉地図、埼玉和雑誌、埼玉洋雑誌、埼玉和新聞、マイクロ資料

3. 地方文献は特別な分類方法がありますか。

埼玉資料の分類記号があります。以下の URL のとおりです。

<http://www.lib.pref.saitama.jp/collection/bunrui/bunrui-saitama/index.html>

4. 重要／特別な地方文献は何ですか。

原則として明治以降の資料を収集していますが、昔から持っていた近世の資料については貴重書扱いしています。

二. 地方文献の収集

5. 地方文献の収集方法は何ですか。

購入、寄贈

6. これから収集する資料は何ですか。収集する理由は何ですか。

収蔵スペースが限られるため、以前は収集していたものを、むしろ、これからは入れない方向です。例えば、市町村の観光パンフレットなどは、掲載されている内容を別の資料から知ることができるし、地元の市町村の図書館が収集保存しておくものと考えて手を引きはじめました。

三. 地方文献の管理

7. 地方文献に関する政策がありますか。

地域資料のデジタル化です。

8. 地方文献サービスを行う組織は何ですか。

職員は司書資格があるというだけです。人事で配属されるだけのこと

なので、数年すれば、違う資料担当に回されます。

9. 地方文献を担当する専門職員は何人ですか。

人事で配属されるだけのことなので、数年すれば、違う資料担当に回されます。

10. 他の図書館、博物館、文書館との連携はどのように行っていますか。

例えば博物館の企画展が開催される時、関連する資料展示を行ったりしています。

11. 職員の立場から、地方文献サービスの課題は何ですか。

個人的に気になっているのは、子供向けの資料が少ないことです。

12. 国内外の図書館のやり方を参考したことはありますか。

やり方とはサービス全般のことでしょうか？何事も他館の方法を参考にします。案内パンフレット、資料収集のことなど、やり方や刷新を考えると、他館を参考にします。また、ウィキペディアタウンのことも、デジタル化など初めて行う事業は参考にします。

#### 四. 地方文献の利用

13. 地方文献の利用方法は何ですか。

様々なので一言では言えません。例えばインターネットでは得られない情報の入手があるかもしれません。

14. 地方文献の利用状況はいかがですか。

よくある事例の一つは地歴調査です。どこの図書館も、住宅地図や迅速測図で土地がどのように利用されてきたかを調べにみえる方は多いと思います。ですので、住宅地図はよく使われています。

15. 地方文献はどのような利用者がいますか。

研究者、学生、子供

16. 最も利用された地方文献は何ですか。

地図、年鑑など

17. 地方文献のレファレンスサービスの状況はいかがですか。

インターネット全盛の時代、みなさんネットでとりあえず調べますので、それでもわからなかったことを質問されるようになりました。質問の高度化は、地域資料に限らずいえることだと思います。

18. 地方文献を利用する読者の目的達成状況はいかがですか。

ほぼ達成できます。

19. 地方文献の電子化状況はいかがですか。

以下の URL をご確認ください。

<http://www.lib.pref.saitama.jp/information/2019/03/post-9.html>

20. 地方文献に関して、どのようなイベントがありますか。

昨年度の話ですがウィキペディアタウンを実施しました。



茨城県立図書館（2019/9/12）

一．基本情報

1. 地方文献の数はどのくらいありますか。

117,943 冊

2. 地方文献はどのような種類がありますか。

図書、雑誌、CD、電子資料

3. 地方文献は特別な分類方法がありますか。

茨城県立図書館郷土資料分類表

2004 年度よりレベル貼替え開始

4. 重要／特別な地方文献は何ですか。

09 貴重書

二．地方文献の収集

5. 地方文献の収集方法は何ですか。

購入、寄贈

6. これから収集する資料は何ですか。収集する理由は何ですか。

団体関係資料

三．地方文献の管理

7. 地方文献に関する政策がありますか。

茨城県立図書館資料選定基準

8. 地方文献サービスを行う組織は何ですか。

館内サービス課

9. 地方文献を担当する専門職員は何人ですか。

情報資料課、受け入れ、登録作業 三名

館内サービス レファレンス 一名

10. 他の図書館、博物館、文書館との連携はどのように行っていますか。

資料の収集、交換があります

11. 職員の立場から、地方文献サービスの課題は何ですか。

保管場所が大きな問題、修復の予算が少ないです

12. 国内外の図書館のやり方を参考したことはありますか。

独立な分類を作るときは他の図書館を参考したことがあります

#### 四. 地方文献の利用

13. 地方文献の利用方法は何ですか。

かばんを入口に保管、資料を資料室で見る

14. 地方文献の利用状況はいかがですか。

利用者は一日何人かあります

15. 地方文献はどのような利用者がいますか。

研究者、退職者、学生

16. 最も利用された地方文献は何ですか。

郷土歴史に関する資料を使う方が多いです

17. 地方文献のレファレンスサービスの状況はいかがですか。

2019年4-6月は580件があります

18. 地方文献を利用する読者の目的達成状況はいかがですか。

達成できます

19. 地方文献の電子化状況はいかがですか。

デジタルライブラリーを作りました

20. 地方文献に関して、どのようなイベントがありますか。

展示コーナー、放送大学、講演会を行ったことがありますが、最近はや  
っていません

付録 II 東京資料の収集対象地域と収集対象資料の関係

積極的な収集対象⇒◎ 基本的なものが対象⇒○ 寄贈が中心⇒△ 対象としない⇒×

	旧郡	多摩地域	東京都	区部	隣接県	旧武蔵国	旧武相地域	関東地方	姉妹市・友好市
図書	○	◎	◎	◎	△	○	○	○	×
雑誌	○	○	◎	○					
地図	○	◎	◎	◎	×	○	○	○	×
地域新聞		○	◎	○					
コミュニティ紙		○	◎	○					
小冊子	△	△	○	△	×	△	△	△	×
点字資料		△	△	△					
ポスター		△	△	△	×			△	×
絵葉書	◎	◎	◎	◎	×	○	○	○	×
写真		△	△	△					
マイクロフィルム		△	◎	△					
16mmフィルム等		△	△	△					
光ディスク		△	◎	△					
レコード		△	△	△					
磁気テープ		△	◎	△					
磁気ディスク		△	△	△					
例規集・要綱集		◎	◎	◎	×				×
公報		◎	◎	◎	×				×
広報		◎	◎	◎	×				×
行政報告書		◎	◎	◎	×				×
統計書		◎	◎	◎	×				×

	旧郡	多摩地域	東京都	区部	隣接県	旧武蔵国	旧武相地域	関東地方	姉妹市・友好市
市勢概要		◎	◎	◎	×				×
事業概要		○	◎	○	×				×
年報		○	◎	○	×				×
定例会議会録・委員会議会録		○	◎	○	×				×
議案書		○	◎	○	×				×
計画書		○	◎	○	×				×
予算書・決算書		○	◎	○	×				×
監査資料		○	◎	○	×				×
調査報告書	○	○	◎	○	×				×
一般地図	○	○	◎	○	×				×
住宅地図	○	◎	◎	◎	×				×
地形図	◎	◎	◎	◎	×				×
教育委員会・審議会等会議録	○	○	◎	○	×				×
自治体史誌	○	○	◎	○	×				×

出典：『多摩地区公立図書館地域資料業務実態調査報告書 平成 27 年 7 月調査』より筆者整理

付録 III 茨城県立図書館郷土資料分類表

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目
<b>0 総記</b>			
	00	総記	
		000	総記
		002	知識・学問・学術
		007	情報科学
	01	図書館・図書館学	
		010	図書館・図書館学
		011	図書館政策・図書館行財政
		012	図書館建築・図書館設備
		013	図書館管理
		014	資料の収集・資料の整理・資料の保管
		015	図書館奉仕・図書館活動
		016	公共図書館 (県立及び市町村立)
		017	学校図書館 (小中高・短大・大学)
		018	その他の図書館
		019.0	読書・読書法
		019.1	読書会・読書運動
		019.2	読書感想文・読書記録
		019.3	読書指導
		019.31	読書推進計画
		019.9	その他
	02	図書・書誌学	
		020	図書・書誌学
		021	著作・編集
		022	写本・刊本・造本
		023	出版
		024	図書の販売
		025	025.8 地方書誌・郷土資料目録
			025.9 書店出版目録・古本販売目録
		026	稀書・善本目録
		027	027.3 地方別著述目録・郷土人著述目録
		028	選定図書目録・参考図書目録
		029	蔵書目録・総合目録

類	綱	要目	項目
		029.1	県立図書館
		029.2	市町村立図書館
		029.3	大学図書館等
	03	百科事典	
		030	百科事典
	04	一般論文集・一般講演集	
		040	一般論文集・一般講演集
	05	逐次刊行物	
		050	逐次刊行物(紀要)
	06	団体:学会・協会・会議	
		060	団体:学会・協会・会議
		069	博物館
		069.6	一般博物館
		069.8	専門博物館
	07	ジャーナリズム・新聞	
		070	ジャーナリズム・新聞
	08	叢書・全集・選集	
		080	叢書・全集・選集
	09	貴重書・その他の特別コレクション	
<b>1 哲学・心理学・倫理学・宗教</b>			
	10	哲学	
		100	哲学
		101	哲学理論
		102	哲学史
		103	参考図書
		104	論文集・評論集・会議録
		105	逐次刊行物
		106	団体:学会・協会・会議
		107	研究法・指導法・哲学教育
		108	叢書・全集・選集
	11	哲学各論	
		110	哲学各論
		111	刑而上学・存在論
		112	自然哲学・宇宙論
		113	人生観・世界観
		114	人間学
		115	認識論
		116	論理学・弁証法・方法論
		117	価値哲学
		118	文化哲学・技術哲学

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目	類	綱	要目	項目
	<b>12</b>	<b>東洋思想</b>				163	原始宗教, 宗教民族学
		120	東洋思想			164	神話, 神話学
		121	日本思想			165	比較宗教
		122	水戸学			169	その他の宗教, 新興宗教
		122. 1	会沢正志斎(安・伯民)		<b>17</b>	<b>神道</b>	
		122. 2	藤田東湖			170	神道
		122. 3	安積澹泊			171	神道思想, 神道説
		122. 4	栗山潜峰			172	神祇, 神道史
		122. 5	三宅観潮			173	神典
		122. 6	藤田幽谷			174	信仰録, 説教集
		123	中国思想, 中国哲学			175	神社, 神職
		124	経書			175. 1	神社行政, 神格, 神領
		125	先秦思想, 諸子百家			175. 2	神社誌, 神社縁起
		126	中世思想, 近代思想			175. 3	鹿島神宮
		129	その他のアジア・アラブ哲学			175. 4	伊勢神宮
	<b>13</b>	<b>西洋哲学</b>				176	祭祀
		130	西洋哲学			177	布教, 伝道
	<b>14</b>	<b>心理学</b>				178	各教派, 教派神道
		140	心理学			178. 1	教義
		141	普通心理学, 心理各論			178. 2	教史, 教祖, 伝記
		143	発達心理学			178. 3	教典
		145	異常心理学			178. 4	信仰, 説教集, 靈験, 神佑
		146	臨床心理学, 精神分析学			178. 5	教会, 教団, 教職
		147	超心理学, 心霊研究			178. 6	祭祀, 行事
		148	相法, 易占			178. 7	布教, 伝道
	<b>15</b>	<b>倫理学, 道徳</b>			<b>18</b>	<b>仏教</b>	
		150	倫理学, 道徳			180	仏教
		151	倫理各論			181	仏教教理, 仏教哲学
		152	家庭倫理, 性倫理			182	仏教史
		153	職業倫理			183	經典
		154	社会倫理			184	法話, 説教集
		155	国体論, 詔勅			185	寺院, 僧職
		156	武士道			185. 1	寺院行政, 寺格, 寺領
		157	報徳教, 石門心学			185. 2	寺誌, 縁起
		158	その他の特定主題			185. 3	伽藍, 仏塔, 卒塔婆, 板碑
		159	人生訓, 教訓			186	仏会
	<b>16</b>	<b>宗教</b>				186. 8	観音信仰
		160	宗教				
		161	宗教学, 宗教思想				
		162	宗教史, 事情				

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	網	要目	項目
		186.9	巡礼
		187	布教, 伝道
		188	各宗
		188.1	律宗
		188.2	論宗
		188.3	華嚴宗
		188.4	天台宗
		188.5	真言宗(密教)
		188.6	浄土教, 浄土宗
		188.7	真宗(浄土真宗)
		188.8	禅宗, 臨済宗, 曹洞宗, 黄檗宗
		188.9	日蓮宗
	<b>19</b>	<b>キリスト教</b>	
		190	キリスト教
		191	教義, キリスト教神学
		192	キリスト教史, 迫害史
		193	聖書
		193.02	聖書史
		193.04	論文集, 評論集, 講演集
		194	信仰録, 説教集
		195	教会, 聖職
		196	典礼, 祭式, 礼拝
		197	布教, 伝道
		198	各教派, 教会史
		198.1	原始キリスト教会, 使徒教会
		198.2	カトリック教会
		198.3	プロテスタント, 新教
		198.4	監督教会(聖公会)
		198.5	長老派, 清教徒, 会衆派
		198.6	バプティスト(浸礼派)
		198.7	メソジスト教会
		198.8	ユニテリアン教会
		198.9	その他
		199	ユダヤ教

類	網	要目	項目
<b>2 歴史, 伝記, 地理</b>			
	<b>20</b>	<b>茨城県の歴史・研究書等</b>	
		200	県及び地域
		201	郡
		202	市町村
		202.1	旧市町村
		203	近隣市町村の歴史
		203.1	福島県
		203.2	栃木県
		203.3	埼玉県
		203.4	千葉県
		204	原始時代(~300年)
		205	古代(301~1192年)
		205.1	大和・飛鳥時代(301~645年)
		205.2	大化改新時代(646~710年)
		205.3	奈良時代(710~784年)
		205.4	平安時代(784~1192年)
		206	中世(1192~1600年)
		206.1	鎌倉時代(1192~1333年)
		206.2	建武中興と南北朝時代(1334~1392年)
		206.3	室町時代(1392~1573年)
		206.4	安土桃山時代(1573~1600年)
		207	近世(1600~1868年)
		207.1	江戸時代初期(1600~1709年)
		207.2	江戸時代中期

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目	類	綱	要目	項目
			(1709～1830年)				年)
		207.3	江戸時代末期 (1830～1868年)			274.3	明治時代 (1868～1912年)
		208	近代(1868年～)			274.4	大正時代 (1912～1926年)
		208.1	明治維新時代 (1868～1872年)			274.5	昭和時代 (1926～1989年)
		208.2	明治時代 (1868～1912年)			274.6	平成時代 (1989年～)
		208.3	大正時代 (1912～1926年)			275	日記・書簡
		209	昭和・平成時代(1927～)			275.1	日記
		209.1	昭和時代 (1926～1989年)			275.2	書簡
		209.2	平成時代 (1989年～)			279	語録、逸話、追悼録、伝記書 誌、年譜などその他の伝記資料 一切
	25 26	遺跡発掘調査報告書			28	地理、地誌、紀行	
		250	県及び地域			280	地理学、人文地理学、地誌学、 地理学史、気候順化、地心理 学、民族地理学、集落地理学、 都市地理、村落地理、歴史地理 学等 地理・地誌全般
		251	市町村			281	地名、地名研究(県及び地域)
	27	伝記				282	地名、地名研究(市町村)
		270	人物に関する参考図書等			283	史跡・名勝、景観
		270.1	人名録、人名辞 典、人物書誌			284	地図
		270.2	職員録			284.1	住宅地図
		270.3	忌辰録、墓誌、墓 銘			284.2	ブルーマップ
		271	家史			284.3	道路地図
		271.1	系譜(家系図)			284.4	地形図(縮尺が5 万分の1以下のも の)
		271.2	姓氏、家紋			284.5	地勢図(縮尺が5 万分の1より大き いもの)
		272	皇室			284.6	古地図
		272.1	行幸啓			284.7	鳥瞰図
		273	複数の人物の伝記			288	写真集
		274	個人伝記			289	紀行、旅行案内
		274.1	～中世時代 (～1600年)			289.1	県北地域及び市町 村
		274.2	江戸時代 (1600年～1868				





茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目
			320. 2 政治史・事情
			320. 4 政治論集, 政治評論集, 政治演説・講演集
		321	行政と個人
		322	住民・市民
		323	公務員
		323. 2	職階制, 職務分析, 官職
		323. 3	任免
		323. 4	給与, 手当, 旅費
		323. 5	共済制度, 共済年金, 恩給
		323. 6	分限, 懲戒
		323. 7	能率, 研修, 勤務評定, 表彰
		323. 8	服務
		323. 9	人事行政判例
		324	警察
		325	消防・救急
		326	自治体沿革
		326. 1	県
		326. 2	市町村
		327	県勢・市勢要覧(概要)
		327. 1	県
		327. 2	市町村
		328	総合計画・基本計画
		328. 1	県
		328. 2	市町村
		329	県行政一般
		330	県・行政事務
		330. 1	監査
		330. 2	情報公開, オンブズマン
		330. 3	広報・広聴
		331	市町村行政
		332	国際化, 国際交流
		334	議会一般
		334. 1	県
		334. 2	市町村
		335	議員

類	綱	要目	項目
			335. 1 県
			335. 2 市町村
		336	議案書
		336. 1	県
		336. 2	市町村
		337	議事録
		337. 1	県
		337. 2	市町村
		338	選挙一般
		339	政党, 政治結社
	<b>34</b>	<b>財政</b>	
		340	財政
		341	財政学, 財政思想
		342	財政史・事情
		342. 1	県
		342. 2	市町村
		343	財政政策, 財務行政
		343. 1	県
		343. 2	市町村
		344	予算, 決算
		344. 1	県
		344. 2	市町村
		345	租税
		345. 1	県
		345. 2	市町村
		346	地方税
		346. 1	県
		346. 2	市町村
		347	地方債
		347. 1	県
		347. 2	市町村
		348	公有財産
		348. 1	県
		348. 2	市町村
	<b>35</b>	<b>統計</b>	
		350	統計
		351	市町村統計
		358	人口統計, 国勢調査
	<b>36</b>	<b>社会</b>	
		360	社会
		361	社会学一般

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目
		361.8	社会的成層:階級,階層,身分
		361.9	社会測定,社会調査,社会統計
		362	社会史,社会体制
		365	生活・消費者問題
		365.3	住宅問題
		365.4	生計費,家計調査
		365.5	生活実態調査,生活時間調査
		365.6	生活改善,合理化,新生活運動
		365.7	余暇
		365.8	消費者運動
		366	労働経済,労働問題
		366.1	労働政策・行政・法令
		366.2	労働力,雇用,労働市場
		366.28	職業,職業紹介,職業訓練,就職
		366.3	労働条件,労働者の保護
		366.4	賃金
		366.6	労働組合,労働運動
		366.62	個々の組合誌
		366.7	失業保険,雇用保険
		366.8	労働衛生,産業衛生
		367	家族問題,男性・女性問題,老人問題
		367.1	女性政策・計画
		367.2	女性,女性論
		367.3	女性史・事情
		367.4	家,家族関係
		367.5	婚姻,離婚問題
		367.6	男性,男性論
		367.7	児童・青少年問題
		367.8	老人,老人問題

類	綱	要目	項目
		367.9	性問題
		368	社会病理
		368.6	犯罪
		368.65	統計書
		368.8	中毒者
	<b>37</b>	<b>教育</b>	
		370	教育政策,教育制度,教育行財政
		370.1	教育政策,教育制度,学校制度
		370.2	教育行政,教育委員会
		370.3	教育法令
		370.4	教育史・事情
		370.5	教育財政
		370.6	教員の養成・資格,人事行政
		371	統計書
		372	教育学,教育思想,学校教育,教育課程,教育実践報告書等
		372.0	教育学,教育思想
		372.01	人権教育,道德教育
		372.1	教育課程,学習指導,教科別教育
		372.11	特別活動
		372.12	視聴覚教育
		372.13	生活指導,生徒指導
		372.14	進路指導,職業指導
		372.2	社会科教育
		372.3	科学教育
		372.31	数学,算数,数学教育
		372.32	理科教育
		372.4	技術家庭科
		372.5	職業科,職業教育,産業教育
		372.6	芸能科
		372.61	図画工作,美術教

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目	類	綱	要目	項目
			育			377.5	学位
		372.62	習字, 書道			377.9	学生, 学生生活, 学生問題
		372.63	音楽, 音楽教育			378	特殊支援教育
		372.7	国語科, 国語教育			378.2	教育史・事情
		372.79	外国語教育			379	社会教育
		372.8	学校保健			379.2	社会教育施設
		372.81	環境衛生			379.3	青少年教育・団体, 児童文化活動
		372.82	安全教育			379.4	成人教育
		372.83	身体検査, 健康管理, 健康相談, 学校看護			379.5	集会学習, 視聴覚教育
		372.84	学校給食			379.9	家庭教育
		372.86	学校疾病対策				
		372.87	健康教育	<b>38</b>			<b>風俗習慣, 民俗学, 民族学</b>
		372.88	学校体育, 学校遊戯			380	風俗習慣, 民俗学, 民族学
		372.9	学校経営・管理			381	民族学, 文化人類学
		373	教育史・事情(小学校~高等学校)			382	風俗史, 民俗誌, 民族誌
		373.0	幼稚園			382.1	県
		373.1	小学校			382.2	市町村
		373.2	中学校			383	衣食住の習俗
		373.3	高等学校			384	社会・家庭生活の習俗
		373.4	入学試験			385	通過儀礼, 冠婚葬祭
		375	幼児教育			386	年中行事, 祭礼
		376	各種学校等			387	民間信仰, 迷信[俗信]
		376.1	各種学校, 専修学校, 専門学校			388	伝説, 民話[昔話]
		376.2	予備教育, 塾教育			389	民謡
		376.3	外国人学校	<b>39</b>			<b>国防, 軍事</b>
		376.4	海外留学, ホームステイ			390	軍事史・事情
		377	大学, 高等・専門教育, 学術行政			391	太平洋戦争(1941~1945)
		377.1	大学一般			391.1	陸軍
		377.2	大学史・事情			391.2	海軍
		377.3	短期大学史・事情			392	1945年以後
		377.4	高等専門学校史・事情			392.1	自衛隊
						392.2	百里基地
				<b>4</b>			<b>自然科学</b>
				<b>40</b>			<b>自然科学</b>
						400	自然科学
						401	科学理論
						402	科学史・事情
						403	参考図書

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目	類	綱	要目	項目	
		404	論文集, 評論集, 講演集			445	鬼怒川	
		405	逐次刊行物	<b>45</b>	<b>地球科学, 地学</b>			
		406	団体: 学会, 協会, 会議			450	地球科学, 地学	
			406. 9 科学博物館			451	気象学	
		407	研究法, 指導法, 科学教育				451. 9 気象観測, 気象測器, 気象台, 測候台	
		408	叢書, 全集, 選集			452	海洋学	
		409	科学技術政策, 科学技術行政			453	地産学	
		410	数学			454	地形学	
		411	物理学			455	地質学	
		413	化学			456	地史学, 層位学	
		414	天文学, 宇宙科学			457	古生物学, 化石	
			414. 8 測地学, 地図学			458	岩石学	
			414. 9 時法, 曆学			459	鉱物学	
	<b>42</b>	<b>水のコーナー</b>		<b>46</b>	<b>生物科学, 一般生物学</b>			
	<b>43</b>				460	生物科学, 一般生物学		
	<b>44</b>				461	生物地理, 生物誌		
		420	太平洋			462	植物学	
			421 調査工事報告書			462. 76	植物園	
			422 海洋誌・海洋史			463	動物学	
			423 行政・政策, 計画			463. 76	動物園, 水族館	
			424 生物学			463. 9	動物保護	
			425 水質汚染, 環境保護	<b>47</b>	<b>社会福祉</b>			
		430	湖沼			470	社会福祉	
			430. 1 調査工事報告書			471	福祉政策・行財政・法令	
			430. 2 湖沼誌・湖沼史			472	社会福祉施設	
			430. 3 行政・政策, 計画			473	赤十字事業	
			430. 4 生物学			474	福祉従事者	
			430. 5 水質汚染, 環境保護			475	公的扶助, 生活保護	
		431	霞ヶ浦			476	女性福祉	
		432	北浦			477	老人福祉	
		433	濁沼			478	障害者福祉	
		434	牛久沼			479	児童福祉, 母子福祉	
		435	千波湖	<b>48</b>	<b>公衆衛生, 社会保障, 医療</b>			
		436	菅生沼			480	公衆衛生, 社会保障, 医療	
		440	河川			481	公衆衛生	
		441	利根川			481. 3	統計書	
		442	那珂川			481. 5	逐次刊行物: 報告書	
		443	久慈川			482	衛生行政, 厚生行政	
		444	小貝川					

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目
		483	社会保険
		484	健康保険, 国民健康保険
		485	介護保険
		486	国民年金, 厚生年金, 共済年金
		487	医療制度
		488	医療・衛生問題
	<b>49</b>	<b>医学, 薬学</b>	
		490	医学
		490.5	統計
		490.6	団体:学会, 協会, 会議
		490.7	研究法, 指導法, 医学教育
		490.76	研究調査機関
		490.9	東洋医学, 漢方医学, 古方, 蘭方
		491	医学各論
		492	医療施設
		493	医療従事者
		498	予防医学
		498.3	個人衛生, 健康法
		498.4	環境衛生
		498.5	食品, 栄養
		498.6	疫学, 防疫
		498.7	小児衛生, 母子衛生
		499	薬学
<b>5 技術</b>			
	<b>50</b>	<b>技術, 工学</b>	
		500	技術・工学
		501	工業基礎学
		502	技術史, 工学史
		503	参考図書
		504	論文集, 評論集, 講演集
		505	逐次刊行物
		506	団体:学会, 協会, 会議
		506.7	企業体, 会社誌
		507	研究法, 指導法, 科学技術

類	綱	要目	項目
		508	叢書, 全集, 選集
		509	工業, 工業経済
	<b>51</b>	<b>建設工学, 土木工学</b>	
		510	建設工学, 土木工学
		510.9	建設工業・土木事業
		510.91	建設・土木行政・建設法令
		510.92	建設・土木事業史・事情
		511	土木力学, 建設材料
		512	測量
		513	土木設計・施工法
		514	道路工学
		515	橋梁工学
		517	河海工学, 河川工学
		518	衛生工学, 都市工学
		518.1	上水道, 水道工学, 水道事業
		518.2	下水道, 下水工学, 都市排水
		518.5	都市衛生, ゴミ
		518.8	都市計画
		518.9	都市問題
		519	公害, 環境工学
		519.1	公害・環境行政, 法令
		519.2	公害史・事情
		519.3	大気汚染
		519.4	水質汚濁
		519.5	土壌汚染
		519.6	騒音, 振動
		519.7	産業廃棄物, 悪臭
		519.8	環境保全, 自然保護
		519.9	防災科学, 防災工学
	<b>52</b>	<b>建築学</b>	
		520	建築学

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目	類	綱	要目	項目	
		521	日本の建築				力災害	
		525	建築計画・施工			539. 91	JCO 臨界事故	
		526	各種の建築					
		527	住宅建築					
	<b>53</b>	<b>機械工学</b>			<b>54</b>	<b>電気工学</b>		
		530	機械工学			540	電気工学	
		531	機械力学・材料・設計			541	電気回路・計測・材料	
		532	機械工作, 工作機械			542	電気機器	
		533	熱機関, 熱工学			543	発電	
		534	流体機械, 流体工学			544	送電, 変電, 配電	
		535	精密機器, 光学機器			545	電灯, 照明, 電熱	
		537	自動車工学			546	電気鉄道	
		538	航空宇宙工学			547	通信工学, 電気通信	
		539	原子力			548	情報工学	
			539. 01	原子力資料		549	電子工学	
				日本原子力発電		<b>55</b>	<b>海洋工学, 船舶工学, 兵器</b>	
				核燃料サイクル機構		550	海洋工学, 船舶工学	
				日本原子力研究所		551	理論造船学	
				東京大学研究施設		552	船体構造・材料・施工	
				JCO(日本核燃料コンバージョン)		553	船体積装, 船舶設備	
				原子燃料工業		554	船用機関[造機]	
				三菱原子燃料		555	船舶修理, 保守	
				日本原子力研究開発機構		556	各種の船舶・艦艇	
			539. 06	団体, 企業		557	航海, 航海学	
			539. 07	原子力研究施設		558	海洋開発	
			539. 09	原子力産業, 原子力経済		559	兵器, 軍事工学	
			539. 1	原子力行政・施策		<b>56</b>	<b>金属工学, 鉱山工学</b>	
			539. 2	原子物理学		560	金属工学, 鉱山工学	
			539. 3	原子炉			560. 9	鉱業経済
			539. 4	核燃料		561	採鉱, 選鉱	
			539. 5	原子炉材料		562	各種の金属鉱床・採掘	
			539. 6	放射線, 放射性同位元素		563	冶金, 合金	
			539. 7	原子力発電, 原子力発電炉		564	鉄鋼	
			539. 8	各種の原子力利用		565	非鉄金属	
			539. 9	保守, 安全, 原子		566	金属加工, 製造冶金	
						567	石炭	
						568	石油	
						569	非金属鉱物, 土石採取業	
						<b>57</b>	<b>化学工業</b>	
						570	化学工業	
						571	化学工学, 化学機器	
						572	電気化学工業	
						573	セラミックス, 窯業, 珪酸塩化学	

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目
			工業
		574	化学薬品
		575	燃料, 爆発物
		576	油脂類
		577	染料
		578	高分子化学工業
		579	その他の化学工業
	<b>58</b>	<b>製造工業</b>	
		580	製造工業
		581	金属製品
		582	事務機器, 家庭機器, 楽器
		583	木工業, 木製品
		584	皮革工業, 皮革製品
		585	パルプ・製紙工業
		586	繊維工学
		587	染色加工, 染色業
		588	食品工業
		589	その他の雑工業
	<b>59</b>	<b>家政学, 生活科学</b>	
		590	家政学, 生活科学
		591	家庭経済・経営
		592	家庭理工学
		593	衣服, 裁縫
		594	手芸
		595	理容, 美容
		596	食品, 料理
		596.0	料理店紹介
		597	住居, 家具調度
		598	家庭衛生
		599	育児
<b>6 産業</b>			
	<b>60</b>	<b>産業</b>	
		600	産業
		601	産業政策・行政, 総合開発
		602	産業史・事情, 物産誌
		603	参考図書
		604	論文集, 評論集, 講演集
		605	逐次刊行物
		606	団体
		606.9	博覧会, 共進会,

類	綱	要目	項目
			見本市
		607	研究法, 指導法, 産業教育
		608	叢書, 全集, 選集
		609	度量衡, 計量法
	<b>61</b>	<b>農業</b>	
		610	農業
		610.6	団体:学会, 協会, 会議
		610.7	研究法, 指導法, 農業教育
		610.76	農業研究所・試験場
		611	農業経済
		611.1	農業政策・行政・法令, 農政学
		611.15	農村計画, 農村改良, 農村更正
		611.2	農用地, 農地, 土地制度[農地制度]
		611.22	土地制度史・事情
		611.23	土地政策, 農地改革, 農地法
		611.24	開拓
		611.3	食糧問題, 食料経済
		611.4	農産物市場
		611.5	農業金融, 農業手形
		611.6	農業協同組合, 農業団体
		611.7	農業経営
		611.8	農家経済
		611.9	農村・農民問題
		612	農業史・事情
		613	農業基礎学
		614	農業工学
		614.2	農業土木, 土地改良
		614.3	農業水利, 農業用水, 灌漑排水
		614.5	開墾, 干拓, 埋立



茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目
		615	作物栽培, 作物学
		615.8	病虫害とその駆除, 作物保護学, 農業災害
		616	食用作物
		616.2	いね, 稲作: 水稲, 陸稲
		616.6	そば
		616.8	いも類: さつまいも, ばれいしょ
		617	工芸作物
		617.2	澱粉作物: こんにゃく等
		617.4	茶
		617.5	タバコ
		618	繊維作物
		619	農産物製造・加工
		619.6	大豆・豆類製品: 納豆
	<b>62</b>	<b>園芸</b>	
		620	園芸
		621	園芸経済・行政・経営
		621.4	園芸生産物市場及び価格
		622	園芸史・事情
		623	園芸植物学, 病虫害
		624	温室, 温床, 園芸用具
		625	果樹園芸
		625.2	仁果類
		625.3	柑橘類
		625.4	かき類
		625.5	核果類
		625.6	漿果類
		625.7	堅果類
		626	蔬菜園芸
		626.2	果菜類: うり類, なす類, いちご類
		626.3	豆類
		626.4	根菜類
		626.5	葉菜類
		627	花卉園芸〔草花〕

類	綱	要目	項目
		627.4	一二年草
		627.5	宿根草, 多年草
		627.6	球根草
		627.7	観賞花木
		627.77	バラ
		627.8	盆栽, 鉢植
		628	園芸利用
		629	造園
		629.2	庭園
		629.3	公園, 緑地
		629.4	自然公園, 国立・国定・公立公園
		629.6	公園土木・建築, 庭園施設
		629.7	造園植物
		629.79	街路樹
		629.8	墓苑(霊園)
	<b>63</b>	<b>蚕糸業</b>	
		630	蚕糸業
		631	蚕糸経済・行政・経営
		632	蚕糸業史・事情
		633	蚕学, 蚕業基礎学
		634	蚕種
		635	飼育法
		636	くわ, 栽桑
		637	蚕室, 蚕具
		638	まゆ
		639	製糸, 生糸, 蚕糸利用
	<b>64</b>	<b>畜産業, 獣医学</b>	
		640	畜産業
		641	畜産経済・行政・経営
		641.1	畜産政策・行政・法令
		641.4	畜産物市場・価格, 家畜市場
		641.5	畜産業金融, 家畜保険
		641.6	畜産業組合
		641.7	畜産経営, 牧野・牧場経営, 酪農
		642	畜産史・事情

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目
		643	家畜の繁殖, 家畜飼料
		644	家畜の管理, 畜舎, 用具
		645	家畜・畜産動物各論
		645. 2	馬
		645. 3	牛
		645. 5	豚, 養豚業
		645. 6	犬
		646	家禽各論, 飼鳥
		647	みつばち, 養蜂
		648	畜産製造, 畜産物
		649	獣医学, 比較医学
<b>65</b>	<b>林業</b>		
		650	林業
		651	林業経済・行政・経営
		651. 1	森林政策・行政・法令
		651. 4	林産物市場・価格, 木材市場・商業
		651. 5	森林金融, 森林保険
		651. 6	森林組合
		651. 7	森林経営管理, 林業労働
		652	森林史, 林業史・事情
		653	森林立地, 造林
		653. 2	森林植物, 樹木
		653. 4	植樹祭
		654	森林保護
		655	森林施業
		656	森林工学
		657	森林利用, 林産物, 木材学
		657. 8	森林副産物
		658	林産製造
		659	狩猟, 鳥獣保護
<b>66</b>	<b>水産業</b>		
		660	水産業
		661	水産経済・行政・経営
		661. 1	漁業政策・行政, 漁業制度
		661. 4	水産物価格及び市場, 流通と消費

類	綱	要目	項目
			661. 6 漁業協同組合, 水産業協同組合
			661. 7 漁業経営
		662	水産業および漁業史・事情
		663	水産基礎学
		664	漁労, 漁業各論
		665	漁船, 漁具
		666	水産増殖, 養殖業
		667	水産製造, 水産食品
		668	水産物利用, 水産利用工業
		669	製塩, 塩業
<b>67</b>	<b>商業</b>		
		670	商業
		671	商業政策・行政
		671. 6	商工協同組合, 商工組合
		672	商業史・事情
		673	商業経営, 商店
		673. 5	卸売業, 問屋
		673. 7	小売業
		673. 8	デパート, スーパーマーケット, チェーンストア
		673. 9	サービス産業
		674	広告, 宣伝
		675	マーケティング
		675. 2	市場調査, 市場予測
		675. 4	販売経路, 商品流通機構, 配給組織
		675. 5	卸売市場
		676	取引所
		678	貿易
<b>68</b>	<b>運輸, 交通</b>		
		680	運輸, 交通
		681	交通政策・行政・経営
		681. 1	交通政策, 交通規制
		681. 2	交通行政, 交通法
		681. 3	交通安全, 交通事故, 自動車事故

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目
		681.4	交通経営形態. 交通賃率. 交通会計
		682	交通史・事情
		683	海運
		683.9	港湾. 商港
		683.91	港湾政策・行政・法令
		683.92	港湾史・事情
		684	内水・運河交通
		685	陸運・自動車運送
		685.2	陸運史・事情
		685.4	駐車場
		685.5	タクシー事業. バス事業
		685.6	トラック事業
		685.7	高速道路. 自動車道
		686	鉄道
		687	航空運送
		688	倉庫業
		689	観光事業
		689.1	観光政策・行政・法令
		689.2	観光事業史・事情
		689.3	観光事業経営・宣伝
		689.4	観光地計画. 観光開発
		689.5	遊園地事業. 遊園地
		689.7	会館
		689.8	ホテル. 旅館. 民宿. ペンション. 貸別荘
		689.9	国民保養施設. 休暇村. 国民宿舎
	<b>69</b>	<b>通信事業</b>	
		690	通信事業
		691	通信政策・行政・法令
		692	通信事業史・事情
		693	郵便. 郵政事業

類	綱	要目	項目
		694	電気通信事業
		699	放送事業
<b>7 芸術</b>			
	<b>70</b>	<b>芸術. 美術</b>	
		700	芸術. 美術
		701	芸術理論. 美学
		702	芸術史. 美術史
		703	参考図書
		703.8	美術品目録
		704	論文集. 評論集. 講演集
		705	逐次刊行物
		706	団体: 学会. 協会. 会議
		706.9	美術館・展覧会
		707	研究法. 指導法. 芸術教育
		708	叢書. 全集. 選集
		708.7	美術図集
		709	芸術政策. 文化政策
		709.1	文化財
	<b>71</b>	<b>彫刻</b>	
		710	彫刻
		711	彫塑材料・技法
		712	彫刻史. 各国の彫刻
		713	木彫
		714	石彫
		715	金属彫刻. 鋳造
		717	粘土彫刻. 塑造
		718	仏像・仏塔
		719	オブジェ
	<b>72</b>	<b>絵画. 書道</b>	
		720	絵画
		721	日本画
		721.01	岡倉天心
		721.011	伝記. 研究・評論
		721.02	小川芋銭
		721.021	伝記. 研究・評論
		721.03	奥原晴湖
		721.031	伝記. 研究・評論
		721.04	河鍋曉斎
		721.041	伝記. 研究・評論
		721.05	横山大観

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目
			721.051 伝記・研究・評論
		722	東洋画
		723	洋画
		723.01	中村つね
		723.011	伝記・研究・評論
		724	絵画材料・技法
		725	素描・描画
		726	漫画・挿絵・動画
		727	グラフィックデザイン・図案
		728	書・書道
	<b>73</b>	<b>版画</b>	
		730	版画
		730.01	滝平二郎
		730.011	伝記・研究・評論
		731	版画材料・技法
		732	版画史・各国の版画
		733	木版画
		734	石版画
		735	銅版画・鋼版画
		736	リノリウム版画・ゴム版画
		737	写真版画・孔版画
		739	印章・篆刻・印譜
	<b>74</b>	<b>写真・印刷</b>	
		740	写真
		742	写真器械・材料
		743	撮影技術
		744	現像・印画
		745	複写技術
		746	特殊写真
		747	写真の応用
		748	写真集
		749	印刷
	<b>75</b>	<b>工芸</b>	
		750	工芸
		751	陶磁工芸
		751.01	板谷波山
		751.011	伝記・研究・評論
		751.02	松井康成
		751.021	伝記・研究・評論
		752	漆工芸
		753	染織工芸

類	綱	要目	項目
		754	木竹工芸
		755	宝石・牙角・皮革工芸
		756	金工芸
		757	デザイン・装飾美術
		758	美術家具
		759	人形・玩具
	<b>76</b>	<b>音楽・舞踊</b>	
		760	音楽
		761	音楽の一般理論・音楽学
		762	音楽史・各国の音楽
		763	楽器・器楽
		764	器楽合奏
		765	宗教音楽・聖楽
		766	劇音楽
		767	声楽
		768	邦楽
		769	舞踊・バレエ
	<b>77</b>	<b>演劇・映画</b>	
		770	演劇
		771	劇場・演出・演技
		772	演劇史・各国の演劇
		773	能楽・狂言
		774	歌舞伎
		775	各種の演劇
		777	人形劇
		778	映画
		779	大衆演芸
		779.1	講談・落語・浪曲等
	<b>78</b>	<b>スポーツ・体育</b>	
		780	スポーツ・体育
		781	体操・遊戯
		782	陸上競技
		783	球技
		783.4	フットボール
		783.7	野球
		784	冬季競技
		785	水上競技
		786	戸外レクリエーション
		787	釣魚・遊猟
		788	相撲・拳闘・競馬

茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目
		789	武術
	<b>79</b>	<b>諸芸・娯楽</b>	
		790	諸芸・娯楽
		791	茶道
		792	香道
		793	花道
		794	撞球
		795	囲碁
		796	将棋
		797	射撃ゲーム
		798	室内娯楽
		799	ダンス
<b>8 言語</b>			
	<b>81</b>	<b>日本語</b>	
		810	日本語
		811	音声・音韻・文字
		812	語源・意味
		813	辞典
		814	語彙
		815	文法・語法
		816	文章・文体・作文
		817	読本・解釈・会話
		818	方言・訛語
	<b>82</b>	<b>外国語</b>	
		820	外国語
		821	音声・音韻・文字
		822	語源・意味
		823	辞典
		824	語彙
		825	文法・語法
		826	文章・文体・作文
		827	読本・解釈・会話
		828	方言・訛語
<b>9 文学</b>			
	<b>90</b>	<b>文学</b>	
		900	文学
		901	文学理論・作法
		902	文学史・文学思想史
		903	参考図書

類	綱	要目	項目
		904	論文集・評論集・講演集
		905	逐次刊行物
		906	団体・学会・協会・会議
		907	研究法・指導法・文学教育
		908	叢書・全集・選集
		909	児童文学研究
	<b>91</b>	<b>茨城の文学</b>	
		910	茨城の文学
		910. 2	茨城文学史
		910. 31	作家研究(個人)
		910. 32	作家研究(複数人)
		911	詩歌
		911. 1	和歌・短歌
		911. 2	連歌
		911. 3	俳諧・俳句
		911. 4	川柳・狂句
		911. 5	詩:新詩体, 近代詩, 現代詩
		911. 51	児童詩, 童謡
		911. 6	歌謡
		912	戯曲
		912. 3	謡曲
		912. 5	歌舞伎
		912. 6	近代戯曲
		912. 7	シナリオ・放送ドラマ
		913	小説・物語
		914	評論・エッセイ・随筆
		915	日記・書簡・紀行
		916	記録・手記・ルポルタージュ
		916. 1	戦争体験記
		917	箴言・アフォリズム・寸言
		918	作品集・全集・選集
		919	漢詩文・日本漢文学
	<b>92</b>	<b>外国文学</b>	
		920	外国文学
		921	詩歌・韻文・詩文
		922	戯曲
		923	小説・物語
		924	評論・エッセイ・随筆
		925	日記・書簡・紀行

### 茨城県立図書館郷土資料分類表

類	綱	要目	項目
		926	記録, 手記, ルポルタージュ
		927	箴言, アフォリズム, 寸言
		928	作品集, 全集, 選集
		929	その他
	<b>93</b>	<b>茨城文学賞コーナー</b>	
		930	茨城文学賞受賞作品
		931	茨城新聞社賞受賞作品
	<b>95</b>	<b>茨城郷土人作家</b>	
		950	茨城郷土人作家
		950. 1	作家研究・評論・伝記
		951	<b>住井すゑ</b>
		951. 1	作家研究・評論・伝記
		952	<b>長塚節</b>
		952. 1	作家研究・評論・伝記
		953	<b>野口雨情</b>
		953. 1	作家研究・評論・伝記
		954	<b>山村暮鳥</b>
		954. 1	作家研究・評論・伝記
		955	<b>横瀬夜雨</b>
		955. 1	作家研究・評論・伝記